



阿見町

暮らしの便利帳

2026・2027
保存版

地域ガイド

わたしたちの暮らす
町の魅力を再発見する特集

行政ガイド

様々な手続き・
窓口案内など

生活ガイド

身近な医療機関の
ご案内

阿見町 × 株式会社サイネックス



| | | |
|--------------|-----|----|
| 阿見町 ガイド | 🔍 | 8 |
| 届出・証明 | 📄 | 24 |
| 保健・ 介護・福祉 | 🚼 | 32 |
| 子育て・ 教育 | 👨👩👧 | 53 |
| 税金 | 💰 | 61 |
| 防災 | 🔥 | 64 |
| 生活環境 | 🗑️ | 66 |
| 行政・議会 | 🗳️ | 79 |
| 各種相談 | 🗣️ | 85 |
| 生活 ガイド | 📖 | 87 |

阿見町公式LINE

防災や防犯、子育て、イベントなど、さまざまな町の
情報を配信！ぜひ、お友だち登録をお願いします。

友達登録はこちらから



阿見町 暮らしの便利帳電子書籍版

パソコンやスマートフォンでも
本誌をご覧ください。





かけがえのない
こどものための町
なないろこまちで
産み、育てる



nanairo comachi

産科・婦人科

自然分娩・産後ケア

小児科

託児一時預かり

皮膚科・美容皮膚科

カフェ



NANAIRO
なないろレディース
クリニック
☎ 029-860-7716



NANAIRMOA
なないろもあ
バースクリニック
☎ 029-886-3541



NANAIRO
Clinic for Kids
なないろキッズ
クリニック
☎ 029-886-7716



なないろの
おうち
☎ 070-7489-0716



NANAIRO
Skin Clinic
なないろ
スキンクリニック
☎ 029-828-4180



nachu
café
NANAIRO

ごあいさつ



阿見町長
千葉 繁

阿見町は茨城県の南部に位置し、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南に面しています。

首都東京や県都水戸へはJR常磐線や常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあり、また、子育て支援施策の充実を図ってきたことから、利便性と豊かな自然が調和した暮らしやすいまちとして、子育て世代を中心に転入者が増加しています。

今後も、当町を選んでくださった皆様に、いつまでも住み続けたいと実感していただけるよう、「誰もが幸せに暮らせるまち」を目指してまいります。

この度お配りいたしました「阿見町暮らしの便利帳」は、各種行政サービスや公共施設等の紹介のほか、町の魅力を1冊にまとめた総合的な情報誌として2年に一度発行しております。阿見町での暮らしをサポートするガイドブックとして、皆様の日常生活にお役立ていただけましたら幸いです。

結びに、本冊子の発行にあたりまして、広告協賛にご協力をいただきました多くの事業者・団体等の皆様に深く感謝申し上げます。

編集後記

「阿見町暮らしの便利帳」は、阿見町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として阿見町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「阿見町暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、阿見町の全世帯へ無償配布することができます。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「阿見町暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和8年2月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

阿見町暮らしの便利帳

令和8年4月発行

発行

阿見町／株式会社サイネックス



阿見町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス つくば支店
〒305-0817 茨城県つくば市研究学園5-20-2
TEL.029-858-0570

※掲載している広告は、令和8年3月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

子どもの
目線で見ると
危険が
いっぱい!

うちの危険箇所チェック

うちの中には、子どもの興味を引く「危険」がたくさんあります。
あてはまる場所や物の位置をしっかりと確認して、
事故対策を家族で考えておきましょう。

ベランダ
踏み台があると登って転落の危険
ベランダの柵の幅は大丈夫?

キッチン
刃物でのけが、熱い鍋などでやけど
2歳くらいになると背伸びすれば届くので注意が必要

階段
転倒・転落

電気ケトル
転倒時の湯漏れによるやけど
湯気をさわってのやけど
コードをひっぱる・かじる

ビニール袋
窒息の危険、誤飲

アイロン
やけど
コードをひっぱる・かじる

テーブル・イス
テーブルクロスを引っ張って
上の物の落下によるけが
イスからの転倒

おもちゃ
誤飲
小さなおもちゃは誤飲の可能性があり危険!

テレビ
テレビの落下によるけが

暖房器具
湯気をさわってのやけど

風呂場
浴槽への落下
せっけん、シャンプーなどの誤飲

コンセント
やけど
小さい物をつめこんで火事

たばこ
誤飲、ライターでのやけど

ドア
指を挟む
頭をぶつける
扉部分だけでなく
付け根の間隙も危険です

洗面所
歯ブラシ・カミソリでのけが
洗剤などの誤飲
洗濯機への落下
タブレットやジェルボールタイプの洗濯洗剤はお菓子に見える可能性があるので注意!

観葉植物
葉っぱや土の誤飲

ソファ
転落

タンス・棚
引き出しでの指づめ

トイレ
便器への落下

ゆめふるつなぐ保育園

みんなの「大好き」が
成長の力に

笑顔をつなぎ、未来を創る子どもたち



保育理念

個を尊重し、自尊心を育む教育
利他の精神で、和を育む教育

子ども、一人ひとりが日本代表、笑顔をつなぎ、
未来を創る子どもたちを育てていきます。



園舎紹介

太陽の下で草花や生き物、水や土に触れたり、
日陰で思いにふけて静かに過ごせる場など、
自分だけのお気に入りの居場所を見つけて
「感性や五感」を育みます。



はなまる教室

子どもたちの「大好き」「得意」をみんなで
学び合う「はなまる教室」を実施しています。

お子様の「大好き」を、
ぜひ私たちに教えてください。



にじの実の子育て支援広場

悩み相談や不安なことを、育児中の仲間や先輩ママたちと
一緒に解決・共有できる場所です!!

どなたでも無料で利用できます!
お気軽にお問い合わせください



荒川沖駅
より
車で9分



ゆめふるつなぐ保育園

〒300-1153 稲敷郡阿見町大字実穀字寺子 1620-44

☎ 029-896-3861



ゆめふるつなぐ保育園



<https://syoujinkai-tsunagu.or.jp/yumefurusunagu/>



インデックス Index

- ごあいさつ 1
- Index 4
- Life Scene Index 6

🔍 阿見町ガイド 8

- ▶ 阿見町のプロフィール 8
- ▶ 阿見町の見どころ満載 10
- ▶ 二所ノ関部屋との連携 12
- ▶ まつうらわくわくパークあみ 13
- ▶ 賑わうまちの年中行事 14
- ▶ 心躍り笑顔はじける一大イベント 16
- ▶ 阿見の美しい景観 17
- ▶ 阿見の大地と水が育む自然の恵み 18
- ▶ 予科練平和記念館 19
- ▶ 役場庁舎フロア案内 20
- ▶ 行政区マップ 21
- ▶ 官公署等施設MAP 22

📄 届出・証明 24

- ▶ 住民登録 24
- ▶ マイナンバーカード、
公的個人認証サービス 25
- ▶ 戸籍関係の諸届一覧(主なもの) 26
- ▶ 戸籍に関する証明 26
- ▶ おくやみデスク 27
- ▶ 印鑑の登録と証明 27
- ▶ 自動車の臨時運行の許可
(仮ナンバー) 28
- ▶ パスポート 28
- ▶ 休日証明書交付サービス 30
- ▶ 本人確認にご協力ください 30
- ▶ うずら出張所 31
- ▶ 行政区加入のお願い 31

👤 保健・介護・福祉 32

- ▶ 国民健康保険 32
- ▶ 後期高齢者医療制度 34
- ▶ 医療福祉費制度(マル福) 36
- ▶ 国民年金 37
- ▶ 介護保険 38
- ▶ 高齢者関連サービス 43
- ▶ 福祉センターまほろば 45
- ▶ 高齢者の健康づくり教室 45
- ▶ 障害福祉 46
- ▶ 健康診査 48
- ▶ 子どもの予防接種 49
- ▶ 成人の予防接種 49
- ▶ 高齢者の予防接種 49
- ▶ こども家庭センター 50
- ▶ 妊娠・出産 50
- ▶ お子さんの健診・相談・教室 51
- ▶ 要保護児童対策 52

👨‍👩‍👧 子育て・教育 53

- ▶ 保育施設 53
- ▶ 一時保育サービス 54
- ▶ 病後児保育サービス 54
- ▶ 病児保育サービス 54
- ▶ まつうらわくわくパークあみ
(あみ子育て支援センター) 55
- ▶ 地域子育て支援拠点 あゆみ保育園
地域子育て支援センター
びよんびよんくらぶ
ゆめふるつなぐ保育園
地域子育て支援センター 55
- ▶ 児童手当 55
- ▶ 児童扶養手当 56
- ▶ ファミリーサポートセンター
(町社会福祉協議会内) 57
- ▶ 児童館 57
- ▶ 母親クラブ 57

- ▶ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室 58
- ▶ 町立小中学校 59
- ▶ 小中学校就学援助
(要保護・準要保護)制度 60
- ▶ 相談支援ファイルをご活用ください 60

💰 税金 61

- ▶ 住民税 61
- ▶ 固定資産税・都市計画税 61
- ▶ 軽自動車税 62
- ▶ 税に関するよくある質問 63

🔥 防災 64

- ▶ 防災 64

🗑️ 生活環境 66

- ▶ 町のごみ処理施設 66
- ▶ ごみの出し方 66
- ▶ 『阿見町統一指定袋』 69
- ▶ 『事業系のごみ』について 69
- ▶ 家電リサイクル 70
- ▶ 小型家電リサイクル 70
- ▶ きずなBOX 72
- ▶ デマンドタクシー『あみまるくん』 72
- ▶ 犬・猫を飼うとき 73
- ▶ 上下水道 74
- ▶ 浄化槽 75
- ▶ 道路 76
- ▶ 都市計画 76
- ▶ そのほかの環境衛生 77
- ▶ 交通・防犯 78
- ▶ 農林業 78

広 告

リフォーム・塗装の事なら何でもご相談ください



小守建装 株式会社

スタッフ募集!!

阿見町阿見4666-2036

☎ 029-846-1664

<https://www.komori-kenso.co.jp>



小守建装

検索



行政・議会

79

- ▶ 情報公開制度 79
- ▶ 個人情報保護制度 79
- ▶ 監査委員 79
- ▶ 広報 79
- ▶ あみメール 80
- ▶ 町公式LINE 81
- ▶ 選挙 81
- ▶ 阿見町議会 82
- ▶ 図書館 82
- ▶ 公民館・コミュニティセンター 83
- ▶ スポーツ施設 84
- ▶ ふれあい地区館事業 84



各種相談

85

- ▶ 消費者の困りごと相談 85
- ▶ 行政相談 86
- ▶ 人権相談 86
- ▶ 子育て相談 86
- ▶ 教育相談 86
- ▶ 心配ごと相談 86
- ▶ 高齢者総合相談 86
- ▶ こころの健康相談 86
- ▶ 障害者総合相談 86



生活ガイド

87

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

- ▶ 医療機関リスト 87
- ▶ 健康マップ 88
- ▶ リフォームの基礎知識 90
- ▶ 空き家対策の基礎知識 93
- ▶ エンディングノートを準備しませんか? 94
- ▶ 阿見町商工会 96

広告

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



広告

茨城県知事許可(般-04)第22375号

愛・夢・未来を創造する
(株)美都住建
注文住宅 店舗 設計・施工

施工例

本社 稲敷郡阿見町実穀1283-10
TEL:029-842-7196
牛久営業所 牛久市南4丁目45-45 TEL:029-874-2118
<https://www.mitojuken.com>

お客様満足度 **No.1** を
目指しています!

不動産・中古住宅取扱い
美ミ都リ和ワ

●増改築工事
●水廻り改築工事
●外部吹付工事
●屋根葺替工事
●外構工事

本社 牛久市南4丁目45-45
TEL:029-874-2118
阿見営業所 阿見町中央1丁目5-32 TEL:029-891-2200
<https://lixil-reformshop.jp/shop/SP00000348/>

株式会社 光輝

茨城県知事許可
第33268号

一般造建築・リフォーム施工・店舗施工 他

建築のことなら何でもご相談下さい

阿見町若栗892

TEL 029-887-3595
<https://koukikenchiku.jp>

私たち 昭和総合保険は、お客様とのコミュニケーションを大切に、
期待と信頼に応えるサービスを提供いたします。

保険のことなら何でもご相談下さい

有限会社 昭和総合保険 阿見町中央 3-3-25
TEL.029-891-0033

知りたい
ときにすぐに
見つかる!

ライフシーンインデックス

Life Scene Index



- 出生届…P26
- 国民健康保険…P32
- こども家庭センター…P50
- 母子健康手帳交付…P50

- 子どもの予防接種…P49
- お子さんの健診・相談・教室…P51
- 保育施設…P53
- 子育て支援センター…P55
- ファミリーサポートセンター…P57

- 放課後児童クラブ・放課後子ども教室…P58
- 町立小中学校…P59
- 小中学校就学援助…P60
- 教育相談…P86

誕生

たんじょう

育児

いくじ

教育

きょういく



老後

らうご

- 後期高齢者医療制度…P34
- 国民年金…P37
- 介護保険…P38
- 高齢者総合相談…P86

- 国民健康保険…P32
- 国民年金…P37

成人

せいじん



壮年

そうねん

- 国民健康保険…P32
- 国民年金…P37
- 健康診査…P48
- 税金…P61

- 住民登録…P24
- 戸籍…P26
- 婚姻届…P26

結婚

けっこん



生活

せいかつ

- ごみの出し方…P66
- デマンドタクシー『あみまるくん』…P72
- 上下水道…P74
- 各種相談…P85

緊急時

きんぎゅうじ

- 防災…P64

広告

不動産のお悩みを無料相談受付中!!【査定書進呈】【相続相談】【資産整理】【不動産活用】

不動産の価値を私たちと一緒に考えませんか

売買



- 無料査定
- 早期買取
- 残置物の整理
- 売買仲介

空き家を活用したい人が物件を探しています

賃貸



- 募集相談
- 契約管理
- リフォーム見積
- 原状回復

空き家・空き地の管理もお任せください

管理



- 郵送物の確認
- 植木の確認
- 敷地のゴミ清掃
- 室内の換気

NEXUS ネクサス

☎029-896-6815
お問い合わせはお気軽にどうぞ

茨城県知事(3)第6888号
茨城県稲敷郡阿見町中央 3-2-5
E-mail: nexus@festa.ocn.ne.jp



戸籍の届出・各種登録は
役場へ届け出てください

必要な方

印鑑登録 **P27**

赤ちゃんが生まれたら

出生届 **P26**

生まれた日から14日以内に届出

結婚が決まったら

婚姻届 **P26**

届け出た日から効力

家族が亡くなったら

死亡届 **P26**

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出



引っ越しに
関する届出

町内に引っ越ししてきたら

転入届 **P24**

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

町外へ引っ越しするとき

転出届 **P24**

引っ越し日の約14日前から届出

町内で引っ越しをしたら

転居届 **P24**

引っ越しした日から
14日以内に届出



こんなとき、どうするの?を解決!
困ったときに目的別で
見つけやすい!



広告

ウイング眼科

土、日、祝日も夜6:30まで受付

| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:40 ~ 12:30 | ● | ● | 休 | ● | ● | ● | ● |
| 13:50 ~ 18:30 | ● | ● | 休 | ● | ● | ● | ● |

休診日 水曜日のみ

3次元眼底検査、視野検査できます
コンタクトレンズ検査・処方せん発行
超広角レーザー検眼鏡導入
★車で来て車で帰れます★
牛久市ひたち野東4-2-1
スーパーカスミ脇、ココス裏
無料駐車場 10台分あり
ウイング眼科 検索 ☎ 878-3017

街の水道屋さん

阿見町上下水道指定工事店

地域密着型

確かな技術力

緊急トラスル対応

水回りのリフォームでお困りの方へ
キッチン お風呂 トイレ

水回りの リフォームなら

TOTOリモデルクラス正会員
トキワ住設サービスに
お任せください

ガス給湯器 最大70%OFF

【例】ノーリツ、エコジョーズGT-C2A72SAW ¥132,990- ※定価403,000
エコキュート 入替交換機工事パック [Panasonic、HE-S37LQ ¥363,000]
各種 設備機器、給排水の補助金申請もいたします。
お気軽にご相談下さい。

株式会社トキワ住設サービス
阿見町実穀1654-5 ☎ 0120-88-6424
トキワ住設サービス 検索

故人との思い出を大切に、心からのお見送りを。
阿見葬祭株式会社があなただけの大切な人を優しく包みます。

ART CEREMONY 阿見葬祭

アートセレモニー阿見斎場
小規模葬儀や家族葬向き
稲敷郡阿見町岡崎2丁目3番7号

病院から自宅までの遺体搬送
24時間どこの病院でもOK!!
直接お電話下さい

お葬式のご相談・お問合せは24時間受付

阿見葬祭株式会社 ☎ 029-887-8877

稲敷郡阿見町岡崎2-3-4

広告

*どのような状態であってもご相談ください

貴金属

酒類

切手

古銭

商品券

etc... **出張・訪問買取
出張査定無料
その場で現金買取**

Reuse Shop

買取わかば

あなたのモノを、誰かのダイセツに

阿見町阿見2958 マイアミショッピングセンター IF

TEL 029-893-2992

営業時間 / 10:00~18:00 わかば 阿見 🔍

ホームページ

LINE 査定

古物商許可証 茨城県公安委員会 第401280000694号 酒類販売業 竜酒 | 第19号

阿見町ガイド

昭和30年4月、旧阿見町、朝日村、原村、舟島村の一部の合併により、現在の阿見町が誕生しました。

霞ヶ浦の豊かな水資源と温かな気候に恵まれた自然環境を活かし、メロン、すいか、れんこんなど自慢の特産品が数多くあります。

圏央道阿見東インターチェンジに隣接する「あみプレミアム・アウトレット」や、町の歴史遺産である予科練、旧海軍航空隊を展示する予科練平和記念館には、県内外からも多くの観光客が訪れています。

町内には東京医科大学茨城医療センター、茨城大学農学部、茨城県立医療大学などの優れた医療・教育機関が集積しているほか、3つの工業団地があり、二所ノ関部屋がある西部地域をはじめとした良好な住環境の創出によって、職住近接のまちづくりが進み、近年の人口増に繋がっています。

令和6年5月には、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、「SDGs未来都市」に選定されました。

町民憲章

わたくしたちは、阿見町民であることに誇りと責任をもち、健康で、やすらぎと活力のある、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、水と緑の美しい町をつくりましょう
- 2 知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう
- 3 働くことに喜びをもち、豊かな町をつくりましょう
- 4 自らきまりを守り、力をあわせ、明るい町をつくりましょう
- 5 思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくりましょう

都市宣言

- ◆ 非核平和宣言
- ◆ 男女共同参画宣言都市
- ◆ 暴走族追放宣言
- ◆ ゼロカーボンシティ宣言
- ◆ 飲酒運転追放根絶のまち宣言
- ◆ SDGs日本モデル宣言
- ◆ 青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る街

町の花・木・鳥



町の花
キク



町の木
サクラ

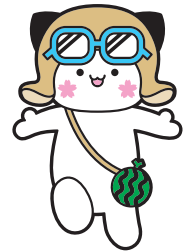


町の鳥
ウグイス



町章

「ア」を図案化し、三つ組み合わせ阿見をあらわし、町の「和」と「発展」の姿を象徴したものです。



阿見町公式マスコットキャラクター

あみっぺ

阿見町のプロフィール

広告



安心・安全・安定を心掛け輸送しています。

- ◆ 一般貨物全般
- ◆ 食品・冷凍・冷蔵輸送
- ◆ 倉庫・軽作業

- ◆ 認可整備・修理・塗装
- ◆ 車検・代行・販売
- ◆ 食肉加工販売

認証整備工場

各種レンタカー

株式会社 篠崎商事

阿見町よしわら 6-22-3 TEL029-889-4567

<https://shinozaki-line.com/>

阿見町の概要

主な統計データ

| | |
|--------|---|
| 町制施行日 | 昭和30年4月1日 |
| 総面積 | 71.40km ² ※湖面を除く面積:64.90km ² 50.637人 |
| 人口・世帯数 | (男25,302人 女25,335人) 22,632世帯 ※令和7年10月1日現在 |

| | |
|-------|---------------------------|
| 人口密度 | 709人/km ² |
| 産業構造 | 第1次産業 3.7% |
| | 第2次産業 27.1% |
| | 第3次産業 69.2% (令和2年国勢調査) |
| 財政力指数 | 0.879(令和6年度) |

生活関連施設整備状況

| | |
|------------------|-------------------|
| 道路改良率 | 36.75% |
| 道路舗装率 | 64.7% |
| 人口1人当たり公園面積 | 7.6m ² |
| 水道普及率(人口比) | 90.5% |
| 生活排水処理総合普及率(人口比) | 98.1% |

社会福祉・医療施設整備状況

| | |
|---------------|---------|
| 保育所 | 8 |
| 小規模保育事業所 | 3 |
| 家庭的保育事業所 | 1 |
| 児童館 | 1 |
| 特別養護老人ホーム | 3 |
| 老人デイ・サービスセンター | 15 |
| 老人福祉センター | 1 |
| こども家庭センター | 1 |
| 保健センター | 1 |
| 病院・診療所(病床数) | 24(742) |

教育・文化施設整備状況

| | |
|----------------|------|
| 幼稚園 | 1(1) |
| 小学校 | 7(0) |
| 中学校 | 3(0) |
| 高校 | 1(1) |
| 大学 | 2(2) |
| 公民館・コミュニティセンター | 7(0) |
| 図書館 | 1(0) |
| 体育館 | 1(0) |
| 陸上競技場 | 1(0) |
| 野球場 | 4(0) |
| プール | 1(0) |
| 認定こども園(幼保連携型) | 2(2) |
| 認定こども園(幼稚園型) | 1(1) |
| 博物館類似施設 | 1(0) |

※()内の数字は総数に含む市町村立以外の施設数

議会

定数 条例 18人

友好姉妹都市



- 米国 スーペリア市(姉妹都市)
- 中国 柳州市(友好都市)

祭り・イベント

- 10月 まい・あみ・まつり(予定)
あみスポーツフェスタ
さわやかフェア
- 12月 マラソン大会

開催時期や内容が変更となる場合があります。

広告

「もしも」に備えよう！各種防災用品取り扱っております

売るのは、消火器じゃなくて「安心」です

従業員募集中!!

お気軽に
お問い合わせください

業務内容
■消防設備保守点検・設計・施工
■消火器販売・回収廃棄
■各種防災用品販売

(株)常陸電通つくば営業所 〒300-1158 茨城県稲敷郡阿見町住吉1-5-1
☎0298-75-5980 FAX0298-75-5983

造園・設計・施工・管理

茨城県知事許可 第22680号

有限会社 長樹園緑地

阿見町小池838-2
TEL 029-889-1273
FAX 029-889-2373

完全自社施工とお客様目線のメンテナンス
で選ぶ太陽光発電のパートナー

めざそう!!
電気代節約生活
太陽光発電 + 蓄電池

これからは、ご家庭の電気はご家庭で作り、ご家庭でまかなう時代に向かいます!!

エネルギーをつくる + エネルギーをためる = ご家庭の電気をまかないます

こんな方はご検討ください!!
光熱費を安くしたい 節約したい方
災害時や停電など 方々の時の備えに

任せて安心5つの理由
1. 完全自社施工・安全対策 2. お客様目線のメンテナンス
3. 価格の理由が明確 4. 家庭用蓄電池のススメ 5. 地域密着のスタッフの想い

南アミカブルサービス
AMICABLE SERVICE 詳しくはこちらへ

稲敷郡阿見町島津 527-1 ☎0120-877-190
https://amicable-service.co.jp/

広告

街の塗装屋さんから知り合いの塗装屋さんを目指して

外壁・屋根塗装専門店

株式会社 丸愛装業

阿見町上条888 ☎029-886-7913



阿見町の見どころ満載

広告

阿見町ガイド

農作業をより効率的に、
より収益性の高い農業へ



シーダーテープの製造販売
種子・種苗・肥料・農業資材の販売

株式会社 常総農興

【本社】阿見町鈴木 4-27
TEL.029-887-5855
【店舗】阿見町鈴木 5-6
TEL.029-887-2816



冷暖房空気調和設備・給排水衛生設備
冷凍冷蔵設備・各種ダスト設備

阿見町指定上下水道工事店

—設計・施工—

茨城県知事許可(般-03)第 5719 号

(有)協進工業

代表取締役 舘野幸一

阿見町塙 310

☎029-889-2753
FAX029-889-2366

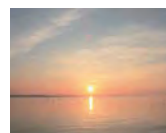
1 予科練平和記念館を見学しよう！

予科練とは、「海軍飛行予科練習生」及びその制度の略称です。若いうちから基礎訓練を行って熟練の搭乗員を育てることを目的とし、昭和5年に横須賀海軍航空隊で誕生しました。昭和14年に阿見町にあった霞ヶ浦海軍航空隊へと移転後、昭和15年に土浦海軍航空隊として独立します。その後も予科練は全国へと拡大し、終戦までの15年間で合計約24万人が入隊しました。



2 つくば霞ヶ浦りんりんロードを満喫しよう！

町内サイクリングコースの途中にある湖岸沿いの公園からは筑波山や霞ヶ浦を一望できます。



3 雪印メグミルク工場に見学へ行こう！

阿見工場は、プロセスチーズやマーガリン類を製造する乳製品工場として2014年より稼動し、約200種類の商品を製造しています。また、阿見総合物流センターを併設しており、雪印メグミルク最大の工場です。工場見学では、大スクリーンによる工場概要・製造工程のご説明とVR(バーチャルリアリティ)によるリアルなチーズ製造の視覚体験やご試食など、チーズやマーガリンについて楽しく学んでいただけます。



4 あみプレミアム・アウトレット

国内外の有名ブランド約160店舗が揃うアウトレットセンター。圏央道「阿見東」ICに直結しアクセスも良好。飲食店も充実し、ゆったりとアウトレットショッピングが楽しめます。

アメリカ西海岸をイメージした緑豊かで広々とした開放的な場内は、歩くだけでもワクワクし、人気バラエティ番組などのロケ地としても利用されています。場内から見える全長120メートルの世界最大級の大きさを誇る「牛久大仏」も圧巻です。



広告

動物と人の為になる、新しい「ふれあい」体験！



動物に教えてもらう動物園
「ANIMA」

見てみて
楽しい！

学んで
わくわく
AgC



【開園日】土、日、月、祝日(夏休み期間中は毎日開園) 【開園時間】11:00~16:00

Anima
ふれあい動物園

〒300-0321 稲敷郡阿見町塙293-1
☎080-7032-1009



動物の事なら「あにま」にご相談を！
動物取扱業登録 茨城県第2681号 R8.2.18~R13.2.2 (展示) 板倉博巳

Anima
動物医療センター
Animal Medical Care Center

〒300-0823 土浦市小松2-13-7 2階

☎029-896-5990

ご相談だけでもOK
ネット予約は24時間受付可

ANIMA動物医療センター
動物病院・ペットホテル

動物取扱業登録
茨城県第3513号
R8.2.18~R13.2.17
(保健) 責任者 板倉博巳
獣医師 藤原 隆之介

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日祝 | 予約 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|----|----|
| 10:00~13:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ |
| 17:00~19:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ |

祝日も受け付けます。
毎週日曜完全予約診療・月曜休診日
最終診療受付は、診療時間の15分前になります。
ご予約の患者様優先の診療となります。
ご予約以外でも診療可能です。詳細はお電話にてご確認ください。



5 果物狩りに行こう

【梅】 約800本の梅が植えられた梅林で、南高梅のもぎとりができます。(島津梅林)
【ブルーベリー】 無農薬栽培された9種類のブルーベリーが40分間食べ放題!(ブルーベリーみやもと)
【いちご】 阿見で唯一、いちご狩りが楽しめます!丹精こめて育てられたいちごは、濃い味わいです。(野口いちご園)
【ぶどう・梨】 12品種のぶどう7品種の梨を栽培する農園。実り時期は圧巻。お好みのものを購入できます。(タケダファーム)

6 動物たちとふれ合おう

憧れの乗馬体験から、エミューやミーアキャットが暮らす古民家動物園、引退競走馬とのふれあいまで。動物たちと間近に触れ合い、学び、楽しめるスポットで、心温まるひとときを過ごしませんか? (ふれあい動物園ANIMA、ホース ライディングスクエア エゴルプルス、うまんまパーク)



7 ガーデンへ行こう

A BBQをしよう

隠れ家的な雰囲気の中、1日1組限定のバーベキュースペースをご利用できます。(Woody Garden BBQ)



B 珍しい植物ならここ!

山野草や多肉植物などオリジナル種も扱う。約30年の栽培実績をもつ、希少な植物生産のプロ。(ワイルドプランツ 路地裏のギボウシ)



8 二所ノ関部屋

令和4年6月、第72代横綱「稀勢の里関」が親方を務める二所ノ関部屋が町内に開所しました。敷地面積は約5900平方メートル。2階建ての施設には、2面の土俵を設けた稽古場のほか、力士の住居スペースや銭湯のように広い浴場など、力士第一で考えられた環境が整っています。
 ※稽古等の見学は二所ノ関部屋後援会の会員に限ります。



阿見観光ガイドブック
ダウンロード



あみ観光協会
ホームページ



広告

植木

庭石

造園設計施工

緑地管理

茨城県知事許可 第20719号

有限会社 山中造園

お問い合わせはお気軽に

☎ 029-889-1008

阿見町 福田45-12 FAX 029-889-0458

電気・空調工事

設計・施工

地元密着信頼の工事店
丁寧・確実な施工

青山電気商会

阿見町吉原 2055
TEL.029-889-1628

総合建設業

五島産業株式会社

茨城県知事許可第 33930 号
近隣市町村上下水道工事指定店

土木・建築・舗装・水道施設
造園・石・解体工事

阿見町竹来 1132
TEL 029-891-0021
FAX 029-891-0031

【宗旨不問】

首都圏最大級公園墓地

青銅製仏像

牛久浄苑

十方堂ホール
牛久市久野町 1923
029-889-4100

Instagram

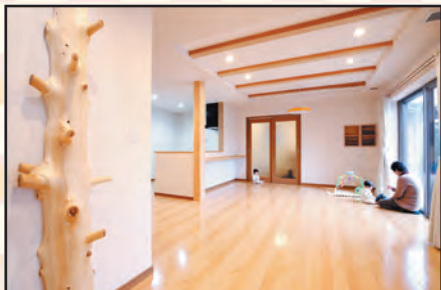
胎内 3 階
牛久市久野町 2083
029-889-2931

二所ノ関部屋との連携



広告

阿見町ガイド



快適な住まい
提案します!

地震から命を守る。まずは耐震診断を!

相談無料 木造耐震診断 承ります。

補助金等申請含め、良いお家になるよう提案します。

一級建築士事務所

村松建築

since1893.

住まいのことならお気軽にご相談ください。

注文住宅 リフォーム 耐震リフォーム 設計施工管理

阿見町若栗2468-2

お問合せ **Tel.029-888-1076**

従業員募集中!!



阿見町
中央公民館



阿見町
役場正面玄関

稀勢の里「優勝額・化粧廻し」の常設展示を行っています



二所ノ関部屋の
最新情報をチェックしよう

◆阿見町魅力発信サイト「あみっぺの部屋」内「二所ノ関のへや」
親方をはじめ、所属力士やスタッフの
プロフィール、最新情報をお届け。

こちらから



広報あみ「広報二所ノ関」

隔月で二所ノ関部屋の最新情報をお知らせしています。



広告

電気のプロが
あなたの暮らしをもっと快適に

お急ぎの方は
こちら!

電気のことならプロにお任せ!

快適な暮らしを24時間サポート

「コンセントをもっと増やしてほしい」
「ブレーカーが落ちて、全然直らない」
「電気代を節約したいな」などお困り
ごとがあれば、ぜひご相談ください。

ハロエネ株式会社 茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目9-5

緊急時 24 時間対応
対応エリア: 茨城県全域

090-7436-0007

防犯カメラで
安心安全を

防犯の抑止力に

- 不審者対策
- ストーカー対策
- 空き巣対策
- いたづら対策

事業拡大により
一緒に働く仲間募集

代表 飯塚尋人
どんな方でも温かく
迎え入れます。応募
お待ちしております。

学歴、経験不問ですので、
ぜひ勇気を出して1歩を
踏み出してみてください。

昇給あり・賞与あり
資格取得支援制度あり
週休2日制

ホームページ

LINE



まつうら わくわくパークあみ



(あみ子育て支援センター)

阿見町阿見4699-4 ☎029-886-8882

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)、
年末年始

入館料 無料



あそぶ

屋内大型遊具で、天候に左右されず思いっきり遊べます!ブロックや絵本もあるよ。



そうだん

日々の育児の悩みや困りごととお子さんの成長などどんなことでもお気軽に。電話・来館どちらでもOK!

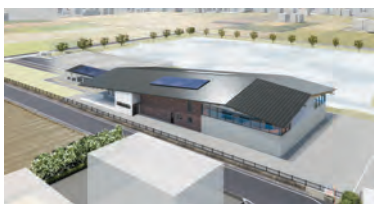
おしゃべり

お菓子やお弁当を食べながら楽しくおしゃべり・情報交換しよう。



イベント

季節ごとのイベント・誕生会・ベビーマッサージ・育児講座などイベント・行事がもりだくさん!



詳細についてはHPをご覧ください。
<https://ami.g-asuka.co.jp/>

施設HP



広告

つじ耳鼻咽喉科クリニック

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 9:00～12:30 | ● | ● | ● | / | ● | ● |
| 15:00～17:30 | ● | ● | ● | / | ● | / |

休診日: 木曜・土曜午後・日曜・祝日

阿見町うずら野 4-27-5
☎029-801-3387

時間帯予約制 / 24時間 WEB 予約可能

お子さま一人ひとりに合わせて学習をサポート

だから小さなお子さまでも無理なくのびます
阿見町町内には経験豊富な先生がたくさん!

みんなの「できたし」をお手伝いします

阿見うずらの教室
阿見町中央教室
荒川本郷教室
霞台教室

国語 英語 算数 数学

KUMON

受付時間 9:30～17:30 (土日、祝日を除く) ☎0120-372-100

各教室の詳細いご案内はこちらから! くもん 阿見町 検索
<https://www.kumon.ne.jp>

広告

「お困りごと」おまかせください!

電気 補聴器 水道 給湯器 住まい 洗面 トイレ お風呂 キッチン

茨城県知事許可 (般-05) 第38154号 Panasonic

ハギヤ電器のHPはこちら

稲敷郡阿見町うずら野 2-1-1 ☎029-842-3081

従業員募集 定休日 / 水曜日・祝日 営業時間 / 9:00～19:00

阿見町ガイド

賑わうまちの 年中行事

あみは見どころ・美味しいものいっぱい

開催時期や内容が変更となる場合があります。

広告

阿見町ガイド

あみプレミアム・アウトレット



詳しくはこちら



160 OUTLET STORES

圏央道・阿見東インターチェンジ直結でアクセス便利。
アメリカ西海岸をイメージした緑豊かな環境で
ショッピングをお楽しみください。

〒300-1161 茨城県稲敷郡阿見町よしわら4-1-1

AMI PREMIUM OUTLETS
MITSUBISHI ESTATE・SIMON

確実な技術で、空間を彩る。

塗装・防水



茨城県知事許可（般-05）第 27148 号

有限会社 建塗

茨城県稲敷郡阿見町鈴木 56-9
TEL.029-891-2430

2月

▶あみ産いちごの
スイーツフェア（～3月）

主催 阿見町商工会

3月

▶阿見町音楽祭

主催 阿見町中央公民館



4月

▶筍料理フェアたけのこほっぺ

主催 （一社）あみ観光協会

▶あみさくらまつり

主催 阿見町商工会



▶陸上自衛隊 土浦駐屯地 春の一般開放

主催 後方支援学校武器科部

▶いちご狩り体験



5月

▶たけのこ掘り体験

6月

▶阿見グリーンメロンの
スイーツフェア（～7月）

主催 阿見町商工会

▶梅の実もぎとり



▶初夏のまい・あみ・マルシェ

主催 （一社）あみ観光協会

▶スイカ・メロン祭

主催 JA水郷つくば、町内直売所



7月

▶ブルーベリー狩り

広告



Matsuura Construction
松浦建設株式会社

ISO9001認証取得

真心を持って

最良の品質を提供し、

地域社会に貢献する

〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見608-3

Tel:029-887-1771(代表) Fax:029-887-5214

8月

▶ぶどう&梨狩り

9月

▶新米フェア **主催** JA水郷つくば、町内直売所

10月

▶まい・あみ・まつり (予定)

主催 実行委員会

▶あみスポーツフェスタ **主催** 阿見町生涯学習課

▶さわやかフェア **主催** 阿見町秘書広聴課



▶茨城大学農学部「鋤耕祭」/県立医療大学「創療祭」

11月

▶まい・あみ・れんこんマルシェ

主催 (一社)あみ観光協会

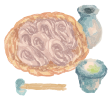


12月

▶あみプレミアム・アウトレット ウィンターイルミネーション

▶阿見町マラソン大会

主催 阿見町生涯学習課



広告

名倉堂 阿見榊原接骨院

受付時間

午前 8:00~11:30 / 午後 3:00~7:30
土曜日は午前 8:00~午後 1:00 までです
土曜日午後・日曜日・祝日 定休



稲敷郡阿見町中央1-12-18
(ヤックスドラッグストア阿見店隣)

お気軽にご相談下さい

☎029-887-2642

当たり前の毎日を、
電気の技術で支え続ける



NiD 株式会社 仁斗電気工業

稲敷郡阿見町よしわら 6-20-12

電気工事・空調設備工事
土木建築工事業・管工事業
電気通信工事業

TEL.029-875-3982

頻発する台風や大雨など自然災害に備えましょう

近年、予測出来ない自然災害が増えています。
あなたの大切な家と暮らしを守るために
今から出来る備えを考えませんか？



火災



台風



水災



地震

火災保険・地震保険 保険のプロにご相談ください

- 1 火災、台風、水災、地震など幅広い災害に対応
- 2 補償内容や保険料の見直しもサポート
- 3 保険のプロがあなたの疑問にお答えします

みんなの保険株式会社

取扱保険

個人・法人向け損害保険・生命保険/自動車/火災/
サイバーリスク保険/旅行・レジャーの保険/ペット保険/
サイクル保険/各種団体保険

お問い合わせ・ご相談はこちら

☎029-846-7702

営業時間 9:00~17:30
定休日 土曜・日曜・祝日

阿見町うずら野4丁目5-3

みんなの保険 阿見



心躍り笑顔はじける

一大イベント

あみは見どころ・美味しいものいっぱい



まい・あみ・まつり



まい・あみ・まつりは、阿見町在住・在勤・在学者の有志によって組織される実行委員会により企画運営されている、町民主導の一大イベントです。会場は「活気」と「笑顔」で満ちあふれます。



阿見町ガイド

特殊クリーニング

ジュタン・布団
カーテン・毛布
その他 皮類・和服



旭商会 阿見町吉原3628-1
☎ 029-889-1330
FAX 029-840-3535

住まいの電気設備・工事のお悩み、
まずはお聞かせください

スタッフ募集!!



125号線沿いの建物で黄色が目印です

例えば、こんな電気工事が
必要な時はご連絡ください!

台風・大雨後の漏電問題。テレビアンテナ・エアコン工事。



インターホン・防犯用センサーライト等の外部工事。



オフィス・店舗・工場の高圧受電設備工事などの大きな工事まで対応可。



照明のLED化。ダウンライト・シーリングファンなどへの取り換え。



株式会社 小澤電設
OZAWA ELECTRICAL EQUIPMENT

美浦村大谷335 (国道125号沿い)

小澤電設



029-875-9111

教養の豆知識 文化財って?

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれてきました。そして、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録しています。

現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方で、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことで文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。



文化庁HP「文化財」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/>)の内容を引用・編集・加工して作成

阿見の 美しい景観

あみは見どころ・美味しいものいっぱい

茨大通りの桜

阿見町の春はやっぱり桜！茨大通りや阿見町総合運動公園など、町内各所で桜を楽しむことができます。

4月には、阿見町総合保健福祉会館「ふれあいの道」で開催される阿見町商工会主催のあみさくらまつりや、陸上自衛隊土浦駐屯地で行われる春の一般開放などのイベントも開催されます。



ふれあいの森

四季折々に表情を変える、平地林を活かした総面積約12ヘクタールの森。遊歩道やあずまやが整備されているので散策に最適です。もともと自生していたクヌギやコナラ、山桜、コブシなどの樹木を見ることができ、イチジクやキウイ、ヤマモモ、グミなどの果樹も楽しむことができます。

📍 阿見町若栗2254-2



広告

小さな工事でも
真心こめて・・・

庭木剪定 高木伐採
草刈り 造園施工管理

🏢 社団法人 日本造園組合連合会会員

染谷造園株式会社

一級造園技能士 代表取締役 染谷修平
稲敷郡阿見町大字若栗3418-27

☎ (029) 887-1504



淑霞ヶ浦高等学校
kasumigaura
霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 稲敷郡阿見町青宿 50 番地
TEL: 029-887-0013/4755
FAX: 029-887-9380



ホームページは
こちらから



Instagram



X (旧 Twitter)



YouTube



広告

ユニバーサルデザインで みんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



みやもと接骨院
予約制 AM10:00~PM8:00(水・土PM6:00)
(定休日:日・祝日)
お電話下さい! TEL 029-886-3217

砂利の駐車場
みやもと接骨院
この看板が目印!

東京医科大学
茨城医療
センターさん

大竹橋 125

至美浦
DCMさん

ゆきむら
ラーメンさん

当院

セブンイレブン
さん

ランドロー
さん

接骨院
鍼灸院
接骨院

テナント隣に
専用駐車場1台有

LINE公式

ホームページ

阿見町中央4-8-19 ウイングテナント103

阿見の大地と水が育む 自然の恵み

あみは見どころ・美味しいものいっぱい



広告

美味しいお酒で
幸せな時間を楽しみませんか



菊水商店
日本名門酒会加盟店

阿見町中央 3-19-24
☎ 029-887-6008

菊水商店 🔍 検索



たけのこ

阿見町は総面積に対する竹林の割合が茨城県トップクラスで、たけのこが多く収穫されます。春には新鮮なたけのこを使った料理フェア「たけのこほっぺ」が開催され、町内各地の飲食店で、工夫を凝らした個性溢れるメニューを召し上がれます！

旬 4月～5月上旬



常陸秋そば

美味しいそばの産地を目指し、年々栽培面積が増えています。近年では「全国そば優良生産表彰」や「茨城県そば共進会」で表彰されるなど、品質の良いそばの産地として認められるようになってきました！



レンコン

阿見町を含む霞ヶ浦の湖岸一帯は日本一のレンコン産地です。アシなどが堆積した肥沃な土壌と水温の高さが栽培に最適な環境をつくっています。阿見町のレンコンは、味はもちろん形も良く、贈答用にもお勧めです！

旬 10月～3月

メロン(阿見グリーンメロン)

茨城県がメロンの収穫量全国トップクラスであることは有名ですが、阿見町でもおいしいメロン(アンデス、タカミなど)がたくさん収穫されます。阿見町の名を冠した『阿見グリーンメロン』は大きくて糖度が高いことが特徴です。

旬 6月～7月



大玉スイカ

阿見町は茨城県の銘柄推進産地指定を受けた大玉スイカ(紅大など)の産地です。新鮮でシャリシャリとした口あたりと糖度の高さが特徴で、出荷される町外の各地でも高い評価を受けています！

旬 6月～7月



ヤーコン

南米アンデス高原原産のヤーコン。阿見町にある茨城大学農学部の研究により日本で初めて試験栽培されました。シャキシャキとした食感で甘みもあり、生で食べることができます。加熱しても栄養素が壊れにくいので、いろいろな料理で楽しめます。

旬 11月～3月

食と緑に貢献する



MBC 丸和バイオケミカル株式会社

阿見開発センター

阿見町よしわら 5-7-1

『阿見町』のJA水郷つくばへ
お気軽にご相談ください。



<阿見支店>
阿見町中央1-3-1
TEL 029-887-8551



<阿見支店営農経済課>
阿見町若栗2243-4
TEL 029-889-0621



<農産物直売所愛菜園>
阿見町若栗1901-1
TEL 029-887-8395



<本店>
土浦市小岩田西1-1-11
TEL 029-822-0534
https://ja-sgt.or.jp



飲食の豆知識

注目しよう！食べ物のこと

安全・安心な食べ物を選ぶには

私たちは毎日いろいろな食べ物を食べていますが、「どこで」「だれが」「どのように」作ったか、食べ物を見ただけではわかりませんね。私たちがお店で売っている食品を買うときに安心して選べるようにするため、食品の袋や容器には「消費期限(しょうひきげん)」や「賞味期限(しょうみきげん)」、そのほかにも、アレルギー表示や食品添加物(しょくひんでんかぶつ)の表示など、さまざまなマークや情報が表示されています。食品表示の見かたを覚えておくと、食品を買ったり選んだりする時にとても役に立ちます。自分が食べているものが、どんなものかわかれば安心ですね。

農林水産省HP「子どもの食育～安全・安心な食べ物を選ぶには～」より加工編集して作成
(https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/featured/index.html)

予科練 平和記念館



今と変わらぬ少年たちの青春群像を通して、
命の尊さと平和への認識を深める

予科練とは海軍飛行予科練習生の略称です。昭和5(1930)年の制度開始後、昭和14(1939)年に神奈川県横須賀市から阿見町にあった霞ヶ浦海軍航空隊水上班に移転。翌年に土浦海軍航空隊として独立した後は、終戦まで全国の予科練教育・訓練の中心的な役割を担いました。『予科練平和記念館』では、貴重な予科練の歴史や町の戦史の記録を保存・展示し、命の尊さや平和の大切さを伝えています。



- 📍 阿見町廻戸5-1
- ☎ 029-891-3344
- 🕒 9:00~17:00(入館は16:30まで)
- 📅 休 月曜日(月曜が祝日または振替休日の場合はその翌日)、年末年始
- 💰 大人500円(団体400円)小中高生300円(団体240円)



広告

人・企業・社会の
電気をサポート

- ⚡ 電灯・電力内外線工事
- ⚡ 各種照明器販売
- ⚡ 自家用変電所設備工事
- ⚡ 設計・施工一式

 **浅野電設株式会社**

本社 / 稲敷市上之島 1006

TEL0299-78-3012

佐原営業所 / 千葉県香取市佐原口 2164-2

TEL0478-54-4144

浅野電設 稲敷



阿見町ガイド

広告

一般道路、駐車場工事から空港の滑走路や高速道路の施工まで



土木・舗装工事一式

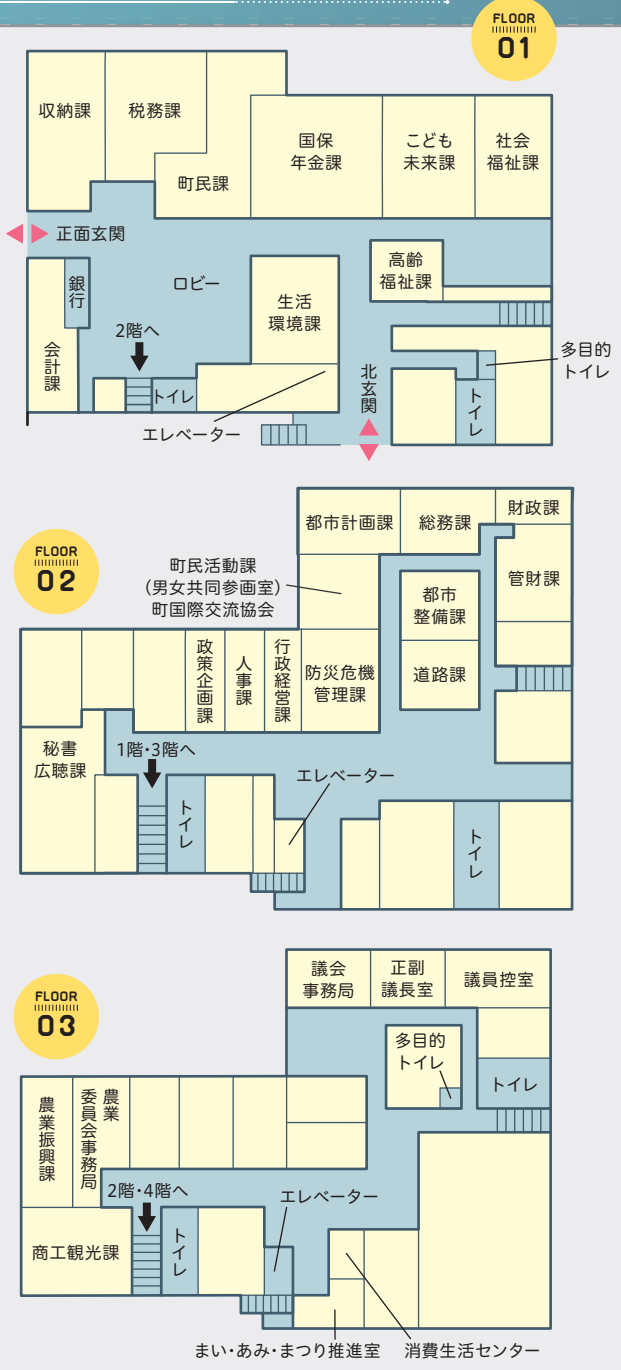
株式会社 我見工業

阿見町若栗3345-1
☎ 029-887-2623
<https://www.amikogyo.jp/>





阿見町ガイド



- FLOOR 01**
 - 収納課
 - 税務課
 - 町民課
 - 国保年金課
 - 生活環境課
 - 子ども未来課
 - 高齢福祉課
 - 社会福祉課
 - 会計課
- FLOOR 02**
 - 秘書広聴課
 - 政策企画課
 - 人事課
 - 行政経営課
 - 町民活動課 (男女共同参画室)
 - 防災危機管理課
 - 都市計画課
 - 総務課
 - 財政課
 - 管財課
 - 都市整備課
 - 道路課
 - 町国際交流協会
- FLOOR 03**
 - 農業振興課
 - 農工観光課
 - 議会事務局
 - 農業委員会事務局
 - 農業
 - 農工観光課
 - 正副議長室
 - 議員控室
 - まい・あみ・まつり推進室
 - 消費生活センター
- FLOOR 04**
 - 議場
 - 議会傍聴席


各課の主な業務内容は
こちら



生活の豆知識 ベビーカーマーク

ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。ベビーカー利用者や周囲の方は、お互い気持ちよく利用できるように協力しましょう！



ベビーカー使用禁止マーク
ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。

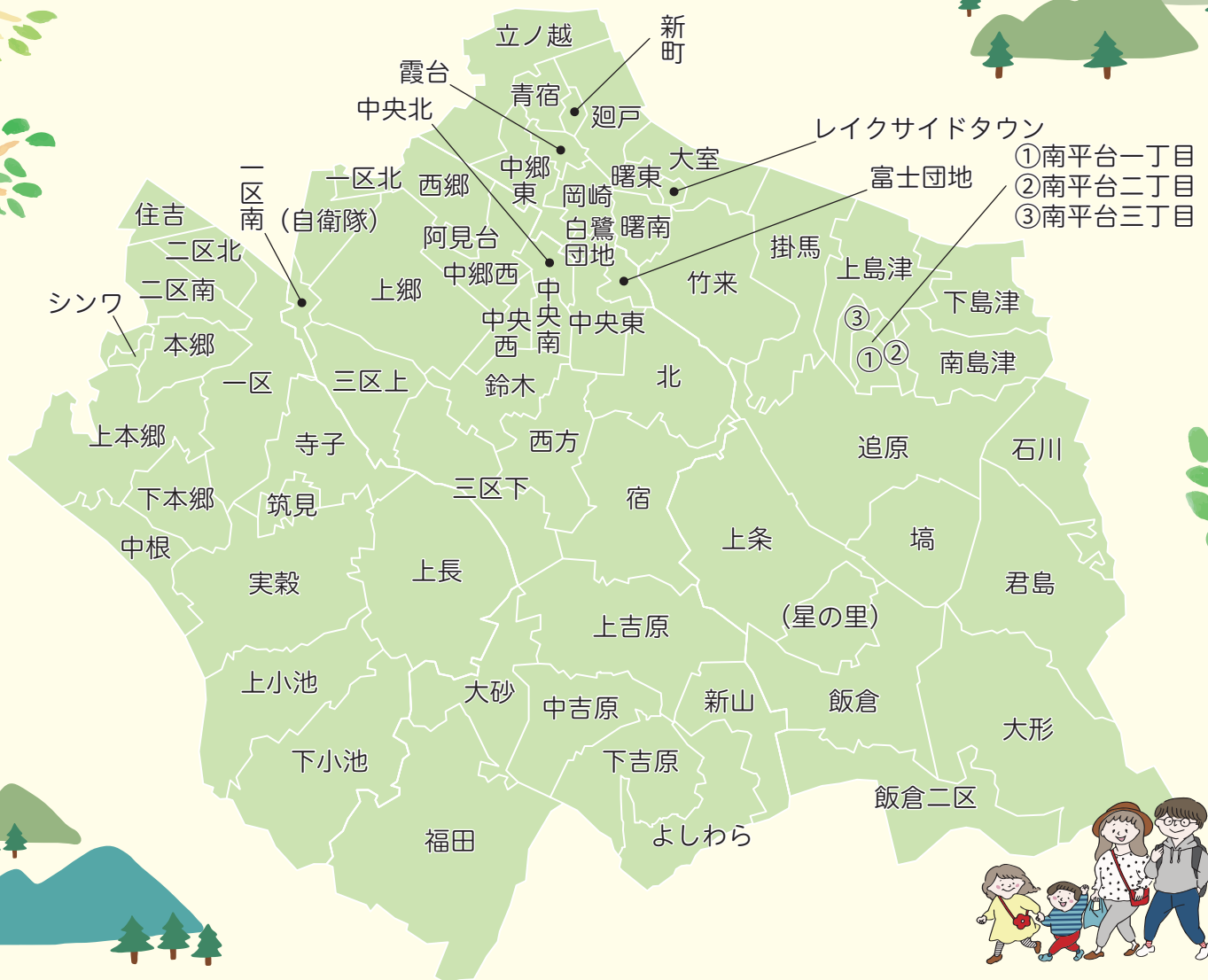


出典：国土交通省

行政区マップ

阿見町には67の行政区があり(令和7年10月現在)、各行政区は「快適で明るく住みよい地域」を目指して活動しています。その地域に住んでいる人のつながりに基づいて地域生活の向上を目的に、お互いの連携と融和を図りながら自主的に活動する組織です。他市町村等では、自治会・町内会などの呼び方としているところもあります。行政区については、下記にお問い合わせください。

問 阿見町役場 町民活動課 ☎ 888-1111(内線 272)



阿見町ガイド



広 告



上下水道指定工事店

真心こめて。

茨城県知事許可(般-07)第17835号

有限会社 三生工業

阿見町島津1375

☎ 029-887-4347

家電からリフォームまで、パナソニックショップ
ならではの親身な対応と提案力！

電気工事
家電販売
修理



キッチン
トイレ
リフォーム

Panasonic
有限会社 中田電気

阿見町島津 1538 TEL029-887-0429

官公署等施設MAP

官公署等施設一覧

| 官公署等施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------------------|-----------------------------|----------|
| 1 阿見町役場 | 中央1-1-1 | 888-1111 |
| 2 うずら出張所 | うずら野1-29-6 | 841-1167 |
| 3 総合保健福祉会館 (さわやかセンター) (健康づくり課) | 阿見4671-1 | 888-2940 |
| 4 総合保健福祉会館 (さわやかセンター) (おやこ支援課) | 阿見4671-1 | 888-2943 |
| 5 霞クリーンセンター | 追原2731-2 | 889-0091 |
| 6 中央公民館(中央公民館・生涯学習課) | 若栗1886-1 | 888-2526 |
| 7 中央公民館(学校教育課・指導室) | 若栗1886-1 | 888-0220 |
| 8 中央公民館(文化課) | 若栗1886-1 | 896-6801 |
| 9 君原公民館 | 塙171-2 | 889-1363 |
| 10 かすみ公民館 | 阿見2083-2 | 888-8111 |
| 11 本郷ふれあいセンター | 本郷1-11-1 | 830-5100 |
| 12 舟島ふれあいセンター | 南平台1-31-6 | 840-2761 |
| 13 吉原交流センター | 吉原614 | 889-0277 |
| 14 実穀ふれあいセンター | 上長3-28 | 886-5225 |
| 15 予科練平和記念館 | 廻戸5-1 | 891-3344 |
| 16 図書館 | 若栗1838-24 | 887-6331 |
| 17 町民活動センター | 阿見2958 マイアミ・ショッピングセンター3階 | 888-2051 |
| 18 男女共同参画センター (AMI ふらっとセンター) | 若栗1886-1中央公民館1階 | 896-3181 |
| 19 福祉センター(まほろば) | 廻戸372 | 887-3969 |
| 20 消費生活センター(役場庁舎内) | 中央1-1-1 | 888-1871 |
| 21 さくらクリーンセンター | 若栗3565 | 889-0091 |
| 22 総合運動公園管理棟 | 吉原52-3 | 889-2788 |
| 23 水道事務所上下水道課 | 追原1804-4 | 889-5151 |
| 24 中郷保育所 | 阿見4002-5 | 887-3331 |
| 25 南平台保育所 | 南平台1-31-6 | 840-2081 |
| 26 二区保育所 | うずら野1-29-11 | 841-2301 |
| 27 二区児童館 | うずら野1-29-11 | 843-3282 |
| 28 まつうらわくわくパークあみ (あみ子育て支援センター) | 阿見4699-4 | 886-8882 |
| 29 阿見小学校 | 中央2-1-5 | 887-0019 |
| 30 本郷小学校 | 荒川本郷1400 | 841-0024 |
| 31 君原小学校 | 塙145 | 889-0118 |
| 32 舟島小学校 | 島津3928 | 887-1720 |
| 33 阿見第一小学校 | 岡崎3-19 | 887-5781 |
| 34 阿見第二小学校 | 阿見4988 | 887-8531 |
| 35 あさひ小学校 | 本郷1-5-1 | 893-3555 |
| 36 阿見中学校 | 中央1-2-1 | 887-0028 |
| 37 朝日中学校 | 荒川本郷1855-1 | 842-7771 |
| 38 竹来中学校 | 竹来400-1 | 887-1201 |
| 39 学校給食センター(ばくばくセンター) | 阿見5272 | 887-1430 |
| 40 教育相談センター(やすらぎの園) | 若栗1838-24 | 888-1225 |
| 41 稲敷広域消防本部阿見消防署 | 若栗3337 | 887-0119 |
| 42 うしくあみ斎場 | 牛久市久野町2867 | 830-9888 |
| 43 阿見地区交番 | 阿見4801-1 | 888-0110 |



マップ上のポイントに付いて

マップ上の①～④③の詳細については、左の官公署等施設一覧をご確認ください。



1 阿見町役場



2 うずら出張所



3,4 総合保健福祉会館



6,7,8 中央公民館



9 君原公民館



10 かすみ公民館



11 本郷ふれあいセンター



12 舟島ふれあいセンター



13 吉原交流センター



14 実穀ふれあいセンター



15 予科練平和記念館



16 図書館





広告

茨城県知事許可(般-06)第14910号

電気設備工事一式

発電設備工事・送配電線工事・
引込線工事・変電設備工事・
照明設備工事・太陽光発電工事・・・他

(株)都市電設

代表取締役 細谷 文雄

〒300-1158 阿見町住吉2-14-9

☎029-842-9124

FAX029-842-8591

e-mail:hosoya@toshiden.co.jp

地球のこと、考えて健やかに、エコライフ

漏電調査・ブレーカー交換
コンセント増設などの電気工事は、
お気軽にご相談ください。



照明工事全般・エアコン・アンテナ・各種電気工事

株式会社 プレジャー

〒300-0305 稲敷郡阿見町竹来1358

☎029-891-3360

FAX029-888-9885

地元を拠点に全国へ

安全・確実な輸送をご提供いたします



建築資材出荷業務
一般貨物自動車運送事業



株式会社 宮本梱包運輸
MIYAMOTO KONPO UNYU

お問い合わせはこちら
☎029-892-4001

茨城県稲敷市蒲ヶ山 326-5





届出・証明

【届出・登録・証明発行の際は、受付時に窓口で本人確認をさせていただきます。30ページ「本人確認にご協力ください」を参照してください。】

住民登録

問合せ 町民課 ☎888-1111(122・742)・うずら出張所 ☎841-1167

住所が変わったとき(住民異動の届出)

※代理人の場合、委任状が必要な場合があります

| 届出の種類 | どんなとき? | 必要なもの | 期間 | 届け出先 |
|----------------|---|--|---------------------|--|
| 転入届 | 阿見町に転入したとき | ①前の住所の市区町村が発行した転出証明書(特例転出を行った場合を除く)※1 ②本人を確認できるもの ③異動者全員分のマイナンバーカード、在留カード(お持ちの場合は必ず持参してください) | 新しい住所に住み始めた日から14日以内 | 町民課・うずら出張所 ※うずら出張所では条件によりお取り扱いできない場合があります |
| 海外からの転入届 | | 日本人:パスポート、町外に本籍がある人は戸籍の附票 外国人:パスポート、在留カード、続柄を証明する文書およびその日本語訳文 | | |
| 転出届※2 | 阿見町から転出するとき | ①本人を確認できるもの ②国保の資格確認書等町から交付されているもの | あらかじめ | マイナポータル(原則、来庁不要) |
| 転出届(オンライン転出)※3 | | ①有効な電子証明書が格納されているマイナンバーカード(暗証番号が必要) ②マイナポータル対応のスマートフォンなど | 異動日の30日前から | |
| 転居届 | 町内で住所が変わったとき | ①本人を確認できるもの ②国保の資格確認書等町から交付されているもの ③異動者全員分のマイナンバーカード、在留カード(お持ちの場合は必ず持参してください) | 新しい住所に住み始めた日から14日以内 | 町民課・うずら出張所 ※うずら出張所では条件によりお取り扱いできない場合があります |
| 世帯変更届 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯主が変わったとき 世帯が合併・分離したとき 世帯構成が変わったとき | ①本人を確認できるもの ②国保の資格確認書等町から交付されているもの | 届出日の変更日になります | |

※住民異動の届出は、平日の開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)のみの受付になります。

※外国人の方は在留カードに新住所を券面に記載及びICチップに記録する必要がある為、届出時在留カードをご持参下さい。また、お手続きは町民課でのみ対応いたします。

※1 特例転出を行った場合は、転入された日から14日以内にマイナンバーカードを添えて転入届を行ってください。これを過ぎたり、転出予定日から30日を経過すると、マイナンバーカードの継続利用手続きができなくなります。

※2 転出届のみ、郵送での手続きが可能です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※3 オンライン転出を行った場合も、引越し先の市町村窓口で転入の手続きが必要です。

住民票の写しなどの交付

◆**証明書の種類** ※本人または同一世帯の人以外の住民票の請求は、原則委任状が必要になります

| 名称 | 説明 | 手数料 |
|---------------|--|------|
| 住民票謄本(とうほん) | 世帯全員が記載された住民票です | 300円 |
| 住民票抄本(しょうほん) | 個人の住民票です | |
| 除かれた住民票(除票)※4 | 転出、死亡などにより阿見町の住民票から除かれた人について、個人単位で住民登録があったことを証明します。また、システム変更などにより、住民票を作り替えたときの改製前の住民票(改製原住民票)も、こちらに該当します。 亡くなった人の除票の請求は、正当な理由のある人のみ申請できます | |
| 住民票記載事項証明書 | 申請者提示の書類に記載されている内容について、住民登録事項と照合して証明を行います | |
| 不在住証明書 | 個人について阿見町に住民登録された経歴がないことを証明します | |

※4 本人以外の除票の請求は、同一世帯であった人でも、原則委任状が必要になります。

※住民票コード・個人番号を記載した住民票の交付は、本人及び同一世帯員からの申請以外は直接交付いたしません。代理人申請の場合、本人住所へ郵送となります。

※休日開庁日および電話予約による諸証明書交付サービスについては、30ページを参照してください。

※郵便での申請方法については、町ホームページをご覧ください。



住民票の広域交付

住所地以外の全国の市区町村の窓口で住民票(本籍省略のもの)の交付が受けられます。交付を受けるには、マイナンバーカード、運転免許証などの提示(官公署発行の本人の写真が貼付されたものに限る)が必要です。

コンビニ交付サービス

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを所有している人は、コンビニ等のマルチコピー機を利用し、住民票の写し(個人番号、住民票コードの記載不可)・印鑑登録証明書の交付を受けることができます。手数料は1通200円です。メンテナンス実施日などを除き、午前6時30分から午後11時まで利用できます。

なお、ご利用の際は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。

らくらく交付申請サービス

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを所有している人は、本庁舎1階に設置してあるタブレット端末を利用し、住民票の写し(個人番号、住民票コードの記載不可)・印鑑登録証明書の交付を受けることができます。手数料は1通200円です。平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用できます。

なお、ご利用の際は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。

マイナンバーカード、公的個人認証サービス 問合せ 町民課 ☎888-1111(126・127)

マイナンバーカード

ICチップが搭載されたプラスチック製のカードで、表面には、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が、裏面には個人番号が表示されます。個人番号の確認に加え、公的な本人確認書類として利用できるほか、コンビニでの住民票などの取得やe-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請などにご利用いただけます。

マイナンバーカードの申請

通知カードまたは個人番号通知書に同封されている交付申請書を使って、郵送またはインターネットで申請できます。申請書がない場合は、町民課またはうずら出張所で再発行できますので、お問い合わせください。

❏マイナンバーカード申請補助サービス

町民課では、ご自身での申請が難しい人を対象(マイナ免許証をご利用中の方は対象外)に、写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの申請を行っています。詳しくは、町民課にお問い合わせください。

◆受付 平日の午前9時～午後4時30分(※午前11時30分～午後1時、土・日・祝日、年末年始除く)

◆場所 役場1階町民課

マイナンバーカードの受領

マイナンバーカードの申請後、カード交付の準備が整い次第、交付通知書を送付します(通常、申請から約1か月後に送付)。交付通知書に必要書類や受領期限等が記載されていますので、ご確認の上、申請者本人が町民課に来庁し受領してください。

※申請者本人が来庁することが困難な場合は、町民課までお問合せください。

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは、インターネットを利用して電子申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの「改ざん」を防ぐために用いられる本人確認の手段です。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカードに記録することで利用が可能となります。電子証明書には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類があります。

❏署名用電子証明書(暗証番号が英数字6～16文字のもの)

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

例) e-Tax利用による税の申告

※原則として15歳未満の方、成年被後見人の方には発行できません。

❏利用者証明用電子証明書(暗証番号が数字4桁のもの)

インターネット上などでログインする際に利用します。

例) マイナポータルの利用、コンビニ交付サービスの利用

❏電子証明書の有効期限と更新手続き

発行日から5回目の誕生日までです。有効期限の3か月前の翌日から更新の手続きができます。本人がマイナンバーカードをお持ちの上、町民課またはうずら出張所で手続きをしてください。

※本人が来庁することが困難な場合は、町民課までお問合せください。



戸籍関係の諸届一覧(主なもの)

問合せ 町民課 ☎888-1111(123)

| 名称 | 届出期間 | 届出をする人 | 届出をする場所 |
|--------------|---|--|--|
| 出生届 | 生まれた日から14日以内(日本国外で生まれた場合は3か月以内) ※生まれた日を算入します | 父または母、同居者、お産に立ち会った医師、助産師 | 出生地、父母の本籍地、届出人の住所地(所在地)のうち、いずれかの市区町村 ※母子手帳を持参してください |
| 婚姻届 ◎ | 届出によって法律上の効力が発生するので届出期間はありません | 夫、妻(証人2人が必要) | 夫または妻の本籍地あるいは住所地(所在地)の市区町村 |
| 離婚届 ◎ | ①協議離婚の場合、届出によって法律上の効力が発生するので届出期間はありません ②裁判または調停離婚の場合には裁判確定または調停成立の日から10日以内 ※確定または成立の日を算入します | ①の場合 夫、妻(証人2人が必要) ②の場合 申し立てをした夫または妻 | 夫婦の本籍地あるいは住所地(所在地)の市区町村 |
| 離婚の際の氏を称する届◎ | 離婚の日から3か月以内 | 離婚により復氏した(すべき)人 | 届出人の本籍地あるいは住所地(所在地)の市区町村 |
| 養子縁組届 ◎ | 届出によって法律上の効力が発生するので届出期間はありません | 養親、養子または代諾権者(証人2人が必要) | 養親または養子の本籍地あるいは届出人の住所地(所在地)の市区町村 |
| 転籍届 ◎ | 届出によって法律上の効力が発生するので届出期間はありません | 戸籍の筆頭者およびその配偶者 | 転籍者の本籍地、届出人の住所地(所在地)、転籍地の市区町村 |
| 死亡届 | 死亡の事実を知った日から7日以内(日本国外で死亡した場合は3か月以内) ※死亡の事実を知った日を算入します | 死亡者の親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者 | 死亡地、死亡者の本籍地、届出人の住所地(住所地)のうちいずれかの市区町村 |

◎印の届出には本人を確認できるものをご持参ください。
その他の届出は種類によって届出期間が異なります。町民課戸籍係にお問い合わせください。

戸籍に関する証明

問合せ 町民課 ☎888-1111(123)

窓口で交付請求する場合

| | |
|-----------------------|---|
| 役場1階町民課 | ●月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分 ●休日開庁を実施する日曜日 午前9時～正午 ※休日開庁(詳しくは30ページ参照) |
| うずら出張所 26ページ(■)の証明を除く | ●月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分 |

戸籍に関する証明書について

戸籍に関する証明書は、一定の人または一定の場合にしか交付できません。
戸籍の届出をされた場合、証明書の交付までに時間がかかります。
【本人確認】30ページ「本人確認にご協力ください」を参照してください。

証明書の種類

| 名称 | 手数料 | 説明 |
|----------------|------|---|
| 戸籍謄本(こせきとうほん) | 450円 | 同じ戸籍の全員が記載された証明書で、戸籍が電算化されている場合は『戸籍全部事項証明書』といいます 広域交付について 戸籍証明のうち謄本について、広域交付が始まりました。 |
| 戸籍抄本(こせきしょうほん) | 450円 | 戸籍の中の個人についての証明書で、戸籍が電算化されている場合は『戸籍個人事項証明書』といいます ①広域交付とは 本籍地以外の市区町村役場で戸籍証明の交付が可能になります |
| 除籍謄本・除籍抄本 | 750円 | 死亡や婚姻、転籍などにより戸籍に記載された人全員が戸籍から除かれた場合、その戸籍を『除籍』といい、その証明書は『除籍謄本(抄本)』または『除籍全部(個人)事項証明書』といいます ②広域交付の請求ができる人 本人・配偶者及び直系の親族 ※第三者請求は、これまでどおり本籍地市区町村役場への請求となります ※兄弟は第三者請求にあたる場合があります。代理人による請求はできません。 |
| 改製原戸籍 | 750円 | 制度改正や電算化などにより戸籍を作り直すことを『改製』といい、その元になった戸籍を『改製原戸籍』といいます 改製時に戸籍から除かれていた人は改製後の戸籍に記載されないため、改製原戸籍で関係を確認します ③その他 本籍地市区町村の状況により交付できない戸籍があります |
| 戸籍の附票 | 300円 | 個人の住所について変更があると、戸籍ごとにその履歴が記録され、その記録がわかるものを『戸籍の附票』といいます 本籍地市区町村のみ交付可能です |
| 受理証明書(■) | 350円 | 戸籍の届出があり、市区町村が受理したことを証明するものです 受理地(届出地)でなければ証明できません |
| 戸籍記載事項証明書(■) | 350円 | 申請者提示の書類に記載されている内容について、戸籍と照合して証明を行います |
| 死亡届書記載事項証明書(■) | 350円 | 亡くなった人に関する年金や郵便局簡易保険の受け取りなど、一定の手続きに限り死亡届の記載事項を証明します 請求資格者は、年金や簡保の受取人本人に限られ、年金証書、保険証券等の提示が必要です 請求先についてはあらかじめお問い合わせください |
| 不在籍証明書 | 300円 | 個人について阿見町が管理する戸籍に記載された経歴がないことを証明します |
| 身分証明書 | 300円 | 禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見の登記、破産宣告の通知の有無を証明するものです 請求できる人は本人または未成年の親権者などの法定代理人に限られ、これ以外の場合は、同居の親族でも本人の委任状が必要です 阿見町に本籍がある方の分のみ発行できます |

おくやみデスク

問合せ 町民課 ☎888-1111(122・742)

おくやみデスクとは

身近な方を亡くされた後、ご遺族が行う役場内の各種手続きは福祉・税・年金など多岐にわたります。町ではご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、「おくやみデスク」を設け、役場における各種手続きについてサポートいたします。ご希望日の5開庁日前までに、お電話にてご予約ください。

利用できる方

亡くなられた時に阿見町に住民登録があった方のご遺族等

※亡くなられた時に阿見町に住民登録がない方はご利用できません。

おくやみデスク開設日

火曜日から金曜日(祝日、年末年始及びその翌日を除く)

1日あたり4つの時間帯で予約可

①午前9時 ②午前10時半 ③午後2時 ④午後3時半

ご予約方法

町民課にお電話ください。

予約受付日時 平日午前9時～午後5時

印鑑の登録と証明

問合せ 町民課 ☎888-1111(122・742)

印鑑の登録・変更・廃止

登録手数料 300円

持参するもの

●30ページの「本人確認にご協力ください」の1点で本人を確認できるもの

●登録する印鑑

登録できる人

●阿見町に住民登録している15歳以上の人(意思能力を有しない者を除く)

※登録した人が他の市区町村に転出したり死亡したりすると自動的に廃止されます。

※戸籍の届出等により氏名の変更があった場合にも廃止されることがあります。

※30ページの「本人確認にご協力ください」の1点で本人を確認できるものをお持ちでない人、または代理人が登録に来る場合はすぐに登録できませんので、事前に町民課へお問い合わせください。

登録上の注意

- 1人につき1個に限られます。
- ひとつの印鑑を複数の人が登録することはできません。
- 登録する人の氏、名、もしくは氏名等を表したものが登録できます。

※旧氏登録されている場合は、旧氏での登録もできます。

●外国人の印鑑登録は登録できない氏名の表示の場合があるので、事前に町民課にお問い合わせください。

●朱肉を用いるものに限られます。

※ゴム印やインク浸透式スタンプは登録できません。

●印影の大きさの一边の長さが8mmの正方形に収まるもの、または25mmの正方形に収まらないものは登録できません。

●『縁がないもの』『欠損が激しいもの』『印影が不鮮明なもの』などは登録できません。

●印鑑を変更する場合や印鑑または印鑑登録証を紛失した場合などは、今までの登録を廃止して、改めて登録しなおすこととなります。

※登録には**他にも条件があります**ので、町民課へお問い合わせください。

受付窓口・受付時間

| | |
|---------|---|
| 役場1階町民課 | ●月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ●休日開庁を実施する日曜日 午前9時～正午 ※休日開庁(詳しくは30ページ参照) |
| うずら出張所 | ●月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 |

印鑑登録証明書

証明手数料 1通300円

窓口で交付請求する場合

| | |
|---------|---|
| 役場1階町民課 | ●月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ●休日開庁を実施する日曜日 午前9時～正午 ※休日開庁(詳しくは30ページ参照) |
| うずら出張所 | ●月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 |

窓口備え付けの交付申請書に次の必要事項を記載し**印鑑登録証を添えて**申請してください。

●窓口に来た人の住所・氏名・電話番号

●印鑑登録証の番号

●証明書の必要数

●印鑑登録している人の住所・氏名・生年月日

※第三者請求の場合でも委任状は不要です。

印鑑登録証を必ずお持ちください

●印鑑登録証をお忘れの場合は交付できません。

【本人確認】30ページ『本人確認にご協力ください』を参照してください。



届出・証明

自動車の臨時運行の許可(仮ナンバー)

問合せ 町民課 ☎888-1111(122・742)

仮ナンバーの許可手続き

自動車の臨時運行の許可は、道路運送車両法に基づき、未登録・車検切れなど道路を運行できない状態の自動車について、継続検査など特定の場合に限り、目的・期間・経路を限定して運行の許可を与える制度です。

臨時運行に際し、許可証はダッシュボードなど前面の見やすい位置に表示し、仮ナンバーは車両の前面・後面の見やすい位置に、脱落しないようボルトやワイヤーなどで確実に取り付けて表示します。

◆許可申請先 運行経路最寄りの市区町村窓口

◆阿見町における許可申請窓口・受付日時

- 役場1階町民課
- 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

◆許可申請手数料 1件750円

◆許可対象となる運行目的(申請書に具体的に記載してください)

- 検査登録のために行う回送
※新規検査・継続検査・予備検査・登録番号標再交付など
- 検査登録を受けることを前提とする回送
※整備・修理・架装・改造など
- 自動車販売業者が行う回送
※仕入れ・納車・引き取り・展示など
- 製作(架装)業者が行う回送
※架装業者への委託や受入れ、完成車の納車など
- その他の回送
※廃棄処分・輸出のための回送・自動車製作者が行う試験運転など

◆貸出期間 貸出日を含む最大5日間

◆持参するもの

- 申請者の本人確認資料(運転免許証やマイナンバーカード等)および法人申請の場合はあわせて申請者と法人との関係の分かる書類(社員証等)
- 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書の原本
※保険契約期間の有効なもの
- 自動車を確認できる、次のいずれかの書類(コピー可)
(1)自動車検査証
※車検切れ・登録番号標(ナンバー)盗難・再封印などの場合
(2)抹消登録証明書
(3)通関証明書など ※輸入自動車の場合
(4)自動車検査証返納証明書
※検査証を返納した検査対象軽自動車または二輪の小型自動車の場合
(5)完成検査終了証
※型式指定自動車の新車の場合
(6)メーカー発行の譲渡証明書または製作証明書
※型式指定自動車以外の新車の場合
- ナンバー盗難の場合、管轄警察署の被害届受付番号

◆返却期限

許可の有効期限が満了した日から5日以内
運行許可証及び仮ナンバーをあわせてご返却ください。

パスポート

問合せ 町民課 ☎888-1111(122・742)

| | |
|-------|---|
| 取扱窓口 | 役場1階町民課 |
| 申請日時 | 月～金曜日(役場開庁日) 午前9時～午後4時45分 |
| 受領日時 | 月～金曜日(役場開庁日) 午前9時～午後4時45分 休日開庁を実施する日曜日 午前9時～正午 ※休日開庁(30ページ参照) |
| 交付予定日 | 申請日から11日目以降 ※土・日・祝日・年末年始などは日数に含めません |

※パスポートの受領は、必ず本人がお越しください。

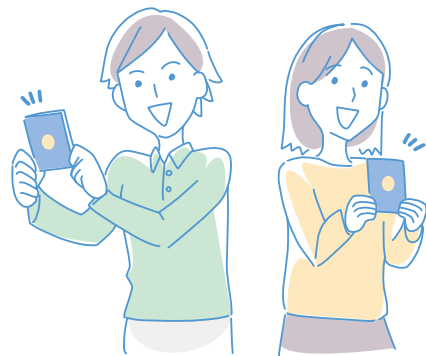
パスポート申請に必要なもの

1.一般旅券発給申請

- パスポートの発給の申請には「一般旅券発給申請書」が必要です。
- 「ダウンロード申請書」による申請が可能です。外務省ホームページからダウンロードできます。
- 申請書と申請のご案内(リーフレット)は、町民課にあります。
- 申請書は10年用と5年用があります。18歳未満の人は5年用のみ申請可能であり、法定代理人の同意・署名が必要です。

2.戸籍謄本

- 発行の日から6か月以内のものを提出してください。
- 同じ戸籍内の人が同時に申請するときは、戸籍謄本1通で足りります。
- 有効旅券を返納しての申請(切替新規申請)の場合は、戸籍記載事項(氏名・本籍の都道府県名等)と前回取得のパスポートの記載事項が同じ場合は、戸籍の提出を省略できます。
- ※有効なパスポートが所持人を確認できないほど損傷している場合は、戸籍の省略ができませんのでご注意ください。
- ※戸籍謄本の取得については26ページを参照してください。



3. パスポート用写真

□写真の規格

- カラー写真、白黒写真のどちらでも結構です。
 - 本人のみが撮影され、6か月以内に撮影されたものをお持ちください。
 - 次の条件をすべて満たしたものです。
 - ・ 縦4.5cm横3.5cmの縁なし
 - ・ 写真の上端から、頭頂までの余白が4mm±2mm
 - ・ 写っている顔の大きさが頭頂からあごまで34mm±2mm
 - 正面向き(体・顔・目)、無帽、無背景(白背景推奨、影を含む)
 - 中央に位置していること
- ※その他、髪の毛で目が隠れている、眼鏡のフレームが目のかげにかかると、老眼鏡・遠近両用眼鏡などのレンズの線が目にかかるなど、条件にあわない場合は撮り直しをお願いする場合があります(カラーコンタクトレンズ、ディファインコンタクトレンズは不可)。

4. 本人確認書類

- 氏名・生年月日・住所が申請書と一致しているものに限り(コピー不可)。
 - 代理申請の場合は、申請者と代理人双方の本人確認書類の原本が必要です。
- (A) 1つで本人確認ができるもの
- 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)
 - マイナンバーカード
 - 運転免許証
 - その他写真付きの公的機関が発行した身分証明書など
- (B) 2つ必要なもの(Aの書類が提示できない場合)

- 健康保険資格確認書
 - 年金証書(手帳)
 - 実印および印鑑登録証明書
(住民票の写しにより同一世帯であることが立証された場合は世帯主のものでも可)
 - 後期高齢者医療資格確認書又は介護保険被保険者証
- 写真付きの本人確認書類
(例: 学生証、会社の身分証、失効した日本国旅券、司法書士会員証など)
 - 公の機関が発行した証明書等で写真の貼っていないもの
(例: 公の機関が発行した資格証明書、生活保護受給者証、医療福祉費受給者証など)

- ※上記②内の2点のみでは受付できません。
受付できない例: 学生証と失効した日本国旅券
- ※小学生以下の子どもの場合、健康保険資格確認書と母子健康手帳でも可能です。
- ※上記に無い本人確認書類に関しては町民課までお問い合わせください。

5. 前回発行のパスポート

- 有効期間が残っている場合は、有効なパスポートを申請時に必ずお持ち下さい。
紛失している場合は別途手続きが必要ですので、町民課までお問い合わせ下さい。
- 前回の旅券は失効している場合でも申請時にお持ち下さい。失効している旅券を紛失した場合は申請時にお申し出ください。

オンライン申請について

- マイナンバーカードを使ってマイナポータルからオンライン申請が可能です。
- ※申請後、内容によっては来庁をお願いする場合がございます。
- ※パスポートの受領は申請者本人が阿見町役場に来庁する必要があります。
- 詳しくは外務省のホームページをご覧ください。

パスポート受領について

- パスポートの受領は、年齢に関わりなく必ず本人がお越しください。
 - 受領に必要な書類
1. 申請時にお渡しした旅券引換書(オンライン申請の場合はマイナポータルに届いた受付票)
 2. 申請時点で有効なパスポートを所有していた方は当該旅券
 3. 手数料(収入印紙と茨城県収入証紙)
- なお、手数料は以下の通りです。

□手数料

(単位:円)

| 区分 | 手数料 | 内訳 | | |
|------------|--------------|--------------------|--------|------------------|
| | | 収入印紙 | 収入証紙 | |
| 新規発給 | 10年旅券【18歳以上】 | 16,300 (15,900) | 14,000 | 2,300 (1,900) |
| | 5年旅券【12歳以上】 | 11,300 (10,900) | 9,000 | 2,300 (1,900) |
| | 5年旅券【12歳未満】 | 6,300 (5,900) | 4,000 | 2,300 (1,900) |
| 残存有効期間同一旅券 | | 6,300 (5,900) | 4,000 | 2,300 (1,900) |

- ※ ()内はオンライン申請時の手数料
- ※収入印紙・収入証紙は町民課窓口で購入できます。
- 手数料のクレジットカード決済について
オンライン申請に限り、クレジットカードによるオンライン納付を受け付けています。
希望される場合は、申請完了後にマイナポータルから登録の手続きをお願いいたします。
 - 令和8年7月以降、手数料が変更になる予定です。詳しくは、外務省のホームページをご覧ください。

その他注意事項

- 申請者が指定した代理人(引受人)が申請する場合、申請書裏面の申請書類等提出委任申出書の記載が必要です(未成年の子及び成年被後見人に代わって法定代理人が提出する場合は不要ですが、「法定代理人署名欄」に署名が必要です)。
- 旅券番号は申請の度に変わります。受領前に事前にお知らせすることはできません。
- パスポートは発行から6か月以内に受領がない場合、失効します。その場合、失効後5年以内に新たにパスポートを申請する際の手数料が通常より高額になります。詳しくは町民課にお問い合わせください。



届出・証明

休日証明書交付サービス

問合せ 町民課 ☎888-1111(122-742)

☑休日開庁サービス

| | |
|---------|---|
| 窓口を開ける日 | 日曜日(年末年始および 特定日 ※を除く) ※ 特定日 とは、選挙投票日・役場職員が多数動員される催しものの開催日・役場庁舎の点検整備の実施日などには、臨時に休業する場合があります |
| 取扱時間 | 午前9時～正午 |
| 取扱業務 | 町民課業務(取扱窓口:町民課) ●住民票の写し発行 ●戸籍の証明書発行 ●戸籍の附票発行 ●身分証明書発行 ●印鑑の登録・廃止 ●印鑑登録証明書発行 ●町名地番変更証明書 ●戸籍の届書受付 ●埋火葬許可 ●パスポートの受領 ●マイナンバーカードの受領(予約制) ※転入・転出・転居などの住民異動業務は取り扱いできません ※広域交付は取り扱いできません |
| | 税金などの納付受付業務(取扱窓口:会計課) ①●町・県民税 ●固定資産税 ●軽自動車税 ●介護保険料 ●国民健康保険税 ●後期高齢者医療保険料 ②●保育料 ③●上下水道料金 ※納期限内の納付書が必要ですので、納付書がないときは、月～金曜日(役場開庁日)の業務時間内(午前8時30分～午後5時15分)に下記担当課にご相談ください ◆ 問い合わせ 阿見町役場 ☎888-1111 ①収納課(146) ②こども未来課(117) ③上下水道課☎889-5151 |
| | |
| | |

☑電話予約による諸証明書交付サービス(土・日・祝日・年末年始などの受け取り)

| | |
|-------------|--|
| 申込期日 | 受け取り希望日前の月～金曜日(役場開庁日) ※年末年始(12月29日～1月3日)の受け取り分の予約は、年内最終開庁日(休日開庁日を除く)の午後5時まで受付けます |
| 申込時間 | 午前8時30分～午後5時 |
| 申請・受取対象者 | 証明書の種類により異なりますので、電話予約の際に確認をお願いします(委任状による代理人請求は不可) |
| 交付期日 | 土・日・祝日・年末年始などの役場の閉庁日 |
| 交付時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 交付場所 | 役場1階時間外受付所 |
| 交付時必要なもの | ◆ 証明手数料 証明書の種類により手数料が異なりますので、電話予約の際に確認のうえ、つり銭のないようにお願いします |
| | ◆ 持参品 ●公的機関発行の写真付き本人確認資料(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) ●印鑑登録証(印鑑登録証明書の場合) |
| 電話予約利用可能証明書 | ①町民課 ●住民票の写し ●印鑑登録証明書 ②税務課 ●町県民税課税証明書(所得証明書) ●町県民税非課税証明書 ●固定資産課税台帳記載事項証明書 ●所有資産証明書 ③収納課 ●納税証明書(一般) ●車検用納税証明書(軽自動車) ◆ 問い合わせ 阿見町役場 ☎888-1111 ①町民課(122) ②税務課(151) ③収納課(146) |

本人確認にご協力ください

問合せ 町民課 ☎888-1111(122-742)

第三者のなりすましなどによる不正を防止するため、住所や戸籍に関する法に基づき、手続きの際は町民課やうずら出張所では窓口に来た人の本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

☑1点で本人を確認できるもの(顔写真が貼ってある公的機関が発行したもの)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード(外国人の証明)等

☑2点で本人を確認するもの

健康保険資格確認書、年金証書(手帳)、介護保険被保険者証、学生証、社員証等

※上記のほか、いくつか質問をさせていただき、本人確認とさせていただくことがあります。

☑第三者請求の場合、請求理由の確認資料が必要です。あらかじめ町民課にお問い合わせください。

うずら出張所では、次のような窓口業務を行っていますので、ご利用ください。

◆**利用時間** 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

◀**主な窓口サービス**

| | |
|----------------------|--|
| 証明書の交付など | 戸籍関係:戸籍謄抄本・除籍・改製原戸籍・戸籍の附票・身分証明書 など 住民票関係:住民票謄抄本・除票・記載事項証明書 など 印鑑関係:印鑑の登録・印鑑登録証明書の交付 税務関係:課税または非課税証明書(所得証明書)・納税証明書・法人の所在証明書 その他の証明書:町名地番変更証明書 |
| 税金等の納付 | 税金:町・県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税 保険料:後期高齢者医療保険料・介護保険料 使用料その他:上下水道使用料・下水道受益者負担金・保育料・町営住宅使用料 など |
| 住民異動・マイナンバーカード関係の手続き | 転入・転出・転居など ※条件により、お取り扱いできない場合があります マイナンバーカードの署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書の更新 など |
| 保険・福祉 その他の手続き | 国民健康保険資格確認書およびマル福医療福祉費受給者証の再発行 県民交通災害共済の加入受付 シニアカードおよびキッズカードの交付 |
| 本庁担当課への 取り次ぎ業務 | 国民健康保険の加入または脱退手続きの取り次ぎ 高額療養費支給申請の取り次ぎ 国保または後期高齢医療保険の療養費支給申請の取り次ぎ マル福医療福祉費の助成申請の取り次ぎ 人間ドックまたは脳ドック受診費の助成申請の取り次ぎ デマンドタクシー『あみまるくん』の利用登録の取り次ぎ 税金等の口座振替依頼の取り次ぎ |
| お取り扱いできない 手続き | 外国人に係る諸手続き 戸籍の届出 パスポートの申請および受領 仮ナンバーの許可申請および返納 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付 マル福医療福祉費受給者証の新規交付や児童手当に関する諸手続 など |

らくらく交付申請サービス

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを所有している人は、うずら出張所内に設置してあるタブレット端末を利用し、住民票の写し(個人番号、住民票コードの記載不可)・印鑑登録証明書の交付を受けることができます。手数料は1通200円です。平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用できます。

ご利用の際は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。

※その他の窓口サービスについては、うずら出張所までお問い合わせください

行政区加入のお願い

行政区とは

行政区(自治会・町内会)は、「住民の手による快適で明るく住みよいまちづくり」を目指して、その地域にお住まいの皆さんの手により自主的に運営される地縁に基づく組織です。他市町村等では自治会・町内会などの呼び方としているところもありますが、組織としてのあり方や考え方はそれらと同じものであり、町ではこのような組織を「行政区」と呼んでいます。

行政区は、地域生活での困りごとや心配ごとの解決、また災害などの不測の事態に対応する際にも、町民の皆さんの身近なよりどころとなる大切な組織です。

趣旨や活動内容をご理解の上、ぜひ行政区に加入しましょう。

転入・転居された人へは、手続きの際に窓口でお住まいになる地域の区長の連絡先をお伝えしています。加入手続きの際は、お住まいの地域の区長へご連絡をお願いします。区長が分からない場合は、町民活動課までご連絡ください。

地域でのふれあいの輪をひろげ、お互いに助け合いながら住みよい地域をつくっていきましょう。

◀**行政区の活動と具体例**

- ①住民相互の繋がりのための活動**
 - 地域の各種団体との連絡調整、相互支援
 - 行政区の広報紙の発行
 - 掲示板の設置(情報提供)
 - 集会施設(公会堂・集落センター等)の維持管理
- ②健康・福祉推進のための活動**
 - 敬老会の開催
 - シルバークラブへの支援・連携
 - ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への見守り支援
 - 各種募金活動への協力
- ③教育・スポーツ・文化を育むための活動**
 - 夏祭り等の実施、まい・あみ・まつりへの参加
 - 趣味・レクリエーション活動等の企画
- ④安全・安心な地域のための活動**
 - 自警団の組織、防犯パトロールの実施
 - 自主防災組織との連携(自主防災訓練の実施、防災資機材整備)
 - 子どもの見守り活動
- ⑤美しい環境づくりのための活動**
 - クリーン作戦等清掃活動、資源物回収の促進・啓発
 - ごみ集積所の設置、維持管理
 - 花壇づくり
 - 道路、公園管理の支援(里親制度への登録)



届出・証明



保健・介護・福祉

国民健康保険

問合せ 国保年金課 国保係 ☎888-1111(131~133)

国民健康保険(国保)に加入する人(被保険者)

国保に加入し、保険税を支払って保険で医療を受ける人を被保険者といいます。日本は国民皆保険制で、職場の健康保険(会社員の健康保険・公務員の共済組合)に加入している人とその家族、後期高齢者医療制度に加入している人および生活保護を受けている世帯の人以外は、みんな国保に加入しなければなりません。

届出が必要な場合

世帯主は自分の世帯の被保険者に異動があったとき(他の健康保険に入ったとき・他の市区町村に転出したとき・子どもが生まれたとき・家族が死亡したとき等)は、必ず14日以内に国保年金課へ届け出なければなりません。

届け出にはマイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類をお持ちください。

◆国保に加入するとき

| こんなときは? | 必要なものなど |
|----------------------|-------------------------------|
| 他の市区町村から転入してきたとき | |
| 退職などで職場の健康保険をやめたとき | 職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書など) |
| 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき | 被扶養者でなくなった証明書(社会保険資格喪失証明書など) |
| 子どもが生まれたとき(出生届提出後) | |
| 生活保護を受けなくなったとき | 生活保護廃止決定通知書 |

◆国保をやめるとき

| こんなときは? | 必要なものなど |
|--------------------|--|
| 他の市区町村へ転出するとき | 国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ |
| 職場の健康保険へ加入したとき | 国保と職場の健康保険両方の資格確認書又は資格情報のお知らせ(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの) |
| 職場の健康保険の被扶養者になったとき | |
| 死亡したとき(死亡届提出後) | 国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ |
| 生活保護を受けることになったとき | 国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ・生活保護開始決定通知書 |

◆その他手続きが必要なとき

| こんなときは? | 必要なものなど |
|-------------------------------------|---------------------------|
| 町内で住所を変えたとき | |
| 世帯主や氏名が変わったとき | 国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ |
| 世帯を分けたときや、一緒にしたとき | |
| 修学のため、別に住所を定めるとき | 国保の資格確認書又は資格情報のお知らせ・在学証明書 |
| 資格確認書又は資格情報のお知らせをなくしたり、汚れて使えなくなったとき | 本人であることを証明するもの(運転免許証など) |

広 告



茨城県稲敷郡阿見町鈴木2-154

デイサービス エステルでは、介護を必要とされる方の立場に立ち、お一人お一人の個性と気持ちを大切にしたいサービスを目指してまいります。

デイサービス(通所介護施設)
029-887-0625

ケアプランセンター(居宅介護支援事業)
029-846-1311

株式会社エステル



わか葉在宅クリニック

診療科目 / 内科



ご自宅での療養の
お手伝いに努めます。

TEL:029-879-8330



社会医療法人 若竹会

2025年3月1日開設



**介護老人保健施設
セントラルわかたけ阿見**

阿見町阿見 5050-12
TEL. 029-875-3340

セントラルわかたけ阿見





療養の給付

窓口で医療費の自己負担割合3割(年齢や所得の状況等により2割の場合があります)を支払うだけで、医療機関で給付を受けることができます。

| こんなときは？ | 必要なものなど | どんな給付？ |
|-----------------|--|---|
| 病気・けがの診察や入院したとき | 医療機関の窓口でマイナンバーカード(マイナ保険証)又は資格確認書を提示してください。 | 医療費の7割(未就学児は8割、70歳～74歳までは7割または8割)を国保で負担します。 |

療養費

下記のような場合には、かかった医療費全額をいったん自分で支払います。その後、本人の請求により、自己負担割合を除いた金額が国保から払い戻されます。

| こんなときは？ | 必要なものなど | どんな給付？ |
|---|--|---|
| 病気やけが等でやむを得ずマイナンバーカード(マイナ保険証)又は資格確認書を持たずに治療を受けたとき | 資格確認書又は資格情報のお知らせ・診療内容の証明書・領収書・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの・印鑑 | 国保年金課窓口申請し、審査で決定すれば、自己負担分3割(年齢や所得の状況等により2割の場合があります)を除いた額が後から支給されます。 |
| 医師がはり・きゅう・マッサージを必要と認めたとき | 資格確認書又は資格情報のお知らせ・医師の同意書・施術の内容の証明書・領収書・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの・印鑑 | |
| 医師が治療上コルセットなどの補装具を必要と認めたとき | 資格確認書又は資格情報のお知らせ・医師の診断書・領収書・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの・印鑑 | |
| 海外渡行中に急病やけが等で、やむを得ず治療を受けたとき | 資格確認書又は資格情報のお知らせ・診療内容の証明書と領収明細書(外国語で作成されている場合、日本語の翻訳文を添付)・同意書・パスポート・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの・印鑑 | |

高額療養費

下記のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により後から支給されます。高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書が送付されます。

| こんなときは？ | 必要なものなど | どんな給付？ |
|---|--|---------------------------|
| 1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき | 高額療養費申請通知書・医療機関の領収書(該当診療月分)・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの・印鑑 | 自己負担限度額を超えた分が申請により支給されます。 |
| 同じ世帯で同じ月内に支払った医療費の自己負担額(合算対象21,000円以上)の合計が限度額を超えたとき | | |

高額療養費の貸付制度

入院等により医療費が高額となり、医療費の支払いが困難な人に貸し付けを行う制度です。高額療養費支給見込み額の9割相当額を世帯主の人に貸し付けます。

葬祭費

国保の被保険者がなくなったとき、その葬祭を行った人(喪主)に支給されます。会葬礼状(なければ葬儀の領収書)・資格確認書又は資格情報のお知らせ・喪主の金融機関の口座番号のわかるもの・印鑑をご持参のうえ、国保年金課で申請をしてください。

出産育児一時金

国保の被保険者が出産したときに、原則直接支払制度により支給されます(他保険から支給される場合は除く)。妊娠12週(85日以降)であれば、死産・流産にも支給されます。

直接支払制度を利用しない人、または直接支払制度を利用したが出産費用が出産育児一時金を下回る人は、資格確認書又は資格情報のお知らせ・領収証・明細書・世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの・印鑑をご持参のうえ、国保年金課で申請をしてください。

※産科医療保障制度対象分娩とそれ以外の分娩では、出産育児一時金支給額が異なります

❏ 出産育児一時金直接支払制度とは

出産に関わった費用に出産育児一時金を充てることのできるよう原則として町国保から医療機関などに直接支払う制度です。直接支払制度を利用される人は、出産予定の医療機関などでご確認ください(役場では直接支払制度の申請はできません)。

交通事故などで保険を使うとき

交通事故や傷害事件など第三者から受けた傷病による医療費は原則として加害者が負担すべきものですが、届出により保険を使って治療を受けることができます。届出をする前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、保険が使えなくなることがあります。示談を結ぶ前に必ず国保年金課に相談のうえ、必要な届出・手続きをしてください。なお、酒気帯び運転・無免許運転等の違法行為があったときには、保険が使えない場合があります。

※相手のいない自損事故の場合も届出をしてください。

◀**届出に必要なもの** 詳細はお問い合わせください。

特定健康診査

国保被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため、40歳以上75歳未満の人を対象に『特定健康診査』を実施しています。

※実施する医療機関により検査内容が異なります。詳細は国保年金課へお問い合わせください

| 受診方法 | 実施場所 | 申込方法 | 対象年齢 | 検査内容 |
|--------|----------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---|
| 集団健診 | 総合保健福祉会館 各公民館・ふれあいセンター等 | 申込の時期・方法等の詳細は『広報あみ』・町ホームページに掲載します。 | 40～74歳(年度内に40歳に到達する人～75歳の誕生日前の人) | ●基本項目:問診・身体計測・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ●詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査・クレアチニン検査 |
| 医療機関健診 | 医療機関 | 実施医療機関に個別の予約が必要です。 | | |
| 人間ドック | | 受診できる医療機関については国保年金課へお問い合わせください。 | | |

人間ドック・脳ドック

国保被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため『人間ドック・脳ドック』を受ける人に健診費用の一部を助成しています。実施医療機関については国保年金課へお問い合わせください。

▶助成対象

町の国民健康保険被保険者で下記の条件を満たすもの

- 助成申請時に前年度までの国民健康保険税の未納がない世帯に属する人
- 助成申請時に満30歳～74歳の人(脳ドックは満40歳～74歳)

※助成は人間ドック・脳ドックのいずれかに限り、助成は年度内に1人1回に限ります。また、前年度に脳ドックの助成を受けた人は、今年度の脳ドック助成対象になりません

▶申込方法

医療機関に予約後、資格確認書又は資格情報のお知らせを持参のうえ国保年金課またはうずら出張所に本人が直接申し込む(随時受付。同一世帯の場合は代理申請可、電話申込不可)。助成決定後『助成決定通知書』を交付(うずら出張所で申請の場合は後日郵送)

後期高齢者医療制度

問合せ 国保年金課 後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入し設立した「茨城県後期高齢者医療広域連合(以下、茨城県広域連合)」が運営主体となります。

加入対象者(被保険者)

後期高齢者医療制度の被保険者は次の人になります。

- 75歳以上の人(75歳の誕生日から対象となります)
- 一定以上の障害があると認定された65歳以上75歳未満の人

保険料の決め方

年間の保険料は加入者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、被保険者ひとりひとりについて算定します。

均等割額と所得割額は茨城県広域連合が決定し、県内一律であり、2年ごとに見直しをしています。

保険料の軽減

所得の低い人は世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

後期高齢者医療制度の対象となる前日の時点で、社会保険などの被用者保険の被扶養者になっていた人は加入後2年間に限り保険料が軽減されます。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者は対象外)





保険料の納め方

受給している年金の額などによって、納め方が異なります。

◆特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額(※)が年間18万円以上で介護保険料との合計が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない人が対象となります。

※年金総額ではなく、介護保険料が引き落としされている年金額

◆普通徴収(納付書または口座振替)

年度の途中で75歳になった人・転入した人・保険料額が変更になった人・特別徴収に該当しない人が対象になります。町から送付される納付書で取扱金融機関、コンビニエンスストアまたはスマホアプリ収納サービスで納めます。口座振替の申請手続きをされた人は、指定の口座からの引き落としとなります。

療養の給付

窓口での医療費の自己負担割合は、所得に応じて1割・2割・3割となります。医療機関の窓口でマイナンバーカード(マイナ保険証)又は資格確認書を提示してください。

高額療養費

医療費の自己負担額は、世帯の所得に応じて月ごとの限度額が定められています。医療機関での支払いが限度額を超えた場合には、超えた額が高額療養費として支給されます。該当する人には、診療月の約3か月後に茨城県広域連合から通知が送付されます。

※自己負担割合が3割(現役並みⅠ及び現役並みⅡ)の人、住民税非課税世帯の人はマイナンバーカード(マイナ保険証)又は限度区分が記載された資格確認書を医療機関の窓口で提示することで、医療機関での1か月の支払いが限度額までとなります。新たに限度区分を資格確認書に記載する場合には、国保年金課窓口で申請し、交付を受ける必要があります。

療養費

下記のような場合には、かかった医療費全額をいったん自分で支払います。その後、本人の請求により、自己負担割合を除いた金額が茨城県広域連合から払い戻されます。

| こんなときは？ | 必要なものなど | どんな給付？ |
|---|--|--|
| 病気やけが等でやむを得ずマイナンバーカード(マイナ保険証)又は資格確認書を持たずに治療を受けたとき | 本人確認書類(運転免許証など)・資格確認書・診療内容の証明書・領収書・金融機関の口座番号がわかるもの | 国保年金課窓口で申請し、審査で決定すれば、自己負担分(1割・2割・3割)を除いた額が後から支給されます。 |
| 医師がはり・きゅう・マッサージを必要と認めたとき | 本人確認書類(運転免許証など)・資格確認書・医師の同意書・施術の内容の証明書・領収書・金融機関の口座番号がわかるもの | |
| 医師が治療上コルセットなどの補装具を必要と認めたとき | 本人確認書類(運転免許証など)・資格確認書・医師の診断書・領収書・金融機関の口座番号がわかるもの | |
| 海外渡行中に急病・けが等で、やむを得ず治療を受けたとき | 本人確認書類(運転免許証など)・資格確認書・診療内容の証明書と領収明細書(外国語で作成されている場合、日本語の翻訳文を添付)・金融機関の口座番号がわかるもの・パスポート・同意書 | |

交通事故などで保険を使うとき

交通事故や傷害事件など第三者から受けた傷病による医療費は原則として加害者が負担すべきものですが、届出により保険を使って治療を受けることができます。届出をする前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、保険が使えなくなることがあります。示談を結ぶ前に必ず国保年金課に相談のうえ、必要な届出・手続きをしてください。なお、酒気帯び運転・無免許運転等の違法行為があったときには、保険が使えない場合があります。

※相手のいない自損事故の場合も届出をしてください

◀届出に必要なもの:詳細はお問い合わせください。

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人(喪主)に支給されます。会葬礼状または葬儀の領収書・亡くなった人の資格確認書・喪主の金融機関の口座番号のわかるものをご持参のうえ、国保年金課窓口で申請してください。

後期高齢者健診

被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため、健康診査を実施しています。詳細は国保年金課へお問い合わせください。

| 受診方法 | 実施場所 | 申込方法 | 対象年齢 | 検査内容 |
|--------|----------------------------|---|--|---|
| 集団健診 | 総合保健福祉会館 各公民館・ふれあいセンター等 | 申込の時期・方法等の詳細は『広報あみ』・町ホームページに掲載します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●75歳の誕生日以降の人 ●65～74歳で後期高齢者医療保険にご加入中の方 | <ul style="list-style-type: none"> ●基本項目：問診・身体計測・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・クレアチニン検査 ●詳細項目：貧血検査・眼底検査・心電図検査（別途費用がかかります） |
| 医療機関健診 | 医療機関 | 実施医療機関に個別の予約が必要です。受診できる医療機関については国保年金課へお問い合わせください。 | | |

人間ドック・脳ドック

被保険者の健康を守り生活習慣病を予防するため『人間ドック・脳ドック』を受ける人に健診費用の一部を助成しています。実施医療機関については国保年金課へお問い合わせください。

▶助成対象

町の後期高齢者医療の被保険者で、助成申請時に後期高齢者医療保険料の未納がない人
 ※助成は人間ドック・脳ドックのいずれかに限り、助成は年度内に1人1回に限ります。また、前年度に脳ドックの助成を受けた人は、今年度の脳ドック助成対象になりません。

▶申込方法

医療機関に予約後、資格確認書を持参のうえ国保年金課またはうずら出張所に本人が直接申し込む（随時受付。同一世帯の場合は代理申請可、電話申込不可）。助成決定後『助成決定通知書』を交付（うずら出張所で申請の場合は後日郵送）。

医療福祉費制度（マル福） 問合せ 国保年金課 後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

医療福祉費制度（マル福）とは、町に住所があり、各種の健康保険制度に加入している人のうち、下記のいずれかに該当する人に対し、保険診療となる医療費を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者については所得制限があり（小児を除く）、基準額を超えた人は対象外となります。また、生活保護を受けている人も対象外です。

対象になる人

| 対象者 | 資格 |
|---------|--|
| 小児 | 0歳から18歳までの人（18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで） ※町では所得制限はありません |
| 重度心身障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1・2級および内部障害3級の交付を受けた人 ●知能指数が35以下と判定された人 ●身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ知能指数50以下と判定された人 ●障害年金1級に該当された人 ●特別児童扶養手当1級の対象となった人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた人 ●身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた人 ●知能指数50以下と判定され、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた人 ※65歳以上75歳未満の人は、原則後期高齢者医療制度への加入が要件となります |
| ひとり親家庭 | 配偶者のいない人とその子（現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満【要件あり】） |
| 妊産婦 | 母子健康手帳を交付された人（交付月の初日から出産月の翌月末日まで） |

申請手続き

国保年金課へ下記のものを持参し、申請してください。

- 本人確認書類（運転免許証など）
- 資格確認書又は資格情報のお知らせ等
- 金融機関の口座番号がわかるもの（小児に該当する人・妊産婦に該当する人）
- 身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書等（重度心身障害者に該当する人）
- 母子健康手帳（妊産婦に該当する人）
- 転入などにより町で所得の確認ができない人は、所得証明書など（総所得・扶養人数・所得控除が記載されたもの、源泉徴収票不可） ※必要な年度は対象者により異なりますのでお問い合わせください



国民年金の制度

◆日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は加入することが必要となります

| 種類 | 該当者 |
|----------|-----------------------|
| 第1号 被保険者 | 自営業者・農林漁業従事者・学生・無職の人等 |
| 第2号 被保険者 | 会社員・公務員 |
| 第3号 被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者 |

◆任意加入者制度(60歳以上で加入できる人)

※保険料は原則口座振替

●希望される人は「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金の保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。また、資格期間が10年に満たない人は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受け取れるようになります(特例任意加入)

●ご利用いただける人(次の①～④のすべてを満たす人)

①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人(年金の受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満の人まで)

②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人

③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の人

④現在、厚生年金に加入していない人

※海外に居住する日本国籍をお持ちの60歳以上65歳未満の人も加入できます

国民年金保険料の免除・猶予・納付特例制度

◆申請免除制度

保険料の納付が困難なときは、所得に応じて「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」があります。この場合「申請者本人」・「申請者の配偶者」・「世帯主」の前年所得などにより審査されます。

※「全額免除」は受給資格期間に含まれます。ただし、「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」は免除された残りの部分の保険料を2年以内に納付しないと受給資格期間に含まれません

◆産前産後期間の保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます(産前産後免除期間は納付扱いになります)。

※出産予定日の6か月前から手続きができ、平成31年4月以降の該当期間が対象となります。平成31年2月1日以降の出産であれば申請可能です

◆納付猶予制度

50歳未満の人で就職が困難または失業などにより所得が少ない場合、保険料の納付を猶予できる制度です。

この場合「申請者本人」と「申請者の配偶者」の前年所得などにより審査されます。

◆学生納付特例制度

学生で所得がない場合や、少ないことにより納付困難なときに保険料の納付を猶予できる制度です。この場合「申請者本人」の前年所得により審査されます。

◆対象者 大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生など ※10年以内なら追納ができます(追納申込が必要)が、3年度目以降は加算金がつきます。ただし、追納しないと受給資格期間に含まれますが、年金受給額には反映されません

国民年金給付の種類

◆老齢基礎年金

保険料を納めた期間(免除期間含む)が10年以上ある人が65歳から受けられます。

◆障害基礎年金

国民年金加入中に病気やケガなどで一定の障害の状態になったときに受けられます。

◆遺族基礎年金

国民年金加入中に死亡または老齢基礎年金を受ける受給資格期間を満たした人が死亡したときにその人に生計を維持されていた「子」のある妻または「子」に支給されます。

※婚姻・就職・転職・退職等により国民年金の加入の仕方が変わることがあり、その都度届け出が必要になります。

届出を忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合がありますので注意が必要です



対象

40歳以上の人全員が加入し、保険料を負担します。

介護保険証の交付

介護保険被保険者証は、要介護・要支援認定の申請をするときや、介護保険サービスをご利用になる時に必要になります。

◆65歳以上の人(第1号被保険者)

65歳の誕生日の前日が属する月の初めに郵送します。

◆40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

要介護・要支援認定を受けられた人に交付します。

こんな時は届出が必要です

次のような場合は、高齢福祉課に届け出てください。

| | |
|----------------|---|
| 他市町村からの転入 | 要介護・要支援認定を受けている人は、転出先(前市町村)から交付された受給資格証明書をお持ちください。 |
| 他市町村への転出 | 要介護・要支援認定を受けている人には、転入先で提出する受給資格証明書を発行します。介護保険被保険者証をお持ちください。 |
| 町内で住所が変更になったとき | 介護保険被保険者証をお持ちください。 |
| 被保険者の人が死亡したとき | 介護保険被保険者証をお持ちください。 |

介護保険料の納め方

◆65歳以上の人

65歳以上の人介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。

◆特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます

対象となる年金

- 老齢(退職)年金
- 遺族年金
- 障害年金

◆普通徴収

年金額が年額18万円未満の方は、納付書で納めます

町から送付される納付書で取扱金融機関、コンビニエンスストアまたはスマホアプリ収納サービスで納めます。また、口座振替の申請手続きをされた人は指定の口座からの引き落としとなります。

◆一時的に普通徴収になる人

本来年金から天引きになる『特別徴収』の人でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 保険料が増額になった人:増額分を納付書で納付します
- 年度途中で65歳以上になった人、年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった人、年度途中で他市町村から転入した人、保険料が減額になった人、年金が一時差し止めになった人:特別徴収の対象者に該当となった場合は、6か月～1年後に保険料が年金から天引きになります

◆40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

加入している医療保険によって算定方法・納め方が違います。

| 保険の種類 | 算定方法 | 納め方 |
|---------|---|--|
| 国民健康保険 | 所得や世帯にいる40歳以上65歳未満の介護保険対象者の人数によって決まります。 | 医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分を合わせて、国保の保険税として世帯主が納めます。 |
| 職場の健康保険 | 健康保険組合・共済組合等、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。 | 医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。 |



介護保険サービスを利用するには？

◆65歳以上の人(第1号被保険者)

介護保険サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けてください。要介護・要支援認定とは、どのくらい介護や支援が必要か審査し認定されることです。

◆40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

16種類の特定疾病により介護や支援が必要になったとき、要介護・要支援認定を受けサービスを利用できます。

特定疾病

- がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

①申請

サービス利用を希望する人(家族)は介護保険要介護・要支援認定申請書(※)を役場1階高齢福祉課に提出してください。申請書には本人の氏名・生年月日等のほかに、かかりつけ医(主治医)の氏名・医療機関名を記入していただく必要がありますので、事前にご確認のうえ申請してください。

※申請書は高齢福祉課のほか、地域包括支援センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)にも用意してあります。本人や家族のほか、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等に申請を代行してもらうことができます。

| 提出に来る人 | 必要なもの |
|--------|--|
| 本人 | <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険被保険者証 ●マイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合、マイナンバーがわかる書類および介護保険被保険者証以外の本人確認書類) ※40歳以上65歳未満の場合でマイナ保険証を保有していない場合は、医療保険者から交付された資格確認書 |
| 家族など | <ul style="list-style-type: none"> ●本人の介護保険被保険者証 ●提出に来る人の本人確認書類(顔写真入りは1つ、顔写真無しは2つ必要) ●本人のマイナンバーがわかる書類またはその写し ※本人が40歳以上65歳未満の場合でマイナ保険証を保有していない場合は、医療保険者から交付された資格確認書 |

②要介護認定

◆主治医の意見書

町が本人のかかりつけ医(主治医)に依頼し、心身の状態や生活機能について、意見書を書いてもらいます。

◆認定調査

町の職員などが自宅を訪問し、心身や生活状況について74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会いをお願いしています。

※調査の主な内容は ●ベッドや布団からの起き上がりができますか？ ●薬の内服がひとりでできますか？ 等

◆審査・判定

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の手間のかかり具合や状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分(要支援1・2、要介護1～5)、または非該当のいずれかに判定します。

広 告



ヒーリングハウス 愛

Healing house AI

安心できる住まいと介護サービスの提供を通じて、
高齢者の尊厳ある地域生活を支え、誰もが共生
できる街づくりを推進します。



運営会社 / 愛絆株式会社

サービス付き高齢者住宅
ヒーリングハウス愛

アットホームな温かみのあるお家をイメージしています。

☎029-887-8080

小規模多機能居宅介護事業所優愛

一人一人に向き合い、生きる力を奪わないケアを心がける。

☎029-893-2588

レンタルのレン愛

介護用品販売&レンタル

☎029-893-2699

稲敷郡阿見町中央5丁目19-20



③サービスの利用

要介護または要支援と認定された後、サービスを利用するには事前に介護サービス計画(ケアプラン)を作成する必要があります。ケアプランは、居宅介護支援事業所や施設にいる介護支援専門員(ケアマネジャー)や、地域包括支援センターに依頼して作成することができます。事業所の一覧表は高齢福祉課窓口を設置してあるほか、町ホームページでも見ることができます。

▶要介護1~5の人

在宅でサービスを使用したい場合は居宅介護支援事業所に、施設に入所したい場合は入所を希望する施設に連絡をしてください。

▶要支援1・2の人

地域包括支援センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内 ☎887-8124)に連絡してください。

介護サービス

◆主に自宅で利用するサービス(居宅サービス)

| サービスの種類 | 内容 |
|-------------------|--|
| 訪問介護 | 訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問し、身体介護や生活援助をします。 |
| 訪問入浴介護 | 浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護をします。 |
| 訪問看護 | 看護師や保健師等が訪問し、療養の世話・診療の補助をします。 |
| 訪問リハビリテーション | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。 |
| 居宅療養管理指導 | 医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理・指導をします。 |
| 通所介護(デイサービス) | 通所介護施設で食事・入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。 |
| 通所リハビリテーション(デイケア) | 介護老人保健施設や医療機関などで入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。 |
| 福祉用具貸与(レンタル) | 歩行補助つえや介護用ベッド・車いす等、日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。※ |
| 短期入所生活介護 | 介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 |
| 短期入所療養介護 | 医療施設や介護老人保健施設等に短期間入所して医学的な管理の下での日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。 |
| 特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホームなどに入所している人が、施設が提供する入浴・食事・排せつなどにかかる介護や機能訓練を受けます。 |
| 特定福祉用具販売 | レンタルになじまない入浴や排せつに使う入浴補助用具・腰掛け便座等6種類の福祉用具の購入費の支給を受けられます。要介護状態区分に関わらず、利用できる上限額は10万円になります。※ |
| 住宅改修 | 手すりの取り付け・段差の解消等の6種類の小規模な住宅改修費の支給を受けられます。要介護状態区分に関わらず、利用できる上限額は原則として20万円になります(転居した場合・要介護度が3段階以上上がった場合に限り再利用可能)。 |
| 居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所に相談しながら、介護サービス計画を作成してもらえます(費用の自己負担はありません)。 |

※福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、特定福祉用具販売扱いで購入することも可能です。

広 告

介護用品・福祉用具のレンタル、販売
介護用品展示ショールーム併設



お貸しします!
介護ベッド・車いす



当社の福祉用具専門相談員がお客様の
ご質問、ご相談に応じます。

高齢者向け住宅改修工事請負

介護保険指定事業者番号 0873800502

株式会社 **精進** 介護事業部

(本社・ショールーム)阿見町中央公民館前
☎029-887-3421



個人に合わせた機能訓練や運動をしっかりと行えます!

個々に必要なことは何かを考え、真のニーズを追求し、
生活に合わせた継続的なリハビリテーションを行っていきます。

リハビリ特化型
デイサービス

リウォーク

<https://rewalk.jp/>

阿見町吉原3628-6

☎ 029-893-6503

◆施設サービス

| サービスの種類 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 常に介護が必要で自宅では介護が困難な人のための施設です。新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。 |
| 介護老人保健施設 | 病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。 |
| 介護医療院 | 長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。 |

介護予防サービス

◆主に自宅で利用するサービス(居宅サービス)

| サービスの種類 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 介護予防訪問入浴介護 | 居宅に浴室がない場合や感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに訪問による入浴サービスが利用できます。 |
| 介護予防訪問看護 | 疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が居宅を訪問し、介護予防などを目的とした療養上の管理・指導を行います。 |
| 介護予防通所リハビリテーション (デイケア) | 通所リハビリテーション施設に通って理学療法士・作業療法士により、生活機能向上を目的としたリハビリテーションを受けます。全員に提供される共通のサービスと、個々の必要性や希望により提供される選択的サービスを組み合わせ利用します。 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。※ |
| 介護予防短期入所生活介護 | 介護老人福祉施設などに短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 医療施設や介護老人保健施設等に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホームやケアハウスなどに入所している人が、施設が提供する入浴・食事等にかかる介護や生活機能の維持向上のための訓練を受けます。 |
| 介護予防特定福祉用具販売 | レンタルになじまない入浴や排せつに使う入浴補助用具・腰掛け便座等6種類の福祉用具の購入費の支給を受けられます。要介護状態区分に関わらず、利用できる上限額は10万円になります。※ |
| 介護予防住宅改修 | 手すりの取り付けや段差の解消などの6種類の小規模な住宅改修費の支給を受けられます。要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は原則として20万円となります(転居した場合、また、要介護度が3段階以上上がった場合に限り再利用可能)。 |
| 介護予防支援 | 地域包括支援センター(または地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所)に相談しながら、介護予防サービス計画を作成してもらえます(費用の自己負担はありません)。 |

※介護予防福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、介護予防特定福祉用具販売扱いで購入することも可能です。

広 告

思いやりあふれるサービスで、
利用者様の住み慣れた地域に
暖かい癒しの場を提供いたします。

デイサービス

在宅での介護を必要とされる方を
対象に、入浴やリハビリ・運動を
中心としたサービスを提供します

地域の皆さまが安心して暮らせる
社会づくりに貢献しております。

鈴蘭株式会社
すずらんデイサービス
稲敷郡阿見町阿見4666-3048
TEL:029-893-3813

社会医療法人 若竹会

つくばセントラル病院
地域医療支援病院・茨城県災害拠点病院・第二次救急指定病院
日本医療機能評価機構認定
休診日:日曜・祝日【24時間救急】
〒300-1211 牛久市柏田町1589-3
TEL 029-872-1771 (代表) <https://central.or.jp/>

セントラル総合クリニック
休診日:日曜日・祝日
〒300-1232 牛久市上柏田4-58-1
TEL 029-875-3511 (代表) <https://clinic.central.or.jp/>

元気で長生き応援します
お気軽にお電話ください

**株式会社
ロングライフ**

福祉用具販売 レンタル
住宅改修

営業時間 AM9:00~PM5:00
(土・日・祝日 定休)

〒300-1161 阿見町よしわら6-23-1
TEL 029-886-6730



地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じて、利用者のニーズにきめ細かく対応したサービスです。利用者は町の住民の人に限定されます。

| サービスの種類 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| (介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 認知症高齢者が共同で生活できる住宅で、食事・入浴・排せつ等の介護や機能訓練等が受けられます。要支援1の人はこのサービスを受けられません。 |
| (介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や短期間の宿泊等を組み合わせて、食事・入浴等の多機能なサービスを受けられます。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、介護と医療、それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。要支援1・2の人はこのサービスを受けられません。 |
| 地域密着型通所介護 | 定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。要支援1・2の人はこのサービスを受けられません。 |

地域包括支援センター

問合せ 町地域包括支援センター 町社会福祉協議会(総合保健福祉会館「さわやかセンター内」) ☎887-8124

地域包括支援センターとは、保健・福祉・介護の3分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護(介護予防)サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

◆専門職種と役割

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等、3職種のチームアプローチにより、高齢者の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行います。

◆主な業務

- 高齢者の介護や福祉に関する総合的な相談への対応・支援
- 要支援、事業対象者の認定を受けた人へのケアマネジメント、ケアプラン作成・支援等
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業など

介護予防・日常生活支援総合事業

◆介護予防・生活支援サービス

要支援1・2の判定を受けた人および「基本チェックリスト」で事業対象となった人が利用できます。「基本チェックリスト」は、役場1階高齢福祉課・地域包括支援センター等で受けられます。

| サービスの種類 | 内容 |
|---------------|--|
| 介護予防訪問サービス | 利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援などが受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。 |
| 介護予防通所サービス | 通所介護施設に通って生活機能向上を目的としたサービスを受けます。全員に提供される共通のサービスと個々の必要性や希望に応じて提供される選択的サービスを組み合わせて利用します。 |
| 介護予防通所緩和型サービス | 家に閉じこもらないように趣味活動や簡単な体操、四季折々の行事等のサービスを提供します。 |

◆一般介護予防事業

65歳以上の人を対象に介護予防教室やシルバーリハビリ体操指導士による体操教室等を行います。

オレンジカフェ(認知症カフェ)

認知症当事者やその家族、地域住民の皆さん、ボランティア、専門家などの交流の場で、次のとおり実施しています。

※いずれも利用料は無料です。詳細は高齢福祉課までお問い合わせください

- 中央公民館
日時:原則毎月第1木曜日 午後1時30分～3時30分
- 福祉センターまほろば
日時:原則毎月第3木曜日 午後1時30分～3時30分
- 本郷ふれあいセンター
日時:原則毎月第4木曜日 午後1時30分～3時30分



高齢者関連サービス (内容が変更となる場合があります。利用の際は下記連絡先までお問い合わせください)

高齢福祉課 高齢福祉係 ☎888-1111 (142・144・743)

| サービスの種類 | 内容 |
|----------------------|--|
| シニアカード | 町内に居住する65歳以上の人へ協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。 |
| 高齢者見守りサポート事業 | ひとり暮らしの高齢者・世帯全員が75歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置と人感センサーを設置し、急病・災害等の緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。 また、月に一度利用者の状況を確認します。 ●個人負担があります |
| 要介護認定者福祉タクシー利用料金助成事業 | 要介護1～5の認定を受けていて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。(社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外になります) ●助成限度額：1回につき4,000円(片道を1回として年間最大24回まで) |
| シルバーカー購入費助成事業 | 住民税が非課税の世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。シルバーカー購入日から30日以内に申請が必要です。 ●領収書またはレシートが必要です(助成限度額：5,000円) |
| 高齢者世帯エアコン購入費等補助事業 | 住民税が非課税であり、満65歳以上の高齢者のみで居住する自宅にエアコンのない世帯に対して、熱中症等の健康被害防止のため、購入・設置した新品エアコン(天井、壁等に固定して使用するエアコン)の購入費および設置費用を補助します。 ●エアコンの購入前に申請が必要です(補助額：1世帯あたり、エアコンの購入および設置に要した費用または50,000円のいずれか少ない金額) ●持ち家でない場合、所有者の同意が必要です ●エアコン購入について、その他の給付、補助金等の交付を受けている場合は対象外です |
| 福祉電話貸与事業 | 低所得で電話機を有していないひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。 |
| 家族等介護用品支給事業 | 介護保険で要介護3以上(要介護3の人は、排尿または排便の介助が必要な人)と認定された住民税非課税の人在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。 |
| 徘徊高齢者家族支援サービス事業 | 徘徊の見られる在宅の高齢者を介護する家族に、GPS発信機の貸与や、QRコードシートの配付を行い、徘徊・そのほかの緊急時に迅速に対応できるようにします。 ●GPS発信機を紛失・破損した場合の費用やQRコードシートの追加購入費用は個人負担 |
| 高齢者等ごみ出し支援事業 | 65歳以上で、家族や近所の人などから協力を得ることができない要介護認定者に対し、ごみの戸別訪問収集を行います。 |
| 高齢者買物支援事業(移動スーパー) | 徒歩圏内に日用品の買い物ができる店舗がない地区等を対象に、株式会社カスミによる移動販売を行います。 |
| 生活管理指導短期宿泊事業 | 介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊(原則7日以内)による生活指導・支援を行います。 ●同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります |
| 要介護者等緊急短期宿泊事業 | 介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急に入所が必要な人を対象に短期宿泊(原則7日以内)による支援を行います。 ●同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります |
| 日常生活用具給付事業 | ひとり暮らしの高齢者または世帯全員が75歳以上の高齢者世帯で住民税が非課税である世帯に属する人に、電磁調理器等を給付します。 ●個人負担があります |
| 成年後見制度利用支援事業 | 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者(本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人)等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。 ●助成額：所得などにより異なります |



| サービスの種類 | 内容 |
|----------------|--|
| 高齢者に関する総合相談 | 介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、要支援者・事業対象者のケアプラン作成・支援やケアマネジメントを行います。 ●地域包括支援センター：☎887-8124 |
| 給食サービス事業 | 一人暮らしの虚弱な高齢者等で必要とする人に、調理ボランティアが作る弁当(昼食)を配送・訪問ボランティアが自宅に届けます。 ●利用期日：毎月2回、第2・第4水曜日(祝日と7・8月の夏季を除く) |
| 車いす貸出事業 | 在宅の病気・けが・障害などがある人および高齢者等で、歩行が困難な人に一時的(1か月限度)に車いすを貸し出します(旅行・散歩等を含む)。 |
| 心配ごと相談 | 生計・家族・財産等さまざまな悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。 ●利用日時：毎週水曜日午後1時～4時、受付午後0時30分～3時30分(祝日・年末年始を除く) ●弁護士相談(毎週水曜日の心配ごと相談において要予約)：毎月第1水曜日 |
| ふれあい電話 | 一人暮らしの高齢者に定期的に電話をして孤独感の解消・安否確認を行い、日常のお話し相手をするふれあい型のサービスを行います。 ●利用期日：毎週火・木曜日 午後1時30分～3時(祝日・年末年始を除く) |
| 在宅福祉(有償)サービス事業 | 会員方式(利用会員・協会員)による有料の在宅福祉サービスを提供します。 ●サービス内容：食事の支度・衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整頓、生活必需品等の買い物、通院・退院・散歩等外出時の付き添い、介護者外出時の留守番、日常生活上の相談、役場・病院等への連絡手続き、そのほか軽易な身の回りの世話 ※大掃除、身体介護は行いません ●利用日時：毎日午前7時～午後7時(年末年始を除く) ●利用料：1時間600円 |
| 低床カー貸出事業 | 高齢者・障害者(児)を同乗させて外出(泊)しようとする人に、車いすと乗れる軽自動車を2日限度で貸し出します。 ●負担：車返却時に、ガソリン代として走行距離1kmあたり10円 |
| 生活援助型食事サービス | 配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢者世帯、虚弱高齢者または心身の障害により自ら調理することが困難な人が申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。 ●利用期日：毎週月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) ●利用料：1食普通食410円・特別食540円 |
| 日常生活自立支援事業 | 認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービス等を行い、日常生活を支援します。 ●利用料：福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス(生活支援員派遣による援助)：1時間当たり1,500円 ※別途交通費の負担あり ●書類等預かりサービス(保管料)：1か月当たり500円 ※どちらのサービスも生活保護受給者は免除 |
| 家族介護支援事業 | ①介護する人同士の交流や情報交換の場を提供する介護者交流会を開催します。 ●対象者：在宅で介護している人 ②介護・福祉に役立つ知識や技術の習得を目的とした介護教室を開催します。 ●対象者：在宅で介護している人や近くで支援している人、介護に興味をお持ちの人 |

広 告

「住み慣れた家で、いつまでも。あなたの『想い』をプランにします。」

【居宅介護支援】

介護のKO-CO ケアプランターすずらん

☎029-893-2601

阿見町中央 3-2-17 (ナカタビル阿見 3階)

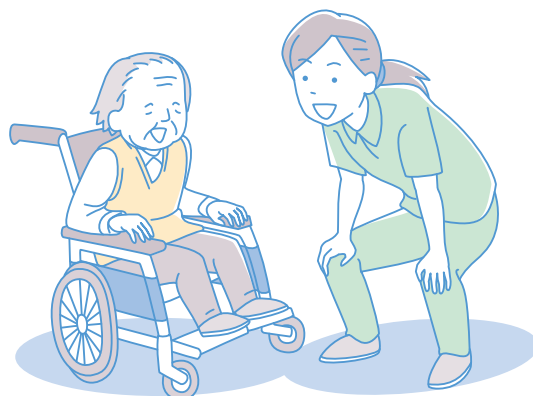
自宅で安心して生活できるように私たちがサポートします。

訪問介護 KO-CO

☎090-9739-1429

阿見町阿見 4900-3

運営：株式会社 KO-CO



福祉センターまほろば

問合せ 福祉センターまほろば 阿見町廻戸372 ☎887-3969 町シルバークラブ連合会(福祉センターまほろば内) ☎875-6950

施設の概要

福祉センターまほろばは、高齢者の健康増進、教養向上やレクリエーションなど生きがいづくりやふれあい等を目的とした施設です。施設内には、お風呂・休憩室・囲碁・将棋等があり、阿見町、美浦村、河内町または稲敷市に居住している60歳以上の人であれば無料で施設を利用することができます。

施設の特徴

福祉センターまほろばでは、町シルバークラブ連合会等の各種団体が、高齢者を対象としたさまざまなスポーツや趣味・教養に関する活動を行っています。参加方法などの詳細は上記までお気軽にお問い合わせください。

| | |
|-------|---|
| 受付・申込 | 福祉センター窓口にご直接お申し込みください。 団体(6人以上)使用を希望する人は、福祉センターにある使用許可申請書に所定の事項を記入し、使用する日の1か月前から7日前までにお申し込みください。 |
| 利用時間 | 午前9時から午後5時まで |
| 入浴時間 | 午前11時から午後3時30分まで(受付は午後3時まで) |
| 定休日 | 毎週月曜日・祝日・年末年始(12月28日から1月4日まで) |

施設の使用料

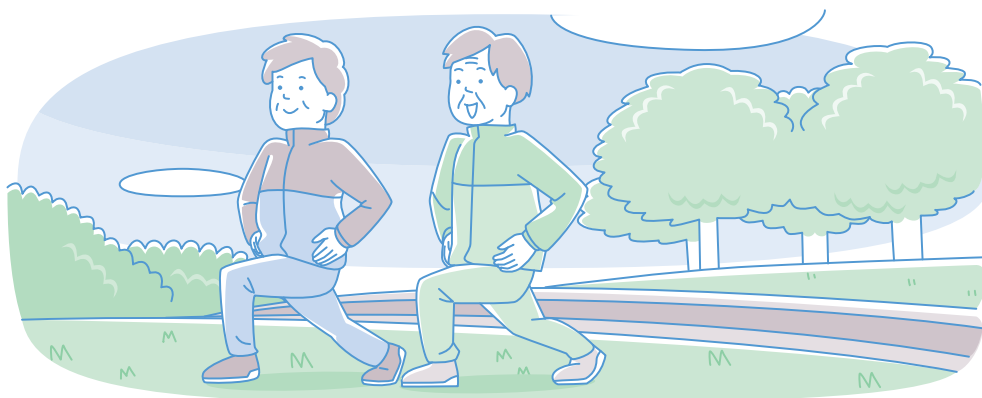
| | 阿見町・美浦村・河内町 または稲敷市に居住している人 | 左記以外の人 |
|---------------------|-------------------------------|--------|
| 60歳以上の人・心身障害者および付添人 | 無料 | 220円 |
| 上記以外の人 | 220円 | 440円 |
| 小学生以下 | 無料 | |
| 団体(10人以上) | ひとりにつきそれぞれの使用料の半額 | |

高齢者の健康づくり教室

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館) ☎888-2940

つるかめ教室

各地区10人以上の団体に対して、運動普及推進員が健康づくりのための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。



町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります)。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は、本人(配偶者を含む)が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人は原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳未満の児童は世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯は18歳以上と同じようになります。各福祉手当は所得制限があるものもあります。

詳細は上記へご相談ください。

手帳制度

| | |
|----------|---|
| 身体障害者手帳 | 視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある人を対象に交付されます |
| 療育手帳 | 知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます |
| 精神保健福祉手帳 | 精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます |

障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、国の指定する難病等の人も対象となります。

| | |
|------------|---|
| 介護給付・訓練等給付 | 身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等(国が指定する疾患)の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所・入所等のサービスを利用できます。サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要です(介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます)。 |
| 補装具の交付・修理 | 身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等(国が指定する疾患)の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いすなどが対象(介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます)。 |
| 自立支援医療 | <ul style="list-style-type: none"> ●精神通院: 精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します ●更生医療: 身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します(角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象) ●育成医療: 町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します |

広 告

障害者グループホーム&訪問看護ステーション&共生型生活介護

— 未来はみんなのために —





リビングで仲間とおしゃべりも



ホームごとにコンセプト



就労移行支援事業所
就労継続支援



本社併設の訪問看護
ステーション



STAR CAFE



- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援B型事業所

ThornCastle ★STAR

「誰かの役に立つ充実感」
「頑張ったと思える自信」を
提供します
カフェで「やってみたい」を
応援します



障害者グループホーム
Thorn Castle
トールンキャッスル

一般社団法人 配慮者支援協会
茨城県稲敷郡阿見町中郷 2丁目 23-9
☎029-879-8140






福祉手当の支給

在宅の重度障害者(児)に、各種の福祉手当を支給します(障害の程度・所得額などに一定の条件があります)

| | |
|-------------|--|
| 特別障害者手当 | 20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し手当を支給 月額29,590円(令和7年4月時点) |
| 障害児福祉手当 | 20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額16,100円(令和7年4月時点) |
| 特別児童扶養手当 | 精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。 ●1級:月額56,800円 ●2級:月額37,830円(令和7年4月時点) |
| 在宅心身障害児福祉手当 | 精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。 月額5,000円(令和7年4月時点) |
| 難病患者福祉手当 | 茨城県から『指定難病特定医療費受給者証』を交付され治療中の人に対し、手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です(毎年度申請が必要)。月額3,000円(令和7年4月時点) |

税金・公共料金等の減免・控除

障害者手帳の交付を受けている人が対象です(一定の条件があります)。

| | |
|----------|---------------------|
| NHK放送受信料 | 社会福祉課で証明を受ける必要があります |
|----------|---------------------|

各種割引

障害者手帳の交付を受けている人が対象です。

| | |
|----------------|--|
| タクシー料金 | 県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります(身体障害者手帳・療育手帳) |
| JR運賃・バス運賃・航空運賃 | 割引の対象には一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください |
| 有料道路料金 | 身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用時には社会福祉課で割引証明を受ける必要があります |

町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児(18歳未満)の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は、補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2(千円未満切捨て)となります。

地域生活支援等事業

下記の各種事業を利用するにあたっては、障害者手帳を取得しているなど一定の条件が必要です。なお、税金の滞納がある人(世帯)は利用できない場合があります。また、サービスによっては利用者負担があります。

| | |
|-------------------|---|
| 相談支援事業 | 障害者(児)のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援や成年後見制度の利用支援事業を行います。 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。 |
| 日常生活用具の給付 | 日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付・貸与します(介護保険制度が優先されます。障害の種類・等級など一定の条件があります)。 |
| 移動支援事業 | 屋外での行動が著しく制限される視覚障害者(児)、全身性障害者(児)、知的障害者(児)などに、社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。 |
| 地域活動支援センター事業 | 通所により創作的活動の提供および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。 |
| 訪問入浴サービス事業 | 家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います(介護保険制度が優先されます)。 |
| 日中一時支援事業 | 介護者の都合などにより障害者(児)を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的預かりを行います(利用制限があります)。 |
| 福祉タクシー利用料金助成事業 | 身体障害者手帳1・2級または、療育手帳④・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、様々な用途で利用するタクシーの乗車距離2km相当分(令和8年4月時点では850円)を助成します。年間36枚(腎臓障害者で慢性透析療法を受けている人は年間60枚)の利用券を交付します。 |
| 身体障害者健康診査事業 | 在宅で常時車いすを使用している肢体不自由による身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います(施設入所者・入院中の人・1年以内に同様の検査を受けた人を除く)。検査内容・実施予定日等は『広報あみ』においてお知らせします(例年2月に実施しています)。 |
| 知的障害者探索支援サービス事業 | 療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置(GPS装置)を貸与します。 |
| 重度障害者(児)住宅リフォーム事業 | 重度の障害者(児)の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。 |
| 障害児療育事業「つぼみ教室」 | 小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や課題を通してお子さんの発達を促す活動を行うとともに保護者の人への相談・助言等を行います。 |

病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回、健康診査を受けて、自分の健康状態を把握しておきましょう。

公民館などで実施する『集団健診』と医療機関で実施する『医療機関健診』を実施しています。すべての健診で申し込みが必要となります。2月に配布される『集団・医療機関健診のご案内』もあわせてご覧ください。

| 健診項目 | 対象者 | 検査内容等 | 担当課 (問合せ先) | 受診方法 | |
|---------|-------------------|---|---------------|--|--|
| | | | | 集団健診 | 医療機関健診 |
| 特定健診 | 40～74歳 (国保加入者) | 問診・身体計測(腹囲測定を含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖) 〔医師の判断で実施する追加項目〕 心電図検査・眼底検査・貧血検査・クレアチニン検査 | 国保年金課 | 町の公民館等を会場に行う健診です。 健診の日程や場所があらかじめ指定されています。 | 医療機関に個別に予約して行う健診です。ご自身の都合に合わせて健診の日程を調整することができます。詳細は国保年金課へお問い合わせください。 |
| 後期高齢者健診 | 75歳以上 | 問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖)・クレアチニン検査 | | | |

| 健診項目 | 対象者 | 検査内容等 | 担当課 (問合せ先) | 受診方法 | |
|---|-----------------|--|---------------|--|--|
| | | | | 集団健診 | 医療機関健診 |
| 成人健康づくり健診 | 20～39歳 | 問診・身体計測(腹囲測定を含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・クレアチニン検査) | 健康づくり課 | 町の公民館等を会場に行う健診です。 健診の日程や場所があらかじめ指定されています。 ●受診時期： 希望する検査項目により異なります | 医療機関に個別に予約して行う健診です。ご自身の都合に合わせて健診の日程を調整することができます。 指定の医療機関で使用できる受診券を発行しますので、①②の申込方法でお申込みください。 ●申込み方法 ①健康づくり課窓口で申し込む ②インターネットで申し込む ※詳細は町ホームページをご覧ください ●申込み期間： 4月～翌年2月末 |
| 胃がん検診 | 40歳以上 | 胃のレントゲン検査(バリウム検査) | | | |
| 大腸がん検診 | 40歳以上 | 免疫便潜血検査(検便2日分) | | | |
| 肺がん検診 | 40～64歳 | 胸部のレントゲン検査 | | | |
| 結核検診 | 65歳以上 | 胸部のレントゲン検査 ※肺がん検診含む | | | |
| かくだん 喀痰検査 | 40歳以上 | 喀痰細胞診 ※条件に該当する人のみ | | | |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上 | 血液検査 | | | |
| 肝炎ウイルス 検診(B型・C型) | 40歳以上 | 血液検査 ※条件に該当する人のみ | | | |
| 腹部超音波検診 | 40歳以上 | 肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・脾臓の超音波検査 | | | |
| 骨粗しょう症検診 | 25～70歳 | 骨密度の測定 | | | |
| 子宮けいがん検診 | 20歳以上 | 子宮けい部細胞診 | | | |
| 乳がん検診 ※40歳以上は ①偶数年齢のみ対象 ②乳房マンモグラフィのみの受診も可能 | 30～39歳 | 乳房超音波検査 | | | |
| | 40・42・44・46・48歳 | 乳房マンモグラフィ検査(2方向) +乳房超音波検査 | | | |
| | 50・52・54・56歳 | 乳房マンモグラフィ検査(1方向) +乳房超音波検査 | | | |
| | 58歳以上の偶数年齢 | 乳房マンモグラフィ検査(1方向) | | | |

※対象年齢は翌年3月31日時点での年齢になります。



子どもの予防接種

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

予防接種を受けるために必要な予防接種手帳は、出生届時に町民課で配布しています。転入された人には健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)で発行しています。手続きの方法については健康づくり課にお問い合わせください。

定期予防接種 ※接種費用は無料

| 種類 | 接種対象者 | 接種回数 |
|-----------|---|---------|
| ロタウイルス | ロタリックス:生後6週～24週0日 | 2回 |
| | ロタテック:生後6週～32週0日 | 3回 |
| B型肝炎 | 1歳未満 | 3回 |
| 小児用肺炎球菌 | 生後2か月～5歳未満 | 4回 |
| 5種混合 | 生後2か月～7歳6か月未満 | 4回 |
| BCG | 1歳未満 | 1回 |
| 麻しん・風しん混合 | 1期:1歳以上2歳未満 | 1回 |
| | 2期:5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間 | 1回 |
| 水痘 | 1歳以上3歳未満 | 2回 |
| 日本脳炎 | 1期:生後6か月～7歳6か月未満 | 3回 |
| | 2期:9歳以上13歳未満 | 1回 |
| 2種混合 | ※特例対象:平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ 20歳に至るまでの間、1期・2期分の接種が可能 | |
| 2種混合 | 11歳以上13歳未満 | 1回 |
| 子宮頸がん | 小学6年生～高校1年生の女子 | 2回または3回 |

任意予防接種に対する助成

以下の任意予防接種について、接種費用の一部助成を行っています。

| 種類 | 接種対象者 | 公費助成額 | 助成回数 |
|---------|-------------------------------------|--------|------|
| おたふくかぜ | 1歳以上4歳未満 ※おたふくかぜ予防接種をはじめて接種する人のみ | 3,000円 | 1回 |
| インフルエンザ | 10月1日時点で生後6か月～中学校3年生 | 2,000円 | 1回 |

成人の予防接種

定期予防接種 ※接種費用は無料

予防接種を受けるために必要な予診票は母子手帳交付時に配布しています。転入された人には健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)で発行しています。手続きの方法については健康づくり課にお問い合わせください。

| 種類 | 接種対象者 | 接種回数 |
|--------|--------------------|------|
| RSウイルス | 妊娠28週0日から36週6日までの人 | 1回 |

任意予防接種に対する助成

以下の任意予防接種について、接種費用の一部助成を行っています。

| 種類 | 接種対象者 | 公費助成額 | 助成回数 |
|------|------------------------------|--|------|
| 带状疱疹 | 初めて助成を受ける50歳以上の人で、定期接種の対象外の人 | 1回接種(生ワクチン):4,000円 2回接種(組み換えワクチン):1回10,000円 | 生涯1回 |

高齢者の予防接種

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

定期予防接種

予防接種を受けるために必要な予診票は接種時期に対象者に送付します。転入された人には健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)で発行しています。手続きの方法については健康づくり課にお問い合わせください。

| 種類 | 接種対象者 | 公費助成額 | 助成回数 |
|---------|--|------------------------|------|
| インフルエンザ | ①接種日時点で65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の疾患およびヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を取得している人 | 2,000円 (生活保護受給者は無料) | 年1回 |



保健・介護・福祉

| 種類 | 接種対象者 | 公費助成額 | 助成回数 |
|---------|---|--|------|
| 新型コロナ | ①接種日時時点で65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の疾患およびヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害手帳1級を取得している人 | 5,000円 (生活保護受給者は無料) | 年1回 |
| 高齢者肺炎球菌 | はじめて接種を受ける人のうち下記に該当する人 ①65歳の人 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の疾患およびヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を取得している人 | 3,500円 (生活保護受給者は無料) | 生涯1回 |
| 带状疱疹 | はじめて助成を受ける人のうち下記に該当する人 ①年度末年齢で5歳刻みの人(65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳) ②60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害手帳1級を取得している人 | 1回接種 (生ワクチン):4,000円 2回接種(組み換えワクチン):1回10,000円 (生活保護受給者は無料) | 生涯1回 |



こども家庭センター

問合せ おやこ支援課(総合保健福祉会館内) ☎888-2943

こども家庭センターとは

健やかな妊娠期・出産・子育て期を過ごせるように、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートするための機関です。

◆主な業務

・母子保健

母子健康手帳の交付、妊産婦・乳幼児健診、教室(マタニティクラス・離乳食)、赤ちゃん訪問、産後ケア、育児相談・発達相談、各種助成・給付

・児童福祉

養育相談、児童虐待相談、支援が必要な児童及び妊婦への支援、子育て短期支援事業

妊娠・出産

問合せ おやこ支援課(総合保健福祉会館内) ☎888-2943

妊娠届出・母子健康手帳交付

- ◆対象 町に住み票がある妊婦。届出は妊婦本人が原則です。産婦人科で妊娠の診断を受けてからお越しください。
- ◆持参品 本人確認のための書類と個人番号を確認するための書類をお持ちください
本人確認のための書類
マイナンバーカードもしくは運転免許証・パスポート等の官公署から発行された写真の表示が施されたもの
上記の書類をお持ちでない方は、おやこ支援課にご連絡ください。
- ◆交付物 ・母子健康手帳 ・妊産婦一般健康診査受診票 ・妊婦歯科健康診査受診票 ・新生児聴覚検査受診票
※県外の医療機関を受診する予定の方は事前にご相談ください。
- ◆その他 妊娠中の不安や心配事等がございましたら、おやこ支援課までご相談ください。電話・窓口・訪問等でご相談をお受けします。

マタニティクラス

- ◆対象 妊婦とその家族
- ◆内容 助産師・保健師・栄養士が担当し、妊娠中の栄養の取り方や過ごし方・赤ちゃんのお風呂の入れ方・赤ちゃんを迎える準備など、盛りだくさんの内容になっています。パパには妊婦体験ジャケットによる妊婦さんの疑似体験が好評です。
- ◆申込方法 電話または窓口にてお申し込みください(事前予約制)

産後ケア

- ◆対象 出産後、心身のケアや育児サポート等を必要とする産婦さんとお子さん。
ご利用には条件がありますので、詳細については町こども家庭センター(おやこ支援課内)にお問い合わせください。
- ◆内容 宿泊・通所・訪問にて産婦さんの心身のケアや育児相談を行い、安心して子育てができるように産後をサポートします。

新生児訪問

- ◆対象
 - ・第1子を出産した人
 - ・新生児訪問を希望した人
 - ・低体重児(2,500g未満で生まれたお子さん)など新生児訪問を必要とする人
- ◆内容
 - 生後1か月頃までに保健師、助産師がご自宅に訪問し、お子さんの体重測定・産婦さんの体調管理・育児などの相談・母子保健サービスのご案内等を行います。
 - ※町外の里帰り先に訪問をご希望の場合、おやこ支援課にご連絡ください

こんにちは赤ちゃん訪問

- ◆対象
 - 第2子以降を出産した人(新生児訪問を受けていない人)
- ◆内容
 - 生後2か月前後に看護師・保健師等がご自宅に訪問し、体調確認や育児状況の確認・母子保健サービスのご案内を行います。

乳幼児健診

- 集団健康診査:総合保健福祉会館『さわやかセンター』で実施

| 健診名 | 実施時期 | 内容 |
|----------|---------------------|---|
| 1歳6か月児健診 | 対象者には健診の前月に案内を送付します | 問診・身体計測・医師診察・歯科診察・保健相談・ブラッシング指導 ※希望者のみ栄養相談 |
| 3歳3か月児健診 | | 問診・尿検査・身体計測・医師診察・歯科診察・屈折検査(視力)・保健相談・ブラッシング指導 ※必要者のみ視力検査・聴力検査、希望者のみ栄養相談 |
| 5歳児健診 | | 問診・身体計測・医師診察・保健相談 ※希望者のみ心理相談・入学準備相談 |

- 個別健康診査:委託医療機関で健診を、公費負担で受けられます

| 健診名 | 受診期間 | 内容 |
|------------------|---------------------|--------------------------|
| 乳児一般健康診査(1か月児健診) | 生後27日～5週 | 身体計測・医師診察 |
| 乳児一般健康診査(第1回) | 3か月～6か月(7か月になる前日まで) | |
| 乳児一般健康診査(第2回) | 9か月～11か月(1歳になる前日まで) | |
| 2歳児歯科健康診査 | 2歳～3歳誕生日前日 | 歯科診察、口腔ケアの相談、フッ化物(フッ素)塗布 |

こども健康相談

お子さんの成長確認や子育て中の心配・悩み相談の場として毎月1回健康相談を行っています。お気軽にお越しください。

- ◆対象
 - 生後1か月～就学前までのお子さんとその保護者
- ◆内容
 - 身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による個別相談
- ◆申込方法
 - インターネットによる電子申請にてお申し込みください(事前申込制)

離乳食教室

離乳食についての講話だけでなく、体験しながら学ぶ教室です。ぜひご参加ください。

- ◆対象
 - 生後4～6か月ごろのお子さんとその保護者
- ◆内容
 - ・離乳食開始から生後7～8か月ごろまでの離乳食についての講話
 - ・調理体験
- ◆申込方法
 - 電話または窓口にてお申し込みください(事前予約制)

親子相談ルーム「くれよん」

お子さんの発達についての心配事や関わり方について、個別相談を行っています。

- ◆対象
 - 就学前までのお子さんとその保護者
- ◆内容
 - 心理相談員・保健師等による個別相談
- ◆申込方法
 - 電話または窓口にてお申し込みください(事前予約制)



児童虐待とは

親または親にかわる養育者など現に子どもを監護する人が、身体的暴力、性的行為の強要、不当な扱い、明らかに不適切な養育、ことばによる脅かしなどによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為をいいます。虐待された子どもは、心に深い傷を負い、大人になってもその傷に苦しみ続けることもあります。また、虐待がエスカレートすれば、時には取り返しのつかない事態を招くこともあります。

児童虐待には4つの種類があります(※子どもへの体罰は法律で禁止されています)

◆身体的虐待

たたく、ける、床に投げつける、首を絞める、激しく揺さぶる、夜間や真冬に戸外に閉め出す、タバコの火を押し付けるなどの行為(後遺症が残る場合や、死に至ることもある)。

◆性的虐待

子どもへの性的行為の強要、性的暴行、性器や性交を見せるなどの行為、近親相姦もこれにあたる。場合によっては、妊娠・中絶・出産などの結果を招くとともに異性への嫌悪感を植えつけるなど、子どもの心身に大きな傷を残す。

◆ネグレクト

食事を与えない、着替えや入浴・洗濯など身の回りの世話をしない、病気やけがをしても医者に診せない、学校に行かせず家に閉じ込める、同居人による子どもへの虐待を放置しておくことなどの行為(これらにより、発育や発達がひどく遅れる、極端な場合には栄養不良や脱水症で死に至ることもある)。

◆心理的虐待

『お前なんか生まれなければよかった。』『お前なんかいない方がよい。』などのひどい言葉で子どもを傷つけたり、子どもの存在を全く無視したり、ほかの兄弟と著しく差別する。子どもの前でDVや夫婦げんか等、子どもの心に不安やおびえを引き起こす行為。

児童虐待防止のために

児童虐待は家庭内で行われることが多いために、発見が困難な部分があります。そのため、地域の皆さんが、地域において児童虐待の兆候が見られた場合、児童相談所や町役場・保健所・警察などの関係機関に通報するなど情報を提供していただく必要があります。

また、育児に悩んでいる人がいたら相談にのってあげたり、相談機関を紹介してあげるなどのご協力をお願いします。

ご連絡をお願いします

◆緊急の場合

今、子どもが、けられたり、ひどく殴られたり、深刻な危害が加えられている場合には、警察(110番)に連絡してください。

◆緊急でない場合

町おやこ支援課、児童相談所、いばらき虐待ホットライン(24時間対応)へ連絡してください。
わかる範囲で結構ですが、次のような情報が、あれば伝えてください。

- 虐待されている子どもや保護者に関する情報
- 名前、住所、年齢、性別、家族構成、職業、電話番号など

ご相談・連絡先

相談(通報)者の秘密は守られます。(児童福祉法・児童虐待防止法)

| 連絡先 | 電話番号 |
|----------------------|--------------|
| 町おやこ支援課 | 888-2943 |
| 土浦児童相談所 | 821-4595 |
| 児童相談所[全国共通ダイヤル] | 189 |
| いばらき虐待ホットライン(24時間対応) | 029-322-0293 |
| 町内の各地域の民生委員・児童委員 | |



子育て・教育

保育施設

問合せ こども未来課 ☎888-1111(708・117)

保護者の就労や病気などの理由により、家庭での保育ができない場合に、日中、保護者に代わってお子さんを保育する施設です(認定こども園【幼保連携型・幼稚園型】は『保育部分』のみ)。

町には、町立3か所、私立7か所の認可保育所のほか、認定こども園【幼保連携型】2か所、認定こども園【幼稚園型】2か所、家庭的保育事業所1か所、小規模保育事業所3か所があります。(令和8年4月1日現在)

※保育施設への入所手続きや各保育施設の概要・提供サービス等の詳細は「保育利用案内」に記載しています。

「保育利用案内」は、こども未来課窓口で配布または町ホームページに掲載していますので、ご参照ください
(※)保育年齢:4月1日現在の年齢

保育所

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

| | 名称 | 設置主体 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 保育年齢(※) |
|----|----------------|------|--------------|----------|-----|-----------|
| 1 | 中郷保育所 | 町 | 阿見4002-5 | 887-3331 | 150 | 生後8週～5歳 |
| 2 | 南平台保育所 | 町 | 南平台1-31-6 | 840-2081 | 100 | 生後8週～5歳 |
| 3 | 二区保育所 | 町 | うずら野1-29-11 | 841-2301 | 100 | 生後8週～5歳 |
| 4 | あゆみ保育園 | 私 | 阿見4958-5 | 888-3681 | 130 | 生後3か月～5歳 |
| 5 | 阿見ひかり保育園 | 私 | 曙247-1 | 879-5155 | 110 | 生後8週～5歳 |
| 6 | さくら保育園 | 私 | 荒川本郷2033-336 | 896-3678 | 130 | 生後8週～5歳 |
| 7 | 阿見さらり保育園 | 私 | 荒川本郷1902-1 | 875-8135 | 150 | 生後8週～5歳 |
| 8 | LIFE SCHOOL 阿見 | 私 | 荒川本郷2066-94 | 875-6750 | 120 | 生後8週～5歳 |
| 9 | アイグラン保育園阿見 | 私 | 実穀1545-2 | 829-6301 | 100 | 生後57日目～5歳 |
| 10 | ゆめふるつなぐ保育園 | 私 | 実穀1620-44 | 896-3861 | 110 | 生後57日目～5歳 |

認定こども園(幼保連携型)(保育部分)

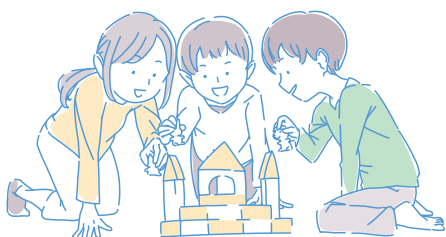
幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。保育所としての保育だけでなく、3歳以上は幼稚園の教育も受けることができます。

| | 名称 | 設置主体 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 保育年齢(※) |
|---|----------|------|----------|----------|-----|----------|
| 1 | 阿見認定こども園 | 私 | 阿見5205-2 | 887-7388 | 120 | 生後8週～5歳 |
| 2 | 阿見みどり幼稚園 | 私 | 鈴木25-10 | 887-7471 | 57 | 生後3か月～5歳 |

認定こども園(幼稚園型)(保育部分)

認可幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、幼稚園としての教育を行います。

| | 名称 | 設置主体 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 保育年齢(※) |
|---|--------|------|----------|----------|----|---------|
| 1 | ふたば幼稚園 | 私 | 岡崎3-2-1 | 887-0055 | 30 | 3歳～5歳 |
| 2 | 荒川沖幼稚園 | 私 | 本郷3-27-1 | 842-6609 | 30 | 3歳～5歳 |



日本語 英語

“そろばん”は人を賢くし 頭に入る教具(道具)です

集中力 忍耐力 競争心 向上心

みんなの町のそろばんスクール
かしわざき

本部(本郷)教室 荒川沖教室
ひたち野うしく教室 あさひ教室

☎0120-973-845

そろばんスクールかしわざき

一軒家の一時預かり保育施設

0歳～小学生
急な用事、リフレッシュ利用OK

子どもも保護者も安心できる保育を大切にしています。

相談・問い合わせ

「のびのび笑顔を未来へ」
けやき保育

利用時間/平日・土日祝 8:00～18:00※不定休
阿見町荒川本郷1328-4 TEL070-8306-5883



子育て・教育

家庭的保育事業所

家庭的な雰囲気のもときめ細やかな保育を行います。

| | 名称 | 設置主体 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 保育年齢(※) |
|---|---------|------|---------|---------------|----|----------|
| 1 | まるこのおうち | 個人 | 廻戸272-3 | 090-7946-1263 | 5 | 生後6か月～2歳 |

小規模保育事業所

少人数(定員6～19名)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

| | 保育所等名 | 設置主体 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 保育年齢(※) |
|---|--------------|------|-------------|----------|----|----------|
| 1 | 小規模保育園虹いろキッズ | 私 | 鈴木59-4 | 893-2273 | 19 | 生後3か月～2歳 |
| 2 | ニチイキッズあみ保育室 | 私 | 阿見3962-6 | 891-0855 | 19 | 生後8週～2歳 |
| 3 | キッズハウスにじの森 | 私 | うずら野1-34-13 | 845-7654 | 12 | 生後8週～2歳 |

一時保育サービス

問合せ こども未来課 ☎888-1111(708・117)

保護者の急病や断続的勤務、または冠婚葬祭や育児疲れ等の私的理由などにより、一時的に保育が困難となる場合に、保育施設で一時的に保育するサービスです。

※希望先の保育施設の行事等により、受け入れできない場合がありますのでご了承ください

◇実施場所

町立保育所・私立保育園・小規模保育事業所

◇対象

- ◆町立保育所 本町に居住する満1歳以上から就学前までの児童
- ◆あゆみ保育園・さくら保育園・阿見ひかり保育園・アイگران保育園阿見 満1歳以上から就学前までの児童
- ◆阿見きらり保育園 生後7ヶ月以上から就学前までの児童
- ◆ニチイキッズあみ保育室 生後2ヶ月から3歳を迎える年度の3月31日までの児童
- ◆キッズハウスにじの森 生後3ヶ月から3歳を迎える年度の3月31日までの児童
- ◆一時保育専門託児所ばんび 生後3ヶ月から就学前までの児童

※施設により別途要件を定めているところもあります

病後児保育サービス

問合せ こども未来課 ☎888-1111(117)

病後児保育とは、病気や怪我の回復期であり、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・怪我・冠婚葬祭などやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりし、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

※利用する場合は事前に病院の受診が必要となりますが、受診される前に、実施保育所にご確認ください

※病気や怪我の状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください

◇実施場所

阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園・アイگران保育園阿見

◇対象

町内に住民登録をしている児童で、利用希望年度の基準日4月1日現在において、満1歳に到達している児童および小学校就学児童 ※阿見きらり保育園・アイگران保育園阿見は小学校就学児童の受け入れは未実施

阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園・アイگران保育園阿見に在籍している児童で利用希望年度の基準日4月1日現在において、満1歳に到達している児童

病児保育サービス

問合せ こども未来課 ☎888-1111(117)

病児保育とは保護者が就労している児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に病院等で一時的に保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するサービスです。

◇実施場所・問合せ先

◆たんぽぽ保育室(阿見町中央3-20-1、東京医科大学茨城医療センター内) ☎887-5621

◆アイگران保育園阿見(阿見町実穀1545-2、アイگران保育園阿見内) ☎829-6301

◇対象

町内に住民登録をしているまたは通勤している保護者の未就学児童で、利用希望年度の基準日4月1日現在で6か月から6歳までの児童



まつうらわくわくパークあみ(あみ子育て支援センター)

問合せ まつうらわくわくパークあみ ☎886-8882

まつうらわくわくパークあみとは

妊娠期から子育て期までを一体的に支援するとともに、子育て世帯の交流の場を提供します。子育てに関するお悩みや相談をお受けし、子育てを支援していきます。屋内大型遊具があり、天候に左右されずに思いっきり体を使って遊ぶことができます。また、季節ごとや地域交流など各種イベントを実施します。

◻開館時間

午前9時～午後5時

◻休館日

毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)・年末年始

◻入館料

無料

相談・連絡先

◻施設名

まつうらわくわくパークあみ

◆住所 阿見4699-4 ☎886-8882

地域子育て支援拠点 あゆみ保育園地域子育て支援センター ぴよんぴよんくらぶ

問合せ あゆみ保育園敷地内 ☎888-3681

ゆめふるつなぐ保育園地域子育て支援センター

問合せ ゆめふるつなぐ保育園敷地内 ☎896-3861

地域子育て支援拠点支援内容

未就園のお子さんと保護者を対象にイベントや講習会等の活動を行います。事前予約が必要となります。詳細は各施設にお問い合わせください。

相談・連絡先

◻施設名

あゆみ保育園子育て支援センターぴよんぴよんクラブ(あゆみ保育園敷地内)

◆住所 阿見4958-5 ☎888-3681

◻施設名

ゆめふるつなぐ保育園地域子育て支援センター(ゆめふるつなぐ保育園敷地内)

◆住所 実穀1620-44 ☎896-3861

児童手当

問合せ こども未来課 ☎888-1111(内線114)

趣旨

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

支給対象

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人。



手当の額

| 児童の年齢 | 児童手当の額(1人当たり月額) |
|-------------|------------------------|
| 3歳未満 | 15,000円(第3子以降は30,000円) |
| 3歳以上高校生年代まで | 10,000円(第3子以降は30,000円) |

※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等のうち、年齢が上の子から数えて3番目以降の子のことをいいます。
※「児童の兄弟等」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日を経過した後の22歳の最初の3月31日までの間にあって、親等に経済的負担のある子のことをいいます。

支払時期

原則として、毎年、2月・4月・6月・8月・10月・12月(偶数月)にそれぞれの前月分までの手当が支給されます。

支給を受けるための手続き等

手当の支給を受けるためには、児童を養育する親等が申請(認定請求)を行う必要があります。
※児童手当の受給資格者となる「児童を養育する親等」は、児童を監護し、かつ、生計を同一とする父または母等です。父母に養育されていない児童については、児童を監護し、かつ、生計を維持する人となります
※公務員の人は勤務先での手続きとなりますので、勤務先へご確認ください
※児童手当の支給は、申請日の属する月の翌月分からとなりますので、手続きが遅れないようご注意ください
※保育料や申し出があった人についての学校給食費などを町が児童手当から徴収することが可能です



児童扶養手当

問合せ こども未来課 ☎888-1111(118)

手当を受けることができる人

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対し、児童の心身の健全な成長のために支給される手当です。次のいずれかに当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)している母、「児童」を監護し、かつ、生計を同じくする父または母にかわってその児童を養育している人(養育者)が手当を受けることができます。

◇手当の対象となる児童(※1)

| | |
|---|----------------------------|
| ① | 父母が婚姻を解消した児童 |
| ② | 父または母が死亡した児童 |
| ③ | 父または母が政令で定める程度の状態にある児童 |
| ④ | 父または母の生死が明らかでない児童 |
| ⑤ | 父または母が引き続き1年以上遺棄(※2)している児童 |
| ⑥ | 父または母が、裁判所からのDV保護命令を受けた児童 |
| ⑦ | 父または母が、引き続き1年以上拘禁されている児童 |
| ⑧ | 母が婚姻によらないで、生まれた児童 |
| ⑨ | 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 |

※1 対象となる「児童」とは、18歳の年度末までにある児童をいいます。心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満までとなります。なお、受給者・児童ともに国籍は問いません

※2 遺棄とは、連絡等がとれず児童の養育を放棄していること

手当を受けることができる人

こども未来課に「認定請求書」を提出します。この請求書が茨城県県南県民センターを經由し県知事の認定を受けることで、手当を受けられるようになります(受給資格があっても請求しない限り支給されません)。

ファミリーサポートセンター(町社会福祉協議会内)

問合せ 阿見町社会福祉協議会 ☎887-8124

ファミリーサポートセンター(町社会福祉協議会内)

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりを目指し、「たすけあいの心」を持った皆さんの協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

サービスの内容

安心して子どもを育てる環境づくりと女性の社会参加促進を支援するため、児童を一時的に預かります。妊産婦の家事および、育児援助・乳幼児の通園、登下校送迎・外出時の見守りを実施します。

※ただし、車に乗せての活動はできません

利用時間・利用料金

| 利用時間 | 利用料金 |
|-----------|----------|
| 午前7時～午後9時 | 400円/時間～ |

詳細については、事前に町社会福祉協議会までご相談ください。

◆延長料金

30分未満は200円～、30分以上は1時間分です

相談・連絡先

◆事業所

阿見町社会福祉協議会

◆住所 阿見4671-1 ☎887-8124

児童館

問合せ 二区児童館 ☎843-3282

児童館は

健全な遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を積極的に図るための児童福祉施設です。いろいろな年齢の子どもたちが自由に遊んだり、行事に参加しながら生活経験を豊かにし心身ともによりよく育つことを願い、仲間づくりの輪を広げていくよう、指導と援助をしていきます。

楽しいことがいっぱい

人形劇鑑賞・クラブ活動・工作教室・クリスマス会・地域交流会など、楽しいイベントを用意しています。いつだれが来ても、自由に遊べます。いろいろなことに、チャレンジしましょう。

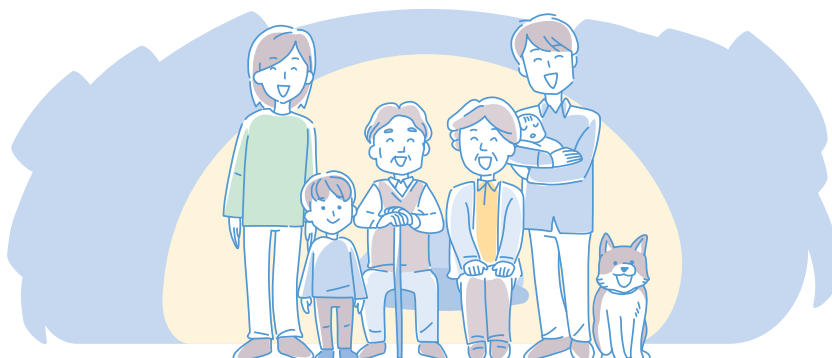
| 名称 | 所在 | 電話 | FAX |
|-------|--------------|----------|----------|
| 二区児童館 | うずら野一丁目29-11 | 843-3282 | 841-5959 |

母親クラブ

問合せ 二区児童館 ☎843-3282

母親が中心となってクラブを構成し、子育てや健全育成について学びあい、地域の中で児童健全育成活動を積極的に推進しています。

| | |
|-----|--------------------------|
| 場所 | 二区児童館 |
| 対象 | グループ活動を通し、お母さん同士の輪を広げたい人 |
| 問合せ | 二区児童館 ☎843-3282 |



放課後児童クラブ

放課後児童クラブは『小学校に就学している児童で、その保護者及び同居の親族が就労等により日中家庭にいないもの』を対象として、授業の終了後に『学校の空き教室、専用施設や児童厚生施設等』を活用して、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的としています。

| | |
|-----|---|
| 時間 | ◆月～金曜日 下校時～午後7時00分 ◆土曜日 午前7時30分～午後7時00分 ※休校日にクラブを実施する日(夏・冬・春休み、創立記念日、学校行事による振替休日等)は午前7時30分～午後7時00分 |
| 費用 | 保護者負担月額4,000円 |
| 休会日 | 日曜日、祝日、年末年始、天候等で臨時休校となった日、引渡し訓練日 |

阿見小学校区放課後児童クラブ

| | |
|----|--------------------|
| 場所 | 阿見小学校敷地内専用施設及び学校施設 |
| 定員 | 120人 |

阿見第一小学校区放課後児童クラブ

| | |
|----|----------------|
| 場所 | 阿見第一小学校敷地内専用施設 |
| 定員 | 120人 |

本郷小学校区放課後児童クラブ

| | |
|----|-------------|
| 場所 | 本郷小学校近隣専用施設 |
| 定員 | 240人 |

阿見第二小学校区放課後児童クラブ

| | |
|----|---------|
| 場所 | 阿見第二小学校 |
| 定員 | 50人 |

君原小学校区放課後児童クラブ

| | |
|----|-------|
| 場所 | 君原小学校 |
| 定員 | 30人 |

あさひ小学校区放課後児童クラブ

| | |
|----|---------------------|
| 場所 | あさひ小学校敷地内専用施設及び学校施設 |
| 定員 | 200人 |

舟島小学校区放課後児童クラブ

| | |
|----|--------------|
| 場所 | 舟島小学校敷地内専用施設 |
| 定員 | 120人 |

放課後子ども教室

放課後子ども教室は、小学校に就学している全児童を対象として、授業の終了後に「体育館やグラウンド等」を活用して、自由な遊びやスポーツ、自主学習、創作体験活動を行い、健全な成長を支援・推進することを目的としています。町内7か所で開催している放課後子ども教室の実施時間と費用および実施場所は下記のとおりです。

※申込多数により受入可能人数を超えた場合は、低学年児童や放課後児童クラブ未入会児童を優先とさせていただきますので予めご了承願います。(放課後児童クラブとの同時入会ができない場合があります。)

| | |
|----|------------------|
| 時間 | 放課後～午後4時30分 |
| 費用 | 保険料として年間1,000円程度 |

阿見小学校放課後子ども教室 (あみ小ふれあいクラブ)

| | |
|------|--------|
| 場所 | 阿見小学校内 |
| 対象児童 | 全学年児童 |

阿見第一小学校放課後子ども教室 (第一小ふれあいクラブ)

| | |
|------|----------|
| 場所 | 阿見第一小学校内 |
| 対象児童 | 全学年児童 |

**本郷小学校放課後子ども教室
(ほんごう小ふれあいクラブ)**

| | |
|------|--------|
| 場所 | 本郷小学校内 |
| 対象児童 | 全学年児童 |

**君原小学校放課後子ども教室
(きみはら小ふれあいクラブ)**

| | |
|------|--------|
| 場所 | 君原小学校内 |
| 対象児童 | 全学年児童 |

**舟島小学校放課後子ども教室
(ふなしま小ふれあいクラブ)**

| | |
|------|--------|
| 場所 | 舟島小学校内 |
| 対象児童 | 全学年児童 |

**阿見第二小学校放課後子ども教室
(第二小ふれあいクラブ)**

| | |
|------|----------|
| 場所 | 阿見第二小学校内 |
| 対象児童 | 全学年児童 |

**あさひ小学校放課後子ども教室
(あさひ小ふれあいクラブ)**

| | |
|------|---------|
| 場所 | あさひ小学校内 |
| 対象児童 | 全学年児童 |

町立小中学校

問合せ 学校教育課 ☎888-0220

町立小中学校通学区域

| 小学校 | 中学校 | 通学区域 |
|---------|-------|--|
| 阿見小学校 | 阿見中学校 | 中郷西・北・宿・西方・中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・三区上・三区下・富士団地・大砂・上吉原・中吉原・下吉原・新山・福田・よしわら |
| 本郷小学校 | 朝日中学校 | 実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見・一区の一部・上本郷の一部・下本郷・本郷の一部・シンワ・中根 |
| 君原小学校 | 竹来中学校 | 君島・大形・石川・埴・追原・上条・飯倉・飯倉二区 |
| 舟島小学校 | 竹来中学校 | 上島津・下島津・南島津・掛馬・竹来・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目 |
| 阿見第一小学校 | 竹来中学校 | 岡崎・中郷東・立ノ越・青宿・新町・廻戸・霞台・大室・白鷺団地・曙東・曙南・レイクサイドタウン |
| 阿見第二小学校 | 阿見中学校 | 阿見台・西郷・一区南・一区北・上郷 |
| あさひ小学校 | 朝日中学校 | 住吉・二区北・二区南・一区の一部・上本郷の一部・本郷の一部 |

※君原小学校について

君原小学校は小規模特認校制度を導入しており、町内のどこからでも就学できます。

廣 告



阿見町の
小学校、中学校の学生服、スクール用品の
取扱いをさせて頂いております。



学生服
カンコー取扱い店

体操服
スクール用品

オーダー品作成
ギフト

取扱い学校

阿見中学校
阿見小学校 阿見第二小学校
竹来中学校
阿見第一小学校 君原小学校
舟島小学校
朝日中学校
あさひ小学校 本郷小学校



スクール ユニホーム

〒300-0332 阿見町中央3-19-16

☎ 029-887-1239

<https://shop.hashimotoiryoy.com/>



子育て・教育

小中学校就学援助(要保護・準要保護)制度

問合せ 学校教育課 ☎888-0220

町では、経済的な理由から、お子様の小中学校への就学にお困りの人に対して、その負担を軽減するよう、学校教育に係る費用の一部を助成しています。

◇対象となる人

町内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者

◇必要書類

- ①持家でないときは、家賃の額がわかるものの写し
- ②児童手当・児童扶養手当等の金額がわかるものの写し
- ③申請年1月1日現在、阿見町に居住していなかったものについては、所得証明書または課税(非課税)証明書
- ④最近勤め始めた人や仕事が変わった人は、申請月直近の3か月分の給与支払明細書または収入が確認できる書類
- ⑤申請者(保護者)の両親等と同居しているが生計が別な場合は、支払者が別である光熱水費の領収書等の写し

◇手続き

申請書は、小・中学校に備えてありますので、必要書類をそろえて通学している学校へ申請してください。審査の結果は、学校を通じてお知らせします。

※申請書は世帯につき1枚の提出ですが兄弟姉妹が別々の小・中学校に在学する場合は各学校ごとに申請書の提出が必要となります。

◇援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費 等
※詳細については、在籍する学校または学校教育課へ問い合わせください

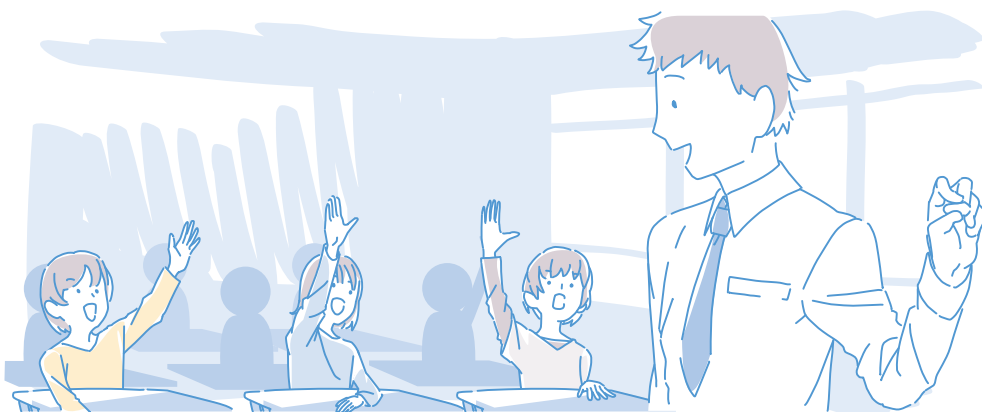


相談支援ファイルをご活用ください

問合せ 指導室 ☎888-0220

「相談支援ファイル」は、お子さまのよりよい成長を目指し、本人・保護者と関係者をつなぐためのものです。乳幼児期から成人期まで一貫した支援に役立てるために保護者が作成します。本人やご家族の思いを支援者に伝えたり、サポートを受けたりする時に役立ちます。必要なことを書き加えたり、記録や写真などをファイリングしたりしてご活用ください。

「相談支援ファイル」は町ホームページからダウンロードできます。





税金

住民税

問合せ 税務課 ☎888-1111(151・152・156)

個人町・県民税

個人住民税は、賦課期日(1月1日)現在、阿見町に居住している個人に対して課税される税金で、前年の所得を基に税額が計算されます。個人住民税には、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割があります。納付の方法は原則として、給与所得の人は6月～翌年5月の毎月の給与からの引き落とし(給与特別徴収)、65歳以上の公的年金の受給者の人は10月から翌年8月の間に支払われる公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)、その他の所得の人は6月・8月・10月・翌年1月に金融機関等の窓口で納付または口座振替(普通徴収)していただくようになります。

| | | 令和5年度まで | 令和6年度以降 |
|-----|-------|---------|---------|
| 国税 | 森林環境税 | — | 1,000円 |
| 県民税 | 均等割 | 2,500円 | 2,000円 |
| 町民税 | | 3,500円 | 3,000円 |
| 県民税 | 所得割税率 | 4% | 4% |
| 町民税 | | 6% | 6% |

個人町・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間にわたり、復興増税として年額1,000円が引き上げられていました。この臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入しました。*県民税には森林湖沼環境税1,000円を含む(令和8年度まで)

法人町民税

町内に事務所、事業所または寮等がある法人等に課税されるもので、法人等の規模に応じて課税される「均等割」と法人等の所得(法人税額)に応じて課税される「法人税割」があります。

均等割(年額)

| 区分 | 従業員数の合計 | |
|---|----------|------------|
| | 50人以下 | 50人超 |
| 次に掲げる法人 イ：法人税等に規定する公共法人および公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ロ：人格のない社団等 ハ：一般社団法人および一般財団法人 ニ：保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの | 50,000円 | |
| 1千万円以下 | 50,000円 | 120,000円 |
| 1千万円超1億円以下 | 130,000円 | 150,000円 |
| 1億円超10億円以下 | 160,000円 | 400,000円 |
| 10億円超50億円以下 | 410,000円 | 1,750,000円 |
| 50億円超 | | 3,000,000円 |

法人税割

- 法人税額(国税) × 税率(6.0%)

固定資産税・都市計画税

問合せ 税務課 ☎888-1111(153~155)

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)の保有と市町村の行政サービスとの間にある受益関係に着目し、その固定資産が所在する市町村において賦課期日(毎年1月1日)現在の所有者に対し資産価値に応じて課税される税金です。税額は、固定資産を評価して、その価格を決定し、その価格をもとに算出された課税標準額に税率1.4%を乗じて算出します。

固定資産の評価と価格の決定

固定資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて行い、町長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算出します。

土地と家屋については、原則として、3年ごとの基準年度に評価替えを行い、3年間、基準年度の価格を据え置きます。なお、土地の場合、地価の下落があったことにより価格を据え置くことが適当でないときは、特例措置による価格の下落修正を行います。

償却資産については、所有者からの毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき毎年評価し、その価格を決定します。



税金

縦覧制度

固定資産税の納税者は、自分が所有する土地や家屋の価格が適正かどうか、4月1日から最初の納期限の日までの間(ただし、土・日・祝日を除きます)、町全域の価格等縦覧帳簿を縦覧し、確認することができます。

以下のようなことが発生した場合は、ご連絡をお願いします

- 納税義務者が死亡したとき
- 家屋を取り壊したとき
- 阿見町外にお住まいの人で、住所に変更があったとき
- 海外に転出するとき
- 土地の利用状況を変更したとき

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される税金です。阿見町では、市街化区域および市街化調整区域のうち南平台地区および筑見地区の一部に所在する土地・家屋について、賦課期日(毎年1月1日)現在の所有者(固定資産課税台帳に登録されている者)に対し固定資産税と合わせて、納めていただく制度となっています。税額は、固定資産の価格をもとに算出された課税標準額に税率0.3%を乗じて算出します。

軽自動車税

問合せ 税務課 ☎888-1111(151・152・156)

軽自動車税(四輪以上および三輪)

- 平成27年3月31日以前に初度検査(新規登録)を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、③に該当し、重課税率になる場合があります
- 平成27年4月1日以降に初度検査(新規登録)を受けた車両は、改正後の税率になります
- 毎年4月1日現在で初度検査(新規登録)から13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

| 種別 | | ①平成27年3月以前に初度検査(新規登録)を受けた車両 | ②平成27年4月以後に初度検査(新規登録)を受けたもの(改正後税率) | ③初度検査(新規登録)から13年を経過した車両(重課税率) |
|------|-------|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 軽自動車 | 乗用 | 自家用 | 7,200円 | 12,900円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 8,200円 |
| | 貨物 | 自家用 | 4,000円 | 6,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 4,500円 |
| | 三輪のもの | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |

グリーン化特例(軽課税率)

令和5年度税制改正により、軽四輪車等のグリーン化特例について、適用期限が令和5年3月31日から2年または3年間延長されました。対象車は電気自動車等および乗用車(営業用)に限定されます。取得した日の属する年度の翌年度分に限り、税率が軽減されます。

新規登録車両の要件

- 令和8年3月31日までに初度検査(新規登録)を受けた電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制10%以上低減または平成30年度排出ガス規制適合)・燃料電池自動車
 - 令和8年3月31日までに初度検査(新規登録)を受けた乗用車(営業用)で令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車
 - 令和7年3月31日までに初度検査(新規登録)を受けた乗用車(営業用)で令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車
- ※②・③に該当するガソリン車・ハイブリッド車の場合、いずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車または平成30年排出ガス規制50%低減達成車に限ります。

特例措置の内容

- 上記①はおおむね75%軽減
- 上記②はおおむね50%軽減
- 上記③はおおむね25%軽減

原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

| | | |
|----------|---|--------|
| 原動機付自転車 | 50cc(0.6kw)以下のもの(二輪及び三輪以上の特定小型原動機付自転車を含む) | 2,000円 |
| | 90cc(0.8kw)以下のもの | 2,000円 |
| | 125cc(1kw)以下のもの | 2,400円 |
| | ミニカー20cc(0.25kw)超50cc(0.6kw)以下のもの | 3,700円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用のもの | 2,400円 |
| | その他のもの(フォークリフト等) | 5,900円 |
| 二輪の軽自動車 | 250cc以下のもの(側車付のものを含む) | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車 | 250cc超のもの | 6,000円 |

軽自動車税(環境性能割) 令和元年10月1日から

消費税10%への引上げ時でもある令和元年10月1日に自動車取得税が廃止されるとともに、軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割が導入されました。

環境性能割については、環境性能に応じた税率区分を適用し、従前の自動車取得税と同様に自動車の取得価格を課税標準に、自動車の登録時に取得者に課されます。

| 軽乗用車の軽自動車税(環境性能割)の税率 令和6年1月1日～令和7年3月31日 | | |
|--|---------|---------|
| 車種区分および 燃費要件 | 税率(自家用) | 税率(営業用) |
| 電気自動車等 | 非課税 | 非課税 |
| 令和12年度燃費基準 80%達成 | 非課税 | 非課税 |
| 令和12年度燃費基準 70%達成 | 1% | 0.5% |
| 令和12年度燃費基準 60%達成 | 2% | 1% |
| 上記以外 | 2% | 2% |

| 軽貨物車の軽自動車税(環境性能割)の税率 令和6年1月1日～令和8年3月31日 | | |
|--|---------|---------|
| 車種区分および 燃費要件 | 税率(自家用) | 税率(営業用) |
| 電気自動車等 | 非課税 | 非課税 |
| 令和4年度燃費基準 105%達成 | 非課税 | 非課税 |
| 令和4年度燃費基準 100%達成 | 1% | 0.5% |
| 令和4年度燃費基準 95%達成 | 2% | 1% |
| 上記以外 | 2% | 2% |

| 軽乗用車の軽自動車税(環境性能割)の税率 令和7年4月1日～令和8年3月31日 | | |
|--|---------|---------|
| 車種区分および 燃費要件 | 税率(自家用) | 税率(営業用) |
| 電気自動車等 | 非課税 | 非課税 |
| 令和12年度燃費基準 80%達成 | 非課税 | 非課税 |
| 令和12年度燃費基準 75%達成 | 1% | 0.5% |
| 令和12年度燃費基準 70%達成 | 2% | 1% |
| 上記以外 | 2% | 2% |

※電気自動車等は、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合)

※ガソリン車(ハイブリッド車を含む)については平成17年排出ガス規制75%低減または平成30年排出ガス規制50%低減に限る



税に関するよくある質問

問合せ 税務課 ☎888-1111(151~156)

個人町・県民税

| | |
|-----|--|
| 質問① | 阿見町から転出したのに町・県民税の納付書が届きました。転出しても阿見町に納めるのですか？ |
| 回答 | 住民税は、1月1日現在にお住まいの市町村から課税されます。1月1日以降に転出された場合には、その年度分の町・県民税は阿見町に納めていただくことになります。転出先の市町村からの課税はありません。 |
| 質問② | 課税証明書の申請には、何を携っていけばよいですか？ |
| 回答 | 本人または同居する親族が窓口申請に来る場合には、受取人の本人確認のできるもの(運転免許証・旅券・マイナンバーカードなど)、交付手数料(1通300円)、をご持参ください。代理申請の場合には委任状が必要です。 |

軽自動車税

| | |
|-----|--|
| 質問① | 4月に軽自動車を廃車したのに、町から軽自動車税の通知書が送られてきました。納める必要がありますか？ |
| 回答 | 軽自動車税は毎年4月1日現在、定置場(保管場所)の市町村から課税されます。4月2日以降に廃車または譲渡をした場合でも、今年度の軽自動車税は阿見町に納めていただくことになります。月割りによる還付の制度はありません。 |

固定資産税・都市計画税

| | |
|-----|--|
| 質問① | 年の途中で土地や家屋の売買があったときの納税義務者は？ |
| 回答 | 土地や家屋の固定資産税は、1月1日現在の登記簿に、所有者として記載されている人に対して課税されることになっています。したがって、売買契約が締結していても、1月1日に登記簿の所有者変更が終わっていなければ、1月1日(賦課期日)を基準とする年度の固定資産税・都市計画税は、売主に課税されることになります。 |
| 質問② | 4年ほど前に住宅を新築しましたが、今年度から税額が急に高くなりました。 |
| 回答 | 新築住宅に対しては、一定の要件を満たすときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分(認定長期優良住宅は5年度分)に限り、120平方メートル分に相当する税額が2分の1に軽減されます。したがって、減額適用期間が終了したことにより本来の税額となっています。 |



防災

防災

問合せ 防災危機管理課 ☎888-1111(277)

避難場所・避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、町では次の用途別に避難場所・避難所を指定しています。

| | |
|--------|---|
| 緊急避難場所 | 切迫した災害から危険を回避するために一時的に避難する場所で、災害別(火災・地震・洪水・土砂災害)に指定しています。 |
| 避難所 | 災害発生の恐れがあるときや災害により住家が被害を受け、一定期間、自宅で生活できない場合に一時的に生活する施設です。 |
| 福祉避難所 | 一般の避難所で生活することが困難な要介護高齢者や障害のある人等を対象にした避難所です。 |

☑避難場所・避難所一覧

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 緊急避難場所(対応災害) | | | | 避難所 | 福祉避難所 |
|--------------------|--------------|----------|--------------|----|----|------|-----|-------|
| | | | 火災 | 地震 | 洪水 | 土砂災害 | | |
| 町総合運動公園 | 吉原52-3 | — | ● | ● | | | | |
| 茨城大学農学部農場 | 阿見4668-1 | — | ● | ● | | | | |
| 県立医療大学グラウンド | 阿見4669-2ほか | — | ● | ● | | | | |
| 曙ふれあい公園 | 曙297-1 | 888-1111 | ● | ● | | | | |
| 阿見小学校 | 中央2-1-5 | 887-0019 | | ● | ● | ● | ● | |
| 本郷小学校 | 荒川本郷1400 | 841-0024 | | ● | ● | ● | ● | |
| 君原小学校 | 塙145 | 889-0118 | | ● | ● | ● | ● | |
| 舟島小学校 | 島津3928 | 887-1720 | | ● | ● | ● | ● | |
| 阿見第一小学校 | 岡崎3-19 | 887-5781 | | ● | ● | ● | ● | |
| 阿見第二小学校 | 阿見4988 | 887-8531 | | ● | ● | ● | ● | |
| あさひ小学校 | 本郷1-5-1 | 893-3555 | | ● | ● | ● | ● | |
| 阿見中学校 | 中央1-2-1 | 887-0028 | | ● | ● | ● | ● | |
| 朝日中学校 | 荒川本郷1855-1 | 842-7771 | | ● | ● | ● | ● | |
| 竹来中学校 | 竹来400-1 | 887-1201 | | ● | ● | ● | ● | |
| 霞ヶ浦高等学校 | 青宿50 | 887-0013 | | ● | ● | ● | ● | |
| 中央公民館 | 若栗1886-1 | 888-2526 | | ● | ● | ● | ● | |
| 君原公民館 | 塙171-2 | 889-1363 | | ● | ● | ● | ● | |
| かすみ公民館 | 阿見2083-2 | 888-8111 | | ● | ● | ● | ● | |
| 本郷ふれあいセンター | 本郷1-11-1 | 830-5100 | | ● | ● | ● | ● | |
| 舟島ふれあいセンター | 南平台1-31-6 | 840-2761 | | ● | ● | ● | ● | |
| 吉原交流センター | 吉原614 | 889-0277 | | ● | ● | ● | ● | |
| 実穀ふれあいセンター | 上長3-28 | 886-5225 | | ● | ● | ● | ● | |
| 阿見町民体育館 | 若栗1886-1 | 886-2526 | | ● | ● | ● | ● | |
| 総合保健福祉会館(さわやかセンター) | 阿見4671-1 | 888-2940 | | | | | | ● |
| 阿見翔裕園 | 阿見5137 | 840-2881 | | | | | | ● |
| 阿見こなん | 南平台1-33-10 | 879-8588 | | | | | | ● |
| ケアセンター阿見 | 若栗2957-4 | 889-1180 | | | | | | ● |
| スーペリア360 | 荒川本郷2033-508 | 830-5300 | | | | | | ● |
| あみまちの拠点くら・ら | 実穀字寺子1544-1 | 886-9005 | | | | | | ● |

防災情報の広報手段

町では、さまざまな広報手段により防災に関する情報を発信しています。

①町ホームページ(パソコン・スマートフォン・タブレットから)

災害時の緊急情報など、町に関する様々な情報を発信します。

◆アドレス <https://www.town.ami.lg.jp>

②緊急速報メール・エリアメール

避難情報などの緊急性が高い災害情報を多くの人へ迅速に提供するため、NTTドコモの「エリアメール」、KDDI (au)、ソフトバンクおよび楽天モバイルの「緊急速報メール」に対応する携帯電話(スマートフォン)へ一斉送信します。

※メールアドレスの登録は不要です。対応した機種 of 携帯電話であれば自動送信されます。受信料金は無料です。

□配信情報

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、土砂災害警戒情報など、緊急を要する情報を発信します。

③町メール配信サービス(あみメール)

災害・防犯情報等の緊急情報や、観光・イベント情報等の緊急かつ特別にお知らせしたい情報をお伝えするサービスです。登録方法等の詳細については80ページをご覧ください。

④町公式LINE

災害時の緊急情報など、町に関する様々な情報を発信します。

●登録はこちら



⑤避難所開設・混雑状況について(VACANマップ)

町内において避難所を開設した場合の混雑状況がインターネット上で確認できます。

◆アドレス <https://www.town.ami.lg.jp/0000009235.html>

⑥防災行政無線

町では、町内に91基の屋外拡声子局を設置し、下記の内容で情報や注意喚起などを放送します。

- 災害に関する情報
- J-ALERT(※)により送信される国民保護情報
- 町民の生命や財産に関わる緊急情報など

※J-ALERT(Jアラート):全国瞬時警報システム

通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達する、総務省消防庁が整備運用するシステムです。

□防災行政無線の放送内容

- 災害に関する情報
 - 高齢者等避難、避難指示等
 - 大雨・洪水・暴風等の気象警報、土砂災害警戒情報
- 竜巻注意情報
- 地震情報(緊急地震速報)
- 避難所・救護所・ライフラインに関する情報
- その他の災害時における緊急伝達事項
- 国民保護に関する情報
- 有事関連情報(弾道ミサイル・ゲリラ・大規模テロ情報等)
- 町民の生命や財産に関わる緊急情報
- 行方不明者の捜索に関する情報・不審者情報等
- 町民の生命に関わる重大な事件や事故等の情報
- その他
 - 国・県・警察署・消防署等からの緊急情報
 - 緊急性を伴う行政情報など

□防災行政無線情報専用フリーダイヤル

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合は、**電話番号(0120-131-813)**からお聞きいただくことができます。

※フリーダイヤル・通話料無料

※防災ハンドブックの裏表紙にも同様の内容が掲載されています。併せてご確認ください。



●防災ハンドブック

広告

「もしも」に備えよう!

防災用品

業務内容

- ◆消防設備保守点検・設計・施工
- ◆消火器販売・回収廃棄
- ◆各種防災用品販売

従業員募集中!!
未経験から人の命を守る仕事。

(株)常陸電通つくば営業所
〒300-1158 茨城県稲敷郡阿見町住吉1-5-1
☎0298-75-5980
FAX 0298-75-5983

ハザードマップ

災害の現象ごとに「地震ハザードマップ」・「洪水ハザードマップ」・「土砂災害ハザードマップ」・「液状化ハザードマップ」を作成しています。

※「地震ハザードマップ」・「洪水ハザードマップ」・「土砂災害ハザードマップ」は役場2階防災危機管理課窓口、「液状化ハザードマップ」は役場2階都市計画課、すべてのハザードマップは町ホームページから、それぞれご覧いただけます。



生活環境

町のごみ処理施設

問合せ 霞クリーンセンター ☎889-0091

『霞クリーンセンター』と『さくらクリーンセンター』の2つの施設があり、それぞれの業務は次のとおりです。また霞クリーンセンター内には、廃棄物対策課があります。

| 施設名 | 業務内容 |
|----------------------------|---|
| 霞クリーンセンター (阿見町追原2371-2) | 収集運搬された可燃ごみの焼却、不燃ごみおよび粗大ごみの破碎・選別、資源ごみの選別・回収等を行う施設です。町内の家庭や事業から排出されたごみ(一般廃棄物)の直接搬入も受け付けています。 |
| さくらクリーンセンター (阿見町若栗3565) | 霞クリーンセンターから発生した焼却灰や不燃残渣(有価物を除いた燃えないごみを細かく破碎したものの)の処分をする最終処分場です。 |
| 廃棄物対策課 (霞クリーンセンター内) | 不法投棄や野焼き防止対応、土地の埋立て等の規制に関する業務を行っています。 |

ごみの出し方

問合せ 霞クリーンセンター ☎889-0091

各中学校の通学区域(行政区)によってごみ収集の曜日が異なります。各中学校区の行政区については次のとおりです。

ごみ集積所にごみを出す場合、曜日や時間等ごみ出しルールを守り、きちんと分別して出していただくようお願いします。

※リチウムイオン電池使用製品は、絶対に「燃えるごみ」や「燃えないごみ」に混ぜて出さないでください。

中学校区

| 中学校 | 通学区域(行政区) |
|-------|--|
| 阿見中学校 | 中郷西、阿見台、西郷、北、宿、西方、中央東、中央西、中央南、中央北、鈴木、三区上、三区下、一区南、一区北、上郷、富士団地、大砂、上吉原、中吉原、下吉原、よしわら、新山、福田 |
| 朝日中学校 | 住吉、二区北、二区南、一区、上本郷、下本郷、本郷、シンワ、中根、実穀、上長、寺子、上小池、下小池、筑見 |
| 竹来中学校 | 岡崎、中郷東、立ノ越、青宿、新町、廻戸、霞台、大室、白鷺団地、曙東、曙南、レイクサイドタウン、君島、大形、石川、塙、追原、上条、飯倉、飯倉二区、上島津、下島津、南島津、掛馬、竹来、南平台一丁目、南平台二丁目、南平台三丁目 |

燃えるごみ

朝日中学校区(月・水・金) 阿見中学校区・竹来中学校区(火・木・土)

燃えるごみ

阿見町統一指定袋
燃えるごみ専用
[45ℓ]
[30ℓ]
[20ℓ]



燃えるごみとして出すもの

- 生ごみ ● 紙くず ● 紙おむつ ● ビニール袋 ● トレイパック類
- 皮革製品 ● ゴム製品 ● くつ ● 洗剤の容器 ● 草・枝木
- CD・DVD ● アルミ箔 ● 使い捨てカイロ ● めいぐるみ
- 食用油を固めたもの ● 貝がら ● プラスチック製品
- 発泡スチロール ● 保冷材 ● 布類(衣類以外)

広告



産業廃棄物収集運搬 一般廃棄物収集運搬
環境サポートリサイクルマネジメント

有限会社 高山商店

《事業内容》

- 一般廃棄物収集運搬
- 産業廃棄物収集運搬
- 金属・非鉄リサイクル業
- 場内清掃業
- 貨物運送業

次の世代に美しい
環境を残すために
私たちはきれいな
まちづくりに貢献します。

阿見町掛馬326 TEL 029-887-6520 FAX 029-887-5738

ご家庭の不要になったゴミは、
(株)三広にお任せください。

- 一般・産業廃棄物収集・運搬
- 水路・側溝清掃工事
- 給排水管洗浄・管清掃工事
- 土木・クレーン工事



お気軽に、
お問い合わせください



株式会社三広 阿見営業所

稲敷郡阿見町若栗1784-165

☎029-887-6770

FAX 029-887-3996

出し方

- 必ず町指定のごみ袋「燃えるごみ専用」を使用し、口を結んで出してください
- 生ごみは、水をよく切ってください
- ごみ袋は片手で持てる程度の重さ(大きさ)にして出してください
- 紙おむつは、汚物を取り除いてください
- 枝木は、長さ50cm以下、太さ5cm以下にしてください。「燃えるごみ専用」袋に入らない場合、紐などで束ねれば集積所に出せます
- 草・枝木は、少量(2~3袋程度)の場合は集積所に出せますが、大量の場合は直接搬入としてください
- 在宅医療廃棄物で可燃性のものは、内袋や新聞紙等で梱包してください
- 袋を上下に重ねたり切り貼りしたものは、集積所に出されても粗大ごみ扱いとなり収集できません

燃えないごみ

朝日中学校区(火) 阿見中学校区・竹来中学校区(水)

燃えないごみ

阿見町統一指定袋
燃えないごみ専用

[30ℓ]
[20ℓ]



燃えないごみとして出すもの

- コップ ●花瓶 ●フライパン・なべ
- ドライヤー・炊飯器等ごみ袋に入る家電製品 ●ガラス ●茶碗・皿
- 植木鉢(プラスチック製品は燃えるごみ) ●金属製のキャップ類
- 折りたたみ傘 ●スプレー缶 ●電球 ●使用済みライター
- 灯油用ポリタンク(「燃えないごみ専用」袋に入る大きさのものとする)
- 蛍光灯(※1)
- 乾電池・水銀を使っている体温計・モバイルバッテリー・電子タバコ本体(※2)

※1蛍光灯は、他の燃えないごみと一緒にせず、蛍光灯のみを「燃えないごみ専用」袋に入れてください

※2乾電池・水銀を使っている体温計・モバイルバッテリー・電子タバコ本体は「処理困難物専用袋」に入れてください。変形(膨らむ等)したモバイルバッテリー等は集積所には出せません。

出し方

- 必ず町指定のごみ袋「燃えないごみ専用」を使用し、口を結んで出してください
- ガラス・刃物類は、新聞紙等で梱包してください
- スプレー缶は、爆発を防ぐため完全に使い切るか、火の気の無いところでガスを抜いてから出してください
- 灯油用ポリタンク類は、中身を空にしてください
- 「処理困難物専用袋」は、回覧板で配布または役場・うずら出張所・霞クリーンセンターで無料配布しています
- 塗料缶(ペンキ缶・スプレー缶)は中身が残っているものは処理できません。中身を使い切り、缶の内側を紙や布などでふき取ったものは、霞クリーンセンターに直接搬入してください。ごみ集積所には出さないでください

資源ごみ(紙類・布類)

朝日中学校区(火) 阿見中学校区・竹来中学校区(水)

資源ごみ(紙類・布類)



資源ごみ(紙類・布類)として出すもの

- 新聞紙 ●雑誌 ●本 ●ダンボール ●牛乳パック
- 雑紙(プリント類・封筒・はがき・トイレットペーパーの芯・菓子箱等)
- 布類(皮類を除く衣類)

出し方

- 雨の日には出さないでください
- 紙類(新聞紙・本・ダンボール・牛乳パック等)は、種類ごとに紐などで十字に縛ってください。
- 牛乳パックは中を洗い切り開くか平らにつぶしてください
- 雑紙は紙袋に大きく「雑紙」と書いてひもで縛って出してください。
- 布類は町指定のごみ袋「燃えるごみ専用」に入れて出してください
- 汚れのひどいものは、燃えるごみとして出してください

資源ごみ(かん・ビン・ペットボトル)

朝日中学校区(木) 阿見中学校区・竹来中学校区(金)

資源ごみ



資源ごみとして出せるもの

- かん
- びん
- ♻️1の表示のあるペットボトル
PET

出し方

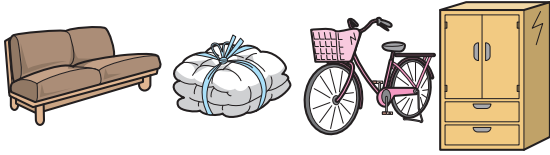
- ふたを取りはずし、中を空にしてください
- 内ふた等、取りはずすのが難しいものはそのまま結構です
- プラスチック製のふたは燃えるごみ、金属製のふたは燃えないごみになります
- 油や汚れの落ちないものは、燃えないごみとして出してください
- 資源ごみだけを、専用コンテナに入れてください
- かんは、つぶせるものは軽くつぶしてください
- ペットボトルは、ふた・ラベルを取りはずし軽くつぶしてください
- 食用油のかん・汚れの落ちないかん・直径15cm以上のかんは、燃えないごみとして出してください



生活環境

粗大ごみ

粗大ごみ



粗大ごみとして出せるもの

- タンス・ベッド・ソファ・机・椅子・本棚・食器棚などの家具類
- 布団類(大小関わらず粗大ごみ扱いとする)
- 扇風機・電子レンジ・ストーブなどの電気製品 ● 自転車
- カーペット類 ● 流し台 ● ガステーブル ● オルガン
- スプリング入りマットレス など

※再利用できる物は、町と連携協定を締結しているネット型リユース事業「おいくら」をご利用ください

出し方

(1) 申込収集

- 霞クリーンセンターに申し込み後、必要枚数の粗大ごみステッカーを購入、貼付し敷地内の指定した場所に出してください。毎週木曜日(祝祭日を除く)に収集に伺います
- 絶対にごみ集積所には出さないでください
- 粗大ごみの申し込みは、霞クリーンセンター ☎889-0091 へお電話ください

(2) 直接搬入

- ごみを直接搬入する人は原則として本人とし、町内在住確認の為、住所・氏名等が確認できる運転免許証等の身分証明書をご持参ください(確認できない時は搬入できません)
- 50kgまでは無料。50kgを超えた分について10kg当たり150円の処理手数料がかかります
- 直接搬入の受付時間 月曜～金曜日:午前9時～12時 午後1時～4時
土曜日 :午前9時～11時

注意

- 大量の草・枝木(枝木の長さは2m以下とし、太さは10cm以内とする)は直接搬入となります
- 直接搬入する際に、**他市町村の袋や、中身の見えない袋**に入れたごみは受入れできません
- パソコン等、個人情報を含むものはご自身でデータを消去してください
- 家電リサイクル法に係る家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー・洗濯機・衣類乾燥機)は出し方が異なりますので、リサイクルの項目を確認してください
- 粗大ごみ以外は、できるだけ集積所に出してください

町で処理できないごみ

- 建築廃材(丸太・瓦・コンクリートブロック・タイル・レンガ・塩ビ管・石膏ボード・便器・浴槽・浄化槽・井戸ポンプ等)
- 自動車・オートバイおよびその部品(タイヤ・バッテリー等) ● 耐火金庫 ● 消火器 ● 残灰 ● 化学薬品 ● 火薬類
- 食用油以外の廃油類 ● 農薬・農業用ビニール・農機具 ● 土砂 ● 太陽光パネル ● 太陽光温水器 ● ウォーターサーバー
- レーザープリンター ● ピアノ ● 在宅医療廃棄物のうち注射針等の鋭利なもの ● 塗料缶(中身が残っているもの)
- 除湿器(フロンが使用されているもの) など

処理方法

- 専門業者に相談したり、工事作業を依頼した業者や「製品の購入店・取り扱い店」に引き取りを依頼してください
- 在宅医療で発生した注射針等の鋭利なものは、医療機関等に引き取りを依頼してください
- 不明な場合は、霞クリーンセンターにお問い合わせください

広 告

不用品回収・買取

遺品整理 生前整理

リフォームやお引越しに伴う不用品の回収・買取承ります。
また、遺品整理や生前整理等のお片付けについてもお任せ下さい!
不用品の中から買取可能なものがあれば、
その分お安く作業が出来ます。

★ご相談承ります お気軽にお問合せ下さい

★業界屈指のプロフェッショナル★
ベストプライス

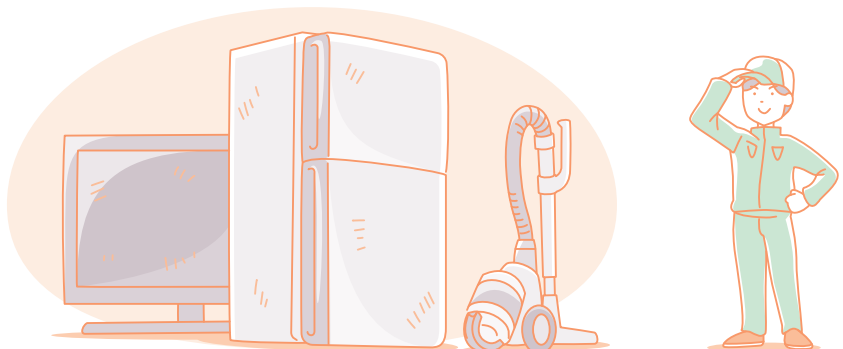
☎ **0120-961-757**

TEL **029-889-7400**

阿見町福田 1698-7

不要品 ベストプライス 検索

古物商許可証茨城県公安委員会第 40128000001 号



『阿見町統一指定袋』

問合せ 霞クリーンセンター ☎889-0091

ごみ集積所にごみを出す場合、阿見町統一指定袋に入れて出していただく必要があります。阿見町統一指定袋を使用していないごみは収集いたしません。

ごみ袋の種類

| 種別 | 内容 |
|-----------|---|
| 燃えるごみ専用袋 | 4種類のサイズがあります。 ●大(45リットル) ●とって付き大(45リットル) ●中(30リットル) ●小(20リットル) |
| 燃えないごみ専用袋 | 2種類のサイズがあります。 ●中(30リットル) ●小(20リットル) |
| 処理困難物専用袋 | 年2回、回覧板で配付しています。町民課(役場庁舎1階)・霞クリーンセンター・うずら出張所の窓口でも無料で配布しています。 |

『阿見町統一指定袋』『粗大ごみステッカー』の販売

町内のホームセンター・スーパー・コンビニなどで購入できます。役場や霞クリーンセンターでの販売はしていません。

『ごみ収集カレンダー』

- ごみの収集日を記載した『ごみ収集カレンダー』は、『阿見中学校区・竹来中学校区』と『朝日中学校区』の2種類があります
- 毎年3月に各行政区の区長を通して配付しています。また、町民課(役場庁舎1階)・霞クリーンセンター・うずら出張所の窓口でも配布しています

『事業系のごみ』について

問合せ 霞クリーンセンター ☎889-0091

事業所・店舗などから排出される事業系のごみは、ごみ集積所には出せません。直接搬入するか町の許可業者に収集を依頼してください。

- ※『事業系のごみ』を霞クリーンセンターに搬入する際は、ごみ処理手数料として10kgあたり230円を徴収します
「家電リサイクル法」・「小型家電リサイクル法」により、特定の家電についてはリサイクルを行っています。
- ※業務用の機器はこの法律の対象外です。詳細は廃棄物対策課にお問い合わせください



生活環境

家電リサイクル

問合せ 霞グリーンセンター ☎889-0091

対象品目等

| 項目 | 家電リサイクル法 |
|-----------------|---|
| 対象品目 | ● エアコン ● テレビ ● 冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー ● 洗濯機・衣類乾燥機 |
| リサイクル(再資源化)の実施者 | 製造業者 |
| 消費者の費用負担 | 対象品目によって数千円程度のリサイクル料金と収集運搬料金がかかります |

処分方法

| 区分 | 内容 |
|--------------|---|
| 対象家電を買い替える場合 | 小売業者には、消費者が対象家電を購入する際、同種の製品の引取義務がありますので、買い替えの際は小売業者に引き取りを依頼してください。 |
| 処分だけ依頼する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品を購入した小売業者に依頼する場合 小売業者は、自ら販売した対象家電の引取義務がありますので、購入した小売業者に引き取りを依頼してください。 ● 製品を購入した小売業者に依頼できない場合 ① 他の小売業者(家電量販店等)に引取りを依頼する ② 指定引取場所に持ち込む: 郵便局にある振込用紙(家電リサイクル券)を使ってリサイクル料金を支払い、お近くの指定引取場所に持ち込んでください。近隣の指定引取所は、(一財)家電製品協会のホームページ等でご確認ください ③ 霞グリーンセンターに引取りを依頼する: リサイクル料金をお支払した明細書と粗大ごみステッカーが必要になります。粗大ごみステッカーは、霞グリーンセンターに直接搬入する場合は2枚(1,000円分)、個別回収の場合は4枚必要(2,000円分)です ④ 協力事業者による回収サービス: 町では「家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家電4品目の宅内回収サービスを行っています。回収の料金や申し込みは、リネットジャパンリサイクル(株)のホームページにて確認してください。ホームページ: https://www.renet.jp/sg-renet/ |

小型家電リサイクル

問合せ 霞グリーンセンター ☎889-0091

対象品目等

| 項目 | 家電リサイクル法 |
|-----------------|--|
| 対象品目 | 家電リサイクル法に該当する4品目【エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー、洗濯機・衣類乾燥機】以外のご家庭にある電化製品が対象となります。 ※パソコンはごみ集積所には出せません。直接霞グリーンセンターにお持ち込みいただくか、リサイクル業者に引き取りを依頼してください ※リチウムイオン電池が膨らんで変形しているものは発火する恐れがあるため、ごみ集積所には出さずに霞グリーンセンターに直接お持ちください |
| リサイクル(再資源化)の実施者 | 認定業者(国が認定) |
| 消費者の費用負担 | 特別な費用負担はありません。 ただし、ごみ集積所へ出す場合は「燃えないごみ専用袋」の購入料金、粗大ごみとして出す場合は『粗大ごみステッカー』の購入料金、霞グリーンセンターへ直接搬入する場合は処理手数料(50kgまでは無料。50kgを超えた分について10kgあたり150円)がかかります。 |

広告

広告

かたづけ屋

引越、解体などの整理・回収を
格安作業料で引受けます。
リサイクル品は買取相殺いたします。

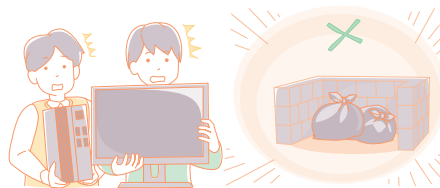
家電 家具 雑貨類

美術品 骨董品 etc..

会社、店舗、ホテル、工場などの
大口やデッドストック品・備品類など。
物置、コンテナ、スーパーハウスなど。
高価買取致します。
同業他社様、便利屋様も是非ご相談ください。

antique dealer
MAX 家財リサイクル専門店
(有)マックス ☎0120-693-100
つくば市下広岡1055-284 MAXビル I 101

第401180000887/茨城県公安委員会 古物商許可証 第401270001060/茨城県公安委員会 古物市場主許可証



廃品回収(資源リサイクル)や片付けなど、
家庭、会社、病院、学校、施設まで、
お気軽にお問い合わせ下さい。



古物商許可 第401280000333号
茨城県産業廃棄物収集運搬業 第00801190160号
茨城県特定金属採取業 第1282500405号

谷商店

直通: 080-5479-1340
TEL: 029-842-8680

阿見町うずら野 3-13-8 谷商店 阿見



処分方法

| | ごみ集積所 | 『粗大ごみ』回収の申し込み | 霞クリーンセンターへ直接搬入 | 『小型家電回収ボックス』に入れる |
|---|-------|---------------|----------------|------------------|
| 「燃えないごみ専用袋」に入るもの | ○ | × | ○ | × |
| 「燃えないごみ専用袋」に入らないもの | × | ○ | ○ | × |
| パソコン ※事業用を除く | × | ○ | ○ | × |
| 『小型回収ボックス』で回収の対象となっている11品目(①携帯電話②ビデオカメラ③デジタルカメラ④電卓⑤ACアダプタ⑥携帯型ゲーム機⑦電子手帳⑧電子辞書⑨ICレコーダー⑩携帯音楽プレーヤー⑪カーナビ・ETC) | ○ | × | ○ | ○ |

『小型家電回収ボックス』の設置場所

- 役場庁舎1階正面玄関(☎888-1111)
- うずら出張所(☎841-1167)
- 中央公民館(☎888-2526)
- かすみ公民館(☎888-8111)
- 本郷ふれあいセンター(☎830-5100)
- 図書館(☎887-6331)
- 総合保健福祉会館さわやかセンター(☎888-2940)
- カスミフードスクエア阿見店(☎887-6276)
- フードスクエアカスミ荒川本郷店(☎843-6117)

小型家電を処分する際に注意すること

- 個人情報保護のため、携帯電話やパソコン等の個人情報は必ず削除してから出してください
- 電池類・メモリーカード類は抜き取って、それぞれの適正な方法で廃棄・処分してください
- リチウムイオン電池、リチウムイオン電池内蔵製品は「処理困難物専用袋」に入れて、ごみ集積所に出すか、霞クリーンセンターに直接持ち込んでください
- リチウムイオン電池が膨らんで変形しているものは、発火する恐れがあるため、ごみ集積所には出さずに霞クリーンセンターに直接持ち込んでください

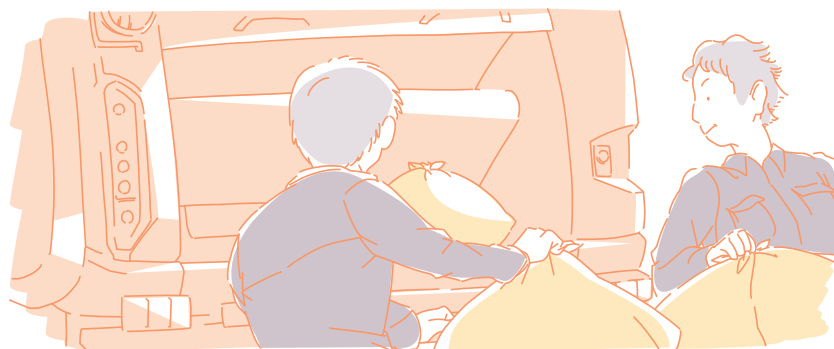
協力事業者による回収サービス

町では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。

- リネットジャパンリサイクルお問い合わせ専用窓口 ☎0570-085-800
ホームページ: <https://www.renet.jp>
- データはご自身で消去してください(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります)
- ほかの小型家電、プリンターなどの周辺機器も一緒に回収可能です
- パソコンを含む段ボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります
- インターネットが利用できない人は、上記お問い合わせ専用窓口へご相談ください



生活環境



食品ロス削減のため、NPO法人フードバンク茨城と連携して公共施設に「きずなBOX」(寄付食品受取箱)を設置し、未利用食品等の活用を推進しています。

寄付された食品は生活困窮者自立支援のための食品ニーズに応えるほか、児童養護施設などの福祉施設に調理用、おやつ用として提供されます。

「きずなBOX」の設置場所

- 総合保健福祉会館さわやかセンター1階ロビー、本郷ふれあいセンター1階ロビー、舟島ふれあいセンター1階ロビー

寄付するときの留意点

- 食品は常温管理できるもので未開封、賞味期限が2ヶ月以上残っているものをお願いします。(缶詰・レトルト食品などすぐに食べられる、おかずになる食品が不足しがちです。)
- 賞味期限の表示を事前によく確認してください。ギフト商品などで外箱のみに賞味期限が記載されている場合があります。記載のない中身だけでは受け取れませんのでご注意ください。
- お米(精米、玄米)を寄付する時は事前に必ずカビ・害虫等の発生がないことをご確認ください。
- きずなBOXに入らない量のお米は、フードバンク事務所まで直接搬入をお願いします。
- お酒類、健康食品、ペットフードは受け付けておりません。

お問い合わせ

- NPO法人フードバンク茨城牛久本部 ☎029-874-3001
※月・水・金曜日 10時～16時
(祝日休み)
ホームページ: <https://sites.google.com/site/fbibaraki/>
- 阿見町役場廃棄物対策課(霞グリーンセンター) ☎029-889-0091
※平日8時30分～17時15分



デマンドタクシー『あみまるくん』

問合せ 町地域公共交通活性化協議会事務局(都市計画課内) ☎888-1111(235)

町では、公共交通の不便地域や高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保するため、デマンドタクシー(乗り合いタクシー)を運行しています。町民の皆さまの日常生活の移動手段として、買い物や通院などさまざまなシーンでお気軽にご利用ください。

利用条件

☑阿見町にお住まいの人(あらかじめ利用者登録が必要です)

※ただし、1人で乗降が可能な人に限らせていただきます。1人で乗降ができない場合は、付添人が同伴すればご利用いただけます(付添人も料金がかかります)。また、電話による予約および確認が可能な人とさせていただきます。

なお、下記に該当する人は利用できません(車内は飲食・飲酒・喫煙禁止)。

- 町に住民登録のない人
- 小学生未満の子どもだけの利用
- ペットを連れている人(介助犬などは可)
- 営業目的での利用

利用料金

| | |
|---|--------------------------------|
| 大人(中学生以上) | 400円 |
| 小学生 | 200円 |
| 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている人・介護保険法における「要介護者」「要支援者」「事業対象者」および上記の人に付き添う人(1人のみに適用) | |
| 未就学児(3歳以上)は保護者同伴のこと | 保護者1人につき2人目まで無料。 3人目からは200円 |
| 未就学児(3歳未満)は保護者同伴のこと | 無料 |

※利用料金は回数券でのみお支払いいただけます(現金での支払いはできません)。あらかじめ回数券をご購入下さい。回数券は1冊2,000円(200円券×11枚)と1,000円(200円券×5枚)の2種類があり、下記で販売しています。

- 2,000円券(都市計画課およびデマンドタクシー車内)
- 1,000円券(都市計画課)

デマンドタクシー車内で購入される際は、おつりがないようにご協力をお願いします。

通行日時

月～土曜日の午前8時から午後5時まで運行(ただし、祝・祭日および年末年始は運休)。

通行区域

町内およびJR常磐線荒川沖駅東口 ※町内の大きな施設・荒川沖駅東口では指定の乗降場所をご利用ください。

予約受付時間

月～金曜日の午前8時30分～午後5時まで

予約は利用日の2日前(予約センターの休業日を除く)から、利用したい出発時刻の30分前(平日の午前8時台・午前9時台及び土曜日の利用については前日)までの間に、予約センターへ電話してください。例えば火曜日に予約したい場合は、土日を除いた前の週の金曜日から予約できます。

あみまるくん予約センター ☎888-4152

ご予約の際はオペレータに

①お名前・ご住所 ②乗車日 ③人数 ④乗車場所 ⑤降車場所 ⑥出発希望時刻
をお伝えください。

予約結果(出発時刻など)をオペレータがお答えします。

犬・猫を飼うとき

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(174)

犬の登録(犬の生涯に1回)

- 犬は、生涯に1回の登録が義務付けられています。登録は、生活環境課または町内の動物病院で手続きを行ってください。阿見町の鑑札を交付します(登録手数料2,000円)。鑑札は犬に装着しましょう
- 引っ越しや譲渡により犬が阿見町に転入した場合は、前市区町村で交付された鑑札を持参して生活環境課で手続きしてください。無料で鑑札を交換します

狂犬病予防注射(毎年度1回)

- 犬を飼うときは、狂犬病予防法により毎年度1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。接種すると注射済票が交付されます(交付手数料400円)。注射済票は犬に装着しましょう
- 町では毎年4月に各行政区に出向いて集合注射を実施し、注射済票の交付を行っています。集合注射の会場や日時、費用等については、事前に飼い主あてにハガキで通知します
- 集合注射によらず個別に町内の動物病院で接種した場合は、病院で注射済票を交付します。町外の動物病院で接種した場合は、接種の証明書を持参のうえ生活環境課で注射済票交付手続きを行ってください

犬を飼うときのルールとマナー

- 大型犬など茨城県が指定する「特定犬」は檻の中で飼うことが義務付けられています
- 茨城県・阿見町の条例により、飼主の遵守事項として、犬の係留(檻や柵その他囲いの中で飼い、または綱等でつないでおくこと)が定められています。散歩の時も必ずリードをつけましょう
- 犬の糞は、飼い主が責任を持って適切に処分してください

猫を飼うときは、屋内で飼いましょう

猫は環境を整えれば室内で十分飼育することができます。交通事故・失踪・感染症から猫を守るために、また、ご近所への配慮としても屋内飼育を実践しましょう。

愛護動物の殺傷・虐待・遺棄などは犯罪です

犬や猫などの愛護動物を殺傷、虐待したり遺棄したりすることは重大な犯罪であり、2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処せられることがあります。絶対にやめましょう。

飼い犬・猫の不妊去勢手術補助金

町では、犬や猫がみだりに繁殖することを抑制し、人と動物が共生できる地域環境づくりを実践するため、飼養する犬および猫の不妊去勢手術を行った人に、予算の範囲内において補助金を交付します。予算がなくなり次第受付終了となります。

- 補助金額は不妊(メス)は4,000円、去勢(オス)は3,000円(犬も猫も同額)
- 各年度において、1世帯につき犬または猫1頭に限りです
- 手術を行った日から30日以内に申請をしてください

飼い犬・猫が行方不明になったら

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(174) 県動物指導センター ☎0296-72-1200 牛久警察署会計課 ☎871-0110

飼い犬や飼い猫が逃げ出したり行方不明になった時は、役場生活環境課・県動物指導センター・牛久警察署会計課に連絡しましょう。保護した人が通報している場合もありますので、早めの連絡を心がけましょう。

- 飼い犬の首輪には鑑札および狂犬病予防注射済票を付けておきましょう
- 飼い犬・飼い猫の首輪に迷子札を付けておきましょう
- より確実に個体の識別が可能なマイクロチップの埋め込みを検討しましょう



生活環境

上・下水道の届け出について(使用開始・使用中止・人数変更等)

次の場合はお手続きが必要となりますので、上下水道課☎889-5151までお問い合わせください。

- 町外からの転入などにより、新たに上・下水道をご使用になるとき
- 町外への転出などにより、上・下水道の使用を中止するとき
- 井戸水をご利用されているご家庭等で、ご家族等の人数に変更があったとき。

水道メーターと検針

水道メーターとは

水道メーターとは、皆さんが使われた水道の量を正確に記録するための機器です。水道メーターにより記録された使用水量に基づき、水道料金を算出します。

また、水道メーターは町水道事業が皆様に貸与している機器です。紛失や破損した場合には損害額をご負担していただく場合がありますので、取扱いにはご注意ください。

水道メーターの検針にご協力ください

町水道事業者から委託を受けた検針員が毎月皆様のご自宅等を訪問し、水道メーターから使用水量を確認させていただきます。また、検針に基づき「検針票」を発行し、ポストなどに投函します。検針に際しましては、皆様の敷地に立ち入りさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

- 水道メーターボックスの上には、物を置かないでください
- 水道メーターボックスの中は、ときどき掃除してください
- 住宅の増改築などで水道メーターの移設が必要となった場合は、「阿見町指定給水装置工事業者」による工事が必要となりますので、移設する際には必要なお手続きをお願いします
- 検針がスムーズに行えるよう、愛犬などのペットにはご配慮願います

水道料金

水道料金は、基本料金・従量料金または超過料金・メーター使用料からなっています。

基本料金および従量料金または超過料金(1か月あたり、税込)

◆家事用

| 基本料金 | 従量料金(1㎡につき) | | | | | |
|------|-------------|------|---------|------|------|------|
| | 水量 | 料金 | 水量 | 料金 | 水量 | 料金 |
| 770円 | 10㎡まで | 121円 | 11㎡~30㎡ | 242円 | 31㎡~ | 286円 |

◆家事用以外

| 用途 | 基本料金 | | 超過料金(1㎡につき) | | | |
|------|-------|--------|-------------|------|------|------|
| | 水量 | 料金 | 水量 | 料金 | 水量 | 料金 |
| 医院用 | 10㎡まで | 2,750円 | 11㎡~30㎡ | 297円 | 31㎡~ | 352円 |
| 官公庁用 | 20㎡まで | 4,180円 | 21㎡~30㎡ | 242円 | | 286円 |
| 営業用 | 15㎡まで | 4,070円 | 16㎡~30㎡ | 341円 | | 374円 |
| 臨時用 | 10㎡まで | 4,730円 | 11㎡~ | 715円 | | |

メーター使用料(1か月あたり、税込)

| メーター口径 | 使用料 |
|--------|--------|
| 13mm | 88円 |
| 20mm | 165円 |
| 25mm | 176円 |
| 30mm | 308円 |
| 40mm | 330円 |
| 50mm | 1,265円 |
| 75mm | 1,650円 |
| 100mm | 2,310円 |
| 150mm | 2,750円 |

水道料金の計算方法

基本料金+従量料金または超過料金
+メーター使用料=水道料金

- 計算例(使用水量25㎡・口径20mm家事用の場合)

| | |
|------------|---------------|
| 基本料金 | 770円 |
| 従量料金 1~10㎡ | 1,210円 |
| 11~25㎡ | 3,630円 |
| メーター使用料 | 165円 |
| 合計 | 5,775円 |

下水道使用料

□使用料(1か月あたり、税込)

| 区分 | 排除汚水量 | 金額 |
|-------------------------------|--------------------------------------|--------|
| 基本料金 | 10m ³ まで | 1,430円 |
| 超過料金 (1m ³ につき) | 10m ³ ～ 20m ³ | 132円 |
| | 20m ³ ～ 30m ³ | 143円 |
| | 30m ³ ～ 50m ³ | 165円 |
| | 50m ³ ～100m ³ | 176円 |
| | 100m ³ ～500m ³ | 187円 |
| | 500m ³ 以上 | 198円 |

□計算例(25m³使用時)

| | | |
|------|------------------------|--------|
| 基本料金 | 10m ³ | 1,430円 |
| 超過料金 | 10m ³ ×132円 | 1,320円 |
| | 5m ³ ×143円 | 715円 |
| | | 3,465円 |

□排除汚水量の算出方法

- 水道を使用している場合:水道使用量が排除汚水量となります
- 水道を使用していない・水道と井戸水を併用している場合:ご家族1人につき6m³の排除汚水量とさせていただきます

□計算例(4人家族の場合)

4人×6m³=24m³

上下水道料金の支払方法

□口座振替による支払

毎月指定の口座から自動的に引き落とされます。口座振替をご希望される方は、取扱金融機関の窓口で預貯金通帳、通帳届出印をご持参いただき、町指定の用紙に必要事項をご記入のうえ、お手続きを行ってください。自動振替による口座からの引き落とし日は、毎月15日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

※口座振替用紙は役場・うずら出張所・水道事務所・町内の各金融機関・郵便局の窓口にご用意しています

- 取扱金融機関(本店)
- 常陽銀行 ●筑波銀行 ●みずほ銀行 ●東日本銀行 ●三井住友銀行 ●りそな銀行 ●三菱UFJ銀行
- 水戸信用金庫 ●茨城県信用組合 ●中央労働金庫 ●水郷つくば農業協同組合
- ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県・山梨県に限る)

□納付書による支払

毎月上旬に上下水道料金納入通知書(はがき)を郵送します。

- 役場会計課 ●うずら出張所 ●水道事務所 ●取扱金融機関の窓口
 - 取扱コンビニエンスストア ●スマホアプリ収納サービス
- でお支払いください。

※三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、東日本銀行での納付書による取り扱いは、終了いたしました。

- 取扱コンビニエンスストア
- MMK設置店 ●くらしハウス ●スリーエイト ●セイコーマート ●セブンイレブン ●生活彩家
- タイエー ●デイリーヤマザキ ●ニューヤマザキデイリーストア ●ハセガワストア ●ハマナスクラブ
- ファミリーマート ●ポプラ ●ミニストップ ●ヤマザキデイリーストア
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ ●ローソン ●ローソンストア100

浄化槽

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(173)

高度処理型浄化槽の設置義務について

問合せ 県民生活環境部 環境対策課 ☎029-301-2966
 県土木部 都市局建築指導課 ☎029-301-4727

現在、霞ヶ浦流域に浄化槽を設置する場合、県霞ヶ浦水質保全条例により高度処理型浄化槽とすることが義務づけられています。また、「高度処理型浄化槽の設置」が建築確認の審査要件となり、従来の「通常型浄化槽」では建築基準法による確認済証が交付されなくなりました。不正に通常型浄化槽を設置した場合は、県霞ヶ浦水質保全条例による罰則の対象となりますのでご注意ください。

浄化槽設置事業費補助金

町では、霞ヶ浦を含む公共水域の水質改善のため、右記を対象に環境配慮型浄化槽(高度処理型浄化槽でないものは除く)の設置費用に関わる補助制度を設けています。

| | |
|------|--|
| 対象区域 | 阿見町浄化槽処理促進区域(下記の区域を除く阿見町全域) ●公共下水道事業認可区域(整備区域およびおおむね7年以内に整備が見込まれる区域) ●農業集落排水事業実施区域(整備区域およびおおむね7年以内に整備が見込まれる区域) |
| 対象 | 対象区域内で住宅などに10人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する人 ※下記の人を除く ●建築確認申請・浄化槽設置届けをしていない人 ●販売の目的で住宅等を建築する人 ●住宅等の賃貸人の承諾が得られない人 |
| 申込方法 | 浄化槽を設置する前に 『〒300-0314阿見町追原1804-4 阿見町浄化槽関連受付窓口(町水道事務所内) ☎889-5151』に申し込む |
| その他 | 国・県の補助を受け実施するため補助金額に制限があり、予定補助金額に達した時点で受付を締め切ります |



生活環境

道路

問合せ 道路課 ☎888-1111(241~244・249-756)

町道一時使用届、道路占用許可申請および道路工事施工承認申請について

町道で工事や催し物等を実施する場合は、道路管理者である町への届け出、または許可・承認が必要になります。

- 町道で一時的に作業やイベント等を実施する場合は、町道一時使用届が必要です。
 - ・建築工事のためのクレーン車による作業等を行うとき
 - ・道路占用物の保守点検、高所作業車による樹木伐採等を行うとき
 - ・式典や駅伝等を開催するとき
- 町道上に一定の工作物、物件または施設等を設け、継続して道路を使用するときには、道路占用の許可申請が必要です(道路法第32条)。
 - ・道路工事などのため、足場・仮囲い・資材置き場等として道路を使用するとき
 - ・道路上で地域のイベント等を催すとき
 - ・露店、商品置き場その他これらに類する施設等を設けるとき

※占用内容によっては、道路占用料が必要となります。占用料については、阿見町道路占用料徴収条例に基づき請求します。また、道路の使用について、道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合は、別途、所轄警察署長の道路使用許可を受ける必要があります。

- 町道の管理者以外の者が、自らの必要に応じて、自費にて道路および道路附属施設等を工事するときは、道路管理者の承認が必要です(道路法第24条)。
 - ・車両乗り入れのための歩道の切下げ工事・縁石・ガードレールの撤去工事を行うとき
 - ・植樹帯の移設又は撤去工事を行うとき
 - ・その他、道路の現状を変えて道路の構造に影響を及ぼす工事等を行うとき

道路の穴ぼこ等の危険箇所を発見した場合は通報にご協力ください

町内の道路を安全に保つため、道路の穴ぼこ、側溝蓋の破損、カーブミラーやガードレールの破損などの危険な箇所を発見した場合は、道路課までご連絡いただきますようお願いいたします。

道路上に張り出している樹木等の伐採をお願いします

樹木の枝等が歩道や車道へ張り出していると、通行の妨げになるだけでなく、信号や道路標識、カーブミラーなどにかかり、安全確認も難しくなるため、歩行者や車両等を巻き込んだ事故につながるおそれがあります。張り出した枝等が原因で事故が発生した場合、樹木等所有者が賠償責任を問われる場合があります。個人の管理・責任のもと、対応や処理をしてください。

私有地から道路などに張り出している樹木等は土地所有者に所有権があり、町で切ることができません。ただし、道路通行に支障を及ぼす場合にはやむを得ず、緊急措置として、予告なく道路管理者が支障となる箇所の伐採等を行う場合があります。

※参考法令:民法第233条(竹木の枝の切除及び根の切り取り)民法第717条(土地の工作物の占有者及び所有者の責任)道路法第43条(道路に関する禁止行為)

道路の里親を募集しています

町では、町民の皆さんや企業との協働により、道路の美化活動を推進する「道路里親制度」の参加団体を随時募集しています。町は、認定参加団体へ道路美化活動費に対する補助金の交付・保険の加入・看板の設置などの支援をしています。ボランティア活動に関心のある地域の方々や職場の仲間と一緒に活動に参加してみませんか。

- 活動場所:幅6mを超える舗装済みで作業時の安全確保ができる町道(歩道・路肩・法面等)
- 活動内容:空き缶やごみ等の収集・除草・清掃、道路施設の破損等の情報提供、その他道路等の愛護活動に必要なこと
- 応募条件:活動延長が100m以上であり、5人以上で構成された地域住民団体または企業団体が、活動内容について年4回以上の活動を行うこと
- 補助金
 - ・活動延長が100m以上300m未満の里親:年間上限1万円
 - ・活動延長が300m以上500m未満の里親:年間上限2万円
 - ・活動延長が500m以上1km未満の里親:年間上限3万円
 - ・活動延長が1km以上の里親:年間上限5万円
- 補助金の使い道:活動に使用する道具や軍手等消耗品、飲み物など自由にお使いいただけます。

都市計画

問合せ 都市計画課 ☎888-1111(232・233・236)

土地取引の届出

国土法:市街化区域は2,000㎡以上、市街化調整区域は5,000㎡以上の土地取引については、土地売買等の契約を行ったときは、契約締結の日から2週間以内に届出が必要です。

公拡法:法律に定める一定面積以上の土地取引は事前届け出が必要です。

地区計画について

地区計画の対象区域内では、建物等を新築・増改築する場合や、土地の区画形質を変更する場合、工事着手の30日前までに届け出が必要です。

屋外広告物について

一定の基準を超える屋外広告物の掲示については、許可が必要です。

貸駐車場について

一定の基準を超える時間貸駐車場を設置する場合は、事前に届け出が必要です。

景観形成道路について

景観形成道路の指定範囲内(※)で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転などの行為は、事前に届出が必要です。

また、指定範囲内で良好な沿道景観の形成に寄与する建築行為等や緑化にご協力いただける人を対象に、補助金を交付しています。

※都市計画道路新町・中郷線、中郷・寺子線、荒川沖・寺子線、追原・久野線および、国道125号バイパス(町内区間)の沿道

木造住宅の耐震工事費・耐震改修費の支援

地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅に対し、町では一定の要件の下で補助金を交付しています。

生垣設置の奨励

うるおいのある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

そのほかの環境衛生

空き地の雑草は刈り取りをしましょう

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(173)

「阿見町環境美化条例(第15条)」により空き地は、その土地の所有者または占有者が責任をもって管理することになっています。雑草が生い茂ると景観が損なわれるだけでなく、害虫の発生や不法投棄・犯罪・火災などが起こりやすくなりますので、日ごろから適正な管理をするようにお願いします。

個人で刈り取った雑草は、直接、霞クリーンセンターに持ち込むか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください。処理手数料は、直接搬入の場合は50kgまで無料です。

◆注意

- 一度に大量の刈り取った雑草をごみ集積所に出すと回収しきれない場合があります。量が多い場合は霞クリーンセンターへの持ち込みをお願いします
- 野外での焼却行為は禁止されています。刈り取った雑草は燃やさないでください

不法投棄の禁止

問合せ 廃棄物対策課 ☎889-0091

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)」では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定しています。この規定に違反すると、最高で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)、またはその両方の罰則が科せられます。

不法投棄を見つけたら不法投棄110番(☎0120-536-380)へ！！

野焼きは犯罪です

問合せ 廃棄物対策課 ☎889-0091
牛久警察署生活安全課 ☎871-0110

◆注意

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条の2)」により、廃棄物の野外焼却は原則禁止されています
 - 廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは周囲にお住まいの方々へ「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあるほか、ダイオキシン類の発生源となって、環境汚染の原因にもなります。さらに、火災につながる危険性もありますので、絶対にやめましょう
 - ごみは焼却せずに分別・減量化・再資源化に努め、ルールを守って出すようにしてください
- ※悪質な野焼きを発見した場合や、近所の野焼きに困っている人は次の連絡先まで速やかにご連絡ください

土地の埋立てには許可が必要です

問合せ 廃棄物対策課 ☎889-0091

土砂等による土地の埋立てなど(埋立て・盛土・たい積)を行う場合は条例による許可が必要です。無許可による埋立てや、産業廃棄物による埋立てを行った場合は、関係法律により罰せられます。また、土地所有者にも事業者と同様の責務が生じます。土地の埋立てなどを計画している場合は、所定の手続きをしたうえで事業を実施してください。

生ごみ処理容器等購入費補助金

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(174)

家庭から排出されるごみの自家処理を促進し、収集ごみの減量化および循環型社会の形成を進めるため、生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機を購入した人に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

| 補助対象容器 | 補助率 | 限度額 | 1世帯限度 |
|-----------|------|---------|-------|
| 生ごみ処理容器 | 3分の2 | 3,000円 | 2基 |
| 電気式生ごみ処理機 | 3分の1 | 20,000円 | 1基 |

※購入費用には消費税を含み、100円未満は切り捨てです。また、この補助金を交付されてから5年経過すればまた補助金を申請することができます

スズメバチ駆除費補助金

問合せ 生活環境課 ☎888-1111(174)

スズメバチの早期発見および駆除を促進して町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に、予算の範囲内で補助金を交付します。

| 対象者 | 補助率 | 限度額 | 対象となるハチの種類 |
|--|------|---------|------------|
| スズメバチが営巣している町内の土地もしくは建物の所有者、管理者または賃借する個人 | 2分の1 | 15,000円 | スズメバチ 亜科のみ |

※駆除処理に要した費用は消費税を含み、100円未満は切り捨てです。また、スズメバチの駆除処理を実施した日から3か月以内に申請をしてください

広告



ハチ駆除のご依頼はこちら
被害が拡大する前にお早めにご連絡ください

株式会社
アースワン
福敷郡阿見町青宿 874

☎ **029-804-0008**
受付時間/9:00-18:00 [土日・祝日除く]



生活環境

県民交通災害共済

茨城県全市町村が共同で運営している相互共済制度です。会員が交通事故によりけが等の災害にあわれた場合に見舞金をお支払いします。

- 年会費 900円(中学生以下500円)
※9月30日以降の申込みは半額
- 対象となる交通事故
 - ①自動車、バイク、自転車等、車両運転中及び乗車中における事故(転倒含む)
 - ②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故
 ※道路上での事故が対象になります。
- 見舞金額 障害2万円～30万円、身障見舞金50万円、死亡100万円

自転車用ヘルメット購入補助金

自転車用ヘルメットの購入者に対して、補助金を交付しています。補助率は2/3、補助上限額は5千円です。購入してから3か月以内に申請してください。

高齢者運転免許自主返納支援事業

75歳以上の高齢者が運転免許を自主返納した場合、町デマンドタクシー「あみまるくん」の利用券を1万1千円分支給しています。自主返納してから1年以内に申請してください。

自動車等盗難防止装置購入補助金

バー式ハンドルロックなどの自動車等盗難防止装置の購入者に対して、補助金を交付しています。補助率は1/2、補助上限額は5千円です。購入してから30日以内に申請してください。

地域防犯活動組織

行政区その他の地域住民で構成する組織(地域防犯活動組織)が行う防犯活動に対して、防犯活動用品の貸与等を行っています。

- 貸与品 反射腕章、反射タスキ、車両用マグネットステッカー、のぼり旗、防犯ベスト、防犯キャップなど

農林業

阿見町ふれあい農園・菜園

町では、町民の皆さんに土と親しみ、作物の栽培・収穫の喜びを体験していただくこと、「ふれあい農園・菜園」の貸し出しを行っています。余暇を利用して作物を育ててみませんか。

- ◆ 募集期間 毎年4月から定員になり次第締め切り
- ◆ 契約期間 毎契約時から翌年の3月31日まで
- ◆ 対象 町内在住の農業を営んでいない20歳以上の人
- ◆ 使用料 年額3,000円(1区画約33㎡)
- ◆ 所在地 ふれあい農園・菜園とも阿見町若栗地内

ふれあいの森

町の貴重な平地林を再生したエリアに、阿見の森・スーペリアの森・芝生広場・バーベキュー施設・展望台などがあり、自然を体感できる森です。

森の中では、季節ごとの植物や鳥・昆虫などが観察でき、芝生広場でのピクニックやバーベキューなども楽しめます。園内には、トイレ・水飲み場・駐車場も完備されていますのでご利用ください。

森林法に関する届出について

- 森林を伐採する際には届出が必要です
山林所有者等が森林法の対象となっている民有林を伐採する場合、伐採開始の90日前から30日前までに町へ届出が必要となります。
- 森林の土地の所有者になった人へ
新たに森林の土地の所有者となった方は所有権の移転後90日以内に町へ届出が必要となります。





行政・議会

情報公開制度

問合せ 総務課 文書法制係 ☎888-1111(296)

制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

請求をすることができる人

どなたでも請求することができます。

請求の方法

請求は、情報公開コーナー(役場2階総務課)で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要な事項を記載していただきます。請求書の提出は、直接窓口、郵送または電子申請で受け付けます。請求書は、町ホームページで取得することができます。

公開請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から14日以内(30日を限度として延長する場合があります)に決定し、書面でお知らせします。

公開方法

お知らせした日時に情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がお説明します。

個人情報保護制度

問合せ 総務課 文書法制係 ☎888-1111(296)

制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を閲覧したり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求したりすることができる仕組みです。

請求をすることができる人

自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます。

請求の方法

請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナー(役場2階総務課)に提出してください。その際、本人またはその法定代理人等であることの確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください。

開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から14日以内(30日を限度として延長する場合があります)に決定し、書面でお知らせします。

開示方法

お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がお説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人等であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください。

訂正請求・利用停止の申出

請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報が法に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます。

監査委員

問合せ 監査委員事務局(総務課内) ☎888-1111(293-738)

監査委員とは

- 監査委員は、地方公共団体の執行機関のひとつで、町の財務に関する事務の執行および町の経営に係る事業の管理などについて、監査や審査等を行っています
- 委員は2人で、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関して優れた識見のある人と、町議会議員から町長が議会の同意を得て選任します。委員の任期は、識見のある人は4年、議員から選任される人は議員の任期となります

広報

問合せ 秘書広聴課 ☎888-1111(298)

『広報あみ』の発行

町の広報紙である「広報あみ」は、原則毎月第2・第4金曜日(12月は第2・第3金曜日)に発行しています。

◆配付場所

◆公共施設

- 役場1階正面玄関・1階ロビー・2階秘書広聴課
- うずら出張所
- 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
- 中央公民館 ● かすみ公民館 ● 君原公民館
- 本郷ふれあいセンター ● 舟島ふれあいセンター
- 吉原交流センター ● 実穀ふれあいセンター
- 予科練平和記念館 ● 町民活動センター ● 図書館
- 福祉センターまほろば

◆その他の施設

- 阿見郵便局 ● 中央一郵便局 ● 阿見原郵便局
- 青宿郵便局 ● 実穀郵便局 ● 君原郵便局
- 常陽銀行阿見支店 ● 常陽銀行荒川沖東支店
- 筑波銀行阿見支店 ● 筑波銀行荒川本郷支店
- 水戸信用金庫阿見支店 ● 茨城県信用組合阿見支店
- カスミフードスクエア阿見店
- カスミフードスクエア荒川本郷店
- カスミ阿見よしわら店 ● スーパータイヨー阿見店
- ランドロームフードマーケット阿見店
- 町内のコンビニエンスストア
- あみプレミアム・アウトレット ● エコス荒川沖店
- ベイシアFoods Park阿見店



『暮らしの便利帳2026』の発行

町の行政手続きに関すること等を掲載している冊子を発行しています。『暮らしの便利帳2026』に関することは、秘書広聴課まで、お問い合わせください。

町ホームページ

町のさまざまな情報をインターネット上で公開しています。町の行政手続き、申請書、イベント情報など。

この『暮らしの便利帳2026』に掲載している情報は、令和8年2月1日現在のもので、制度が変更されている場合などがあるため、行政手続きなどをする場合は事前に担当課や町ホームページで最新の情報をご確認するようにお願いします。



- 町ホームページのURL：
<https://www.town.ami.lg.jp/>
- 二次元コード
(町ホームページ)

あみメール

問合せ 秘書広聴課 ☎888-1111(298)

あみメールとは、町が携帯電話・スマートフォンやパソコンに災害・防犯情報などの緊急情報や観光・イベント情報など、緊急かつ特別にお知らせしたい行政情報を電子メールを使って配信するサービスのことで、このメール配信サービスを受信するためには、あらかじめ決められた手順に従って、ご自分のメールアドレスを登録しておく必要があります。

パソコン・スマートフォンから登録する場合

- ①『t-ami@sg-p.jp』宛てに空メール(タイトル・本文に何も記入しないメール)を送る
- ②空メール送信後すぐに受信する「仮登録受付メール」本文に表示されるURLをクリックする
- ③利用規約の確認・同意の後に、受信したい情報を右記の表から選んで画面を進んで登録する
- ④登録完了メールが届けば登録手続きは完了となります



- 二次元コード
(あみメール登録)

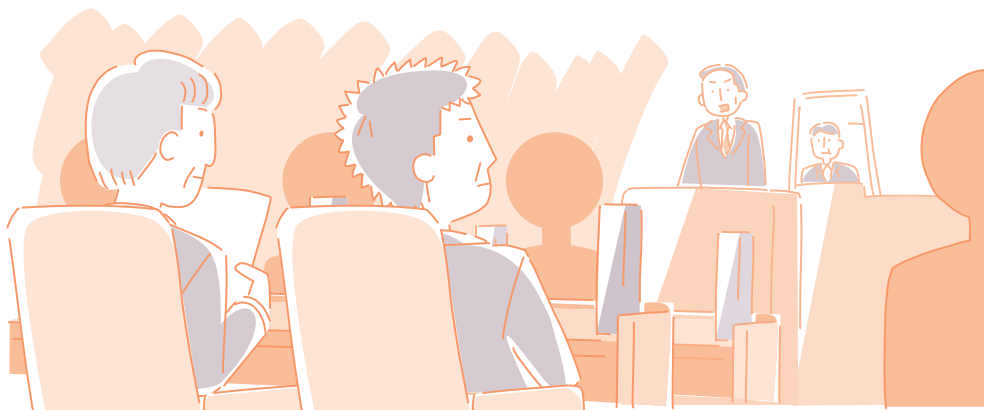
◆迷惑メール対策

入力したメールアドレスに誤りがないのに仮登録メールが届かない場合、迷惑メール設定等によりメールが受信ができない状態となっている可能性があります。取扱説明書や各社のホームページなどにおたずねください。迷惑メール設定などの携帯電話等の操作方法については、町ではお答えできません

『あみメール』では、下記の7つのカテゴリーで情報をメール配信しています。『防災情報』以外の情報は、利用者が必要な『情報の種類』下記の一覧から選択して、自分で受信設定を変更することができます。

| 情報の種類 | 配信内容 |
|------------|--|
| 防災情報※ | 地震・気象情報・防災訓練のお知らせなど |
| 防犯・交通安全情報 | 不審者・犯罪情報・交通安全キャンペーンに関する情報など |
| 子育て支援情報 | 子育てに関する各種お知らせ、イベント・講座情報、こども健康相談のお知らせなど |
| イベント情報 | 観光イベント、スポーツイベント、生涯学習イベント、図書館講座、展示会等の情報など |
| 行政情報 | 町からの各種お知らせ、税金の納期、健康教室、選挙のお知らせなど |
| 各種公共施設情報 | 各公民館・コミュニティセンター、図書館、体育施設のお知らせなど |
| 予科練平和記念館情報 | 展示の開催・イベント・講演会等の情報、施設からのお知らせなど |

※『防災情報』はすべての利用登録者が受信する設定となっています



町公式LINE

問合せ 秘書広聴課 ☎888-1111(281)

「防災情報」や「暮らし・手続き」、「妊娠・子育て」、「学校・教育」、「観光・イベント」など、あみメールよりも細やかな分類を設け、ニーズに合った情報を配信しています。

ぜひ、お友だち登録をお願いします。



選挙

問合せ 選挙管理委員会(総務課内) ☎888-1111(293・738)

選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき、選挙が公正に行われるように管理執行しています。

選挙人名簿

□定時登録

3・6・9・12月の1日(基準日)現在満18歳以上の人で、登録月の基準日の3か月前までに住民登録がなされ、引き続き町内に住所を有する人が登録されます。

□選挙時登録

選挙の当日に満18歳以上の人で、選挙の告示(公示)の日の前日の3か月前までに住民登録がされ、引き続き町内に住所を有する人が登録されます。ただし、選挙の種類によっては、異動をされた人も選挙権を有する場合があります。

投票

公職選挙法では、投票当日投票所投票主義、一人一票制、単記無記名投票、投票の秘密保持などの原則が取られています。ただし、当日投票の例外として次の投票制度が設けられています。

□期日前投票

投票日に、仕事・病気・出産・レジャー等の用事で投票できない人のために、告示(公示)の日の翌日から投票日の前日まで投票することができるものです。

□不在者投票

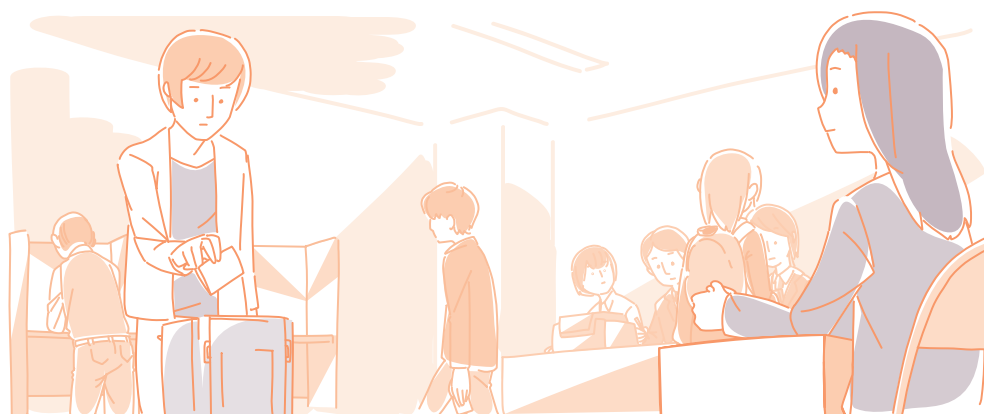
●他市区町村での不在者投票
出張等で、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、阿見町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票することができるものです。

●指定施設での不在者投票
不在者投票ができる投票施設として指定を受けた病院や老人ホームなどに入院、入所中の人は、その施設で不在者投票をすることができるものです。

●郵便による投票
身体障害者手帳をお持ちの人(両下肢、体幹、移動機能の障害が1・2級である人等)や戦傷病者手帳をお持ちの人(両下肢や体幹の障害の程度が特別項症から第2項症である人等)、介護保険法の要介護状態区分が5である人は、在宅のまま郵便で投票することができるものです。ただし、あらかじめ手続きが必要となりますので、阿見町選挙管理委員会までお問い合わせください。

□在外投票

外国に居住する人が、国政選挙に限り、在外公館や郵便により投票することができるものです。ただし、事前に在外選挙人名簿への登録が必要となります。



阿見町議会

問合せ 阿見町議会事務局 ☎888-1111(330~332)

議会の役割

町は、福祉・教育・道路など町民の生活に深くかかわる仕事をしています。これらの仕事について、町民が自ら考え話し合いながら問題を解決していくことが望ましいわけですが、すべての町民が一堂に会して話し合うことは、実際には不可能です。

そこで、選挙によって町民の代表者である「町議会議員」や「町長」を選び、町政を委ねるわけです。

町議会は、皆さんの代表である議員の合議によって、町政を進めるうえでの町の意志を決定したり、町政が適正に行われているかをチェックしたりする「議決機関」です。一方、町議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが町長で、町長をはじめ教育委員会・選挙管理委員会などを「執行機関」といいます。

町議会と町長は、それぞれ独立の機関であって、対等な立場にあります。それぞれの権限を明確に分割し、お互いにけん制・協力し合うことにより、公正で均衡のとれた円滑な町政が確保されます。

議会の傍聴

町議会は、本会議・議会運営委員会・常任委員会・特別委員会・全員協議会が傍聴できます。また、本会議の様子は、YouTubeにおいて中継動画の配信を行っており、役場1階のロビーに設置してあるテレビでも見ることができます。

議会の傍聴を希望される人は、会議の当日に役場3階の議会事務局で傍聴の受付をしてください(定員あり)。

請願・陳情の案内

町政等についての要望があるときは、だれでも町議会に対し請願・陳情をすることができます。議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情と呼び、町議会ではそれぞれ次のような取り扱いをしています。

請願

国や地方公共団体に意見や要望を述べることをいいます。地方自治法により、町議会に請願する場合は、町議会議員の紹介により請願書を提出しなければならないとされています。提出された請願書は常任委員会などで審査した上で、本会議で採択、一部採択、不採択のいずれかを決定し、その結果を請願者に通知します。

また、採択された請願については、必要に応じ、その結果を町長や国の機関などに送ることになります。

陳情

特定の事項について利害関係のあるものが、議会などに実情を訴え、処置を要望することで、請願と異なり議員の紹介は必要としません。提出された陳情書は議会運営委員会で諮り、審査の必要があると認めるものは請願の例によって処理し、認めないものは全議員等への配布のみとなります。

請願書・陳情書の提出方法

請願・陳情は文書(邦文)で行うことになっています。請願書・陳情書には、提出年月日・住所・氏名・電話番号・請願主旨・請願事項を記載の上、署名または記名押印し、町議会議長宛に提出してください。請願書には紹介議員の署名(1人以上)が必要です。

※地方自治法の改正により、請願書の提出がオンラインでできるようになりました。オンラインでの提出方法は、阿見町議会事務局にお問い合わせください。

請願書・陳情書の提出時期

定例会(3月・6月・9月・12月)の開かれる議会開会11日前の午後5時までに提出されたものは、その議会の会期中に配布または審査されます。

請願者の意見陳述

提出した請願について意見陳述を希望し、審査を行う委員会が審査の充実を図るため意見陳述を行うことが妥当と認めた場合、請願者(請願書に署名した人)は、審査が行われる委員会に出席して意見陳述(請願を提出するにいたった思いや意見を述べる)を行うことができます。

意見陳述を希望される請願者は、意見陳述申出書を請願書に併せて提出してください。

図書館

問合せ 図書館 ☎887-6331

ご利用案内

資料を借りるには？

- 初回利用時に『図書館利用カード』の申請をしていただきます。手続きした日から借りることができます
※ 町外在住の人は18歳以上に限ります
- 身分証明書の提示が必要となります
- 『図書館利用カード』は、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンターの各図書室でも申請と共通の利用ができます

貸出数

◆個人

- 町内在住者：図書無制限・雑誌10冊・視聴覚資料3点
- 町外在住者：図書10冊・雑誌5冊・視聴覚資料3点

◆団体

- 図書50冊。貸出期間は60日

資料を返す時は？

- 直接カウンターへお持ちください。図書館利用カードの提示は不要です
- 閉館時は、図書館の玄関左側にある『返却口』へお返しください(図書・雑誌のみ)
- お借りいただいた図書は、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンターの各図書室でも返却することができます

資料を探す、調べたいことがある

- 図書館内の検索機やご自宅のインターネット端末および携帯電話から蔵書検索ができます
- カウンターの職員にもお問い合わせください



資料を予約したい(図書・雑誌・視聴覚資料)

貸出中の資料は予約ができます。返却され次第、電話またはメールで連絡します。また、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンターの各図書室で所蔵している図書についても、予約することができます。

●申込書でのご予約
申込書に記入のうえ、カウンターにお申し出ください。

●利用者用図書検索端末でのご予約
自分で貸出中の資料に予約をすることができます。その際は、あらかじめパスワードの設定が必要になります。パスワードの発行はカウンターにお問い合わせください。

●インターネットからのご予約
ご自宅のインターネット端末や携帯電話を利用して、図書館ホームページの「蔵書検索予約」から、所蔵している貸出可能な資料すべてに対して予約できます。資料の予約貸出は、来館者優先とさせていただきます。また、あらかじめパスワードの設定が必要になります。パスワードの発行はカウンターにお問い合わせください。

図書館で所蔵していない資料をリクエストしたい

お探しの資料が図書館の蔵書にない場合、リクエスト・取り寄せ・相互貸借で借りることができます(町内在住・在勤・在学の人に限る)。申込書に記入のうえ、カウンターにお申し出ください。入荷後、電話またはメールで連絡します。

●リクエスト
出版されて1年以内の図書について購入し、利用者に提供します。1人につき月1冊までとします。
※雑誌・視聴覚資料については、リクエストに対応しかねますので、あらかじめご了承ください

●取り寄せ
君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンターの各図書室で所蔵している図書・雑誌を取り寄せて提供します。

●相互貸借
県内のほかの自治体図書館・県立図書館・茨城大学・県立医療大学・国立国会図書館等で所蔵している資料を借りることができます。なお、県立図書館からは図書のほかに雑誌や視聴覚資料も借りることができます。

AVコーナーを利用するには？

●カウンターにお申し込みください。無料で視聴できます(利用可能ブース8台)

インターネット端末を利用するには？

●カウンターにお申し込みください。図書カード登録者に限り、無料でご利用できます
●利用時間は1回30分で、ほかに利用者がいない場合、1回の延長ができます
●利用は、個人の調査研究を目的とする人に限定します
※各種端末での印刷はできませんので、あらかじめご了承ください

コピーサービス

館内所蔵の資料に限り、著作権法の許す範囲内でコピーサービスを行います。料金は大きさに関係なく1枚10円です。1日20枚までを原則として行います。

郷土資料コーナー

阿見町、県内、予科練等に関する資料があります。

大庭みな子文学コーナー

町とつながりがあり、芥川賞などを受賞した作家である『大庭みな子』の著作物や家系図を展示しています。

下村千秋文学コーナー

わが町が生んだ唯一の作家である『下村千秋』の文学作品や原稿を展示しています。

おはなし会の実施

毎週火曜日の午前10時30分からボランティア団体のおはなしポシェットの会の皆さんによる絵本の読み聞かせ会を実施しています。あかちゃんから参加できます。(夏休みや冬休み等の長期のお休みや祝日の際はおはなし会をお休みしています。開催スケジュールは図書館のホームページでご確認ください。)

赤ちゃんタイム

おはなし会の実施と併せて赤ちゃん連れの利用者優先の時間帯(毎週火曜日の午前10時から正午まで)を設けて、赤ちゃん連れの利用者も気兼ねなく図書館をご利用できる時間帯を設けています。

開館時間

●火曜日～金曜日：午前9時～午後7時
●土曜日・日曜日・祝日：午前9時～午後5時

閉館日

●毎週月曜日
●館内整理日(毎月第3木曜日・12月28日)
●年末年始(12月29日～1月3日)
●蔵書点検期間



公民館・コミュニティセンター

問合せ 中央公民館 ☎888-2526

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 施設詳細 |
|------------|--------------|----------|--|
| 中央公民館 | 阿見町若栗1886-1 | 888-2526 | 学習室A、学習室B、学習室C、和室A、和室B、茶室、美術室、調理室、集会室、第1会議室、第2会議室、視聴覚室、陶芸室(別棟) |
| 君原公民館 | 阿見町塙171-2 | 889-1363 | 研修室、多目的室、和室1、和室2、茶室、調理室、図書室 |
| かすみ公民館 | 阿見町阿見2083-2 | 888-8111 | 多目的ホール、会議室(1階)、会議室1(2階)、会議室2(2階)、和室、アトリエ、調理室、図書室 |
| 本郷ふれあいセンター | 阿見町本郷1-11-1 | 830-5100 | 多目的ホール、研修室(和室)、アトリエ、会議室1、会議室2、調理室、図書室 |
| 舟島ふれあいセンター | 阿見町南平台1-31-6 | 840-2761 | 集会室、会議室、研修室(和室)、実習室(調理室)、図書室 |
| 吉原交流センター | 阿見町吉原614 | 889-0277 | 多目的室、和室、調理室、吉原ホール |
| 実穀ふれあいセンター | 阿見町上長3-28 | 886-5225 | 調理室、会議室、和室、多目的室1、多目的室2、1階ロビー、2階ロビー、3階ロビー |

ご利用案内

◻開館時間

午前9時～午後9時(事前に利用予約のない場合は午後7時閉館)

◻休館日

●毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日も休館) ●祝日 ●年末年始

◻利用申込

◆申込方法

各公民館・コミュニティセンターの窓口または電話でお申し込みのうえ、利用予定日の5日前までに利用申請書を窓口へ提出し、使用料をお支払いください

◆受付時間

午前9時から午後5時まで(休館日を除く)

◆受付期間

利用予定日の1か月前から5日前まで

※営利を目的とする事業、特定の政党の利害に関する事業、選挙に関して特定の候補者を支持する事業、特定の宗教などを支援する事業は行えません(本郷ふれあいセンター・舟島ふれあいセンター・吉原交流センター・実穀ふれあいセンターでは、営利を目的とする事業が行えます。詳しくはお問合せください。)

◻使用料

部屋ごとに料金が異なりますので、詳しくは各館へお問合せください。

◆免除となる場合

国・県および町が利用するとき、生活保護を受けている人が利用するとき、障害をお持ちの人が利用するとき、その他教育委員会が必要と認めるときなど

◆減額となる場合

町社会教育関係団体・町文化協会加入団体・町スポーツ協会登録団体が利用するとき、その他教育委員会が必要と認めるときなど

スポーツ施設

問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526

◻町民体育館 ☎888-2526(スポーツ振興係)

アリーナ(バスケットコート1面分、ミニバスケットコート2面分、バレーボールコート2面分、バドミントンコート3面分、ミーティングルームをご利用いただけます)

◻総合運動公園 ☎889-2788(総合運動公園クラブハウス)

野球場4面(内2面照明付)、陸上競技場、テニスコート6面(全面照明付)、フットサルコート2面(全面照明付)、多目的広場

◻町立小中学校の体育館・武道場・校庭の開放 ☎888-2526(スポーツ振興係)

ご利用方法

詳しくは、☎888-2526 生涯学習課(中央公民館内)までご連絡ください。

ふれあい地区館事業

問合せ 中央公民館 ☎888-2526

ふれあい地区館活動について

「いきいき学びの町AMI 宣言」に基づき、生涯学習によるまちづくりを目指して実施しています。年齢や性別を問わず、すべての住民が「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような事業を町民自身の手で企画・運営しコミュニティづくりを推進しています。

- ①各地区の公会堂や集落センター等を町で借り、それらを地域住民のための学習拠点として活用しています
- ②主役は住民であり、住民の手による運営を基本として活動しています
- ③地区館ごとに、社会教育指導員を配置して活動の支援を行っています

ふれあい地区館事務局

| 地区 | 事務局の所在地 | 電話番号 |
|----------|------------|----------|
| 阿見地区 | 中央公民館 | 888-2526 |
| 実穀地区 | 実穀ふれあいセンター | 886-5225 |
| 吉原地区 | 吉原交流センター | 889-0277 |
| 本郷・あさひ地区 | 本郷ふれあいセンター | 830-5100 |
| 君原地区 | 君原公民館 | 889-1363 |
| 舟島地区 | 舟島ふれあいセンター | 840-2761 |
| 阿見第一地区 | かすみ公民館 | 888-8111 |
| 阿見第二地区 | かすみ公民館 | 888-8111 |

ふれあい地区館 行政区一覧

| | |
|--------|--|
| 阿見 | 中郷西・北・宿・西方・中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・三区上・三区下・富士団地 |
| 実穀 | 実穀・上長・寺子・上小池・下小池・筑見 |
| 吉原 | 福田・大砂・上吉原・中吉原・下吉原・新山・よしわら |
| 本郷・あさひ | 住吉・二区北・二区南・一区・上本郷・下本郷・シンワ・中根・本郷 |
| 君原 | 君島・石川・塙・上条・追原・大形・飯倉・飯倉二区 |
| 舟島 | 竹来・掛馬・上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目 |
| 阿見第一 | 立ノ越・青宿・新町・廻戸・大室・曙東・曙南・霞台・岡崎・中郷東・白鷺団地・レイクサイドタウン |
| 阿見第二 | 阿見台・西郷・一区南・一区北・上郷 |





各種相談

消費者の困りごと相談

問合せ 消費生活センター ☎888-1871

消費生活センター

消費者と事業者との間で発生した消費生活に関するトラブルを公正な立場で対応する相談窓口です。
消費生活に関して「相談できる相手がいない」「人に知られたくない」「誰に相談していいかわからない」などお悩みの方は、ぜひ相談してください。

●相談内容事例

【不審な電話やメール、届いた荷物に関する相談】

※身に覚えがないメールやハガキによる架空請求

※不審な着信があった、不審な荷物が届いた

【点検など電話や訪問による勧誘に関する相談】

※屋根工事や外壁塗装、給湯器、分電盤などの点検や修理、交換を勧められた

※不用品回収のトラブルや、サポートサービスの契約

【インターネット通販に関する相談】

※商品が届かない、偽物や粗悪品が届いた

※定期購入になっていた

【SNSをきっかけとしたトラブルに関する相談】

※投資のためのお金を振込んだが利益を出金できず、投資詐欺にあったかもしれない

※知り合った異性から投資話や荷物の受け取りを頼まれたが不審

●不審・不安に思ったらすぐにご相談ください 【秘密厳守・相談無料】

※トラブルの内容を消費生活相談員が聴き取り、問題解決のための助言や情報提供、あっせん等を行います

※相談内容によっては、より専門性の高い相談窓口を紹介することもあります

※ご相談の際は、契約書・見積書・名刺やパンフレット・商品現物などをご用意ください

※トラブルの状況、事実関係などできる限り詳しく整理しておきましょう

場所

役場3階 エレベーター前 消費生活センター

相談受付時間

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時～午後4時(正午から午後1時を除く)

相談電話番号

☎888-1871(消費生活センター直通)

☎888-1111(役場代表電話)

【土・日曜日及び祝日は ☎188(消費者ホットライン)まで】



各種
相談

行政相談

問合せ 総務課 ☎888-1111(738)

日時

隔月第1木曜日 午前10時～午後3時

場所

上記問合せ先までお問い合わせください。

人権相談

問合せ 社会福祉課 ☎888-1111(163)

日時

隔月第1木曜日 午前10時～午後3時

場所

上記問合せ先までお問い合わせください。

子育て相談

問合せ まつうらわくわくパークあみ(あみ子育て支援センター)
☎886-8882

電話・来所相談

火～日曜日 午前9時～午後5時 ※年末年始を除く
※月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定するもの)に当たる場合は、その翌日が休館となります。

場所

阿見4699-4

教育相談

問合せ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

日時

月～金曜日 午前9時～午後5時
※祝日・年末年始を除く

場所

阿見町若栗1838-24(図書館となり)

心配ごと相談

問合せ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

日時

水曜日 午後1時～4時
(受付:午後0時30分～3時30分)

※祝日・年末年始を除く

弁護士相談

毎月第1水曜日 午後1時～3時30分
(毎週水曜日の心配ごと相談において要予約)

場所

総合保健福祉会館「さわやかセンター」相談室
(阿見町阿見4671-1)

高齢者総合相談

問合せ 町地域包括支援センター ☎887-8124

日時

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く

場所

総合保健福祉会館「さわやかセンター」内
(阿見町阿見4671-1)

こころの健康相談

問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

あなたや家族が抱えている心の悩みについてご相談ください。秘密は厳守します。

日時

毎月1回(日)にちは広報あみでお知らせします)

①

午後1時～午後2時

②

午後2時30分～午後3時30分

場所

総合保健福祉会館「さわやかセンター」内
(阿見町阿見4671-1)

申込方法

電話または直接申し込む(完全予約制)。

※匿名での予約や本人・家族以外の相談は不可

障害者総合相談

問合せ 町基幹相談支援センター ☎888-6062

日時

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く

場所

総合保健福祉会館「さわやかセンター」内
(阿見町阿見4671-1)

広告

ご縁から始まるものがあり 出会いから始まる未来へ

相続・遺言の悩み

当事務所にご相談ください。初回相談無料



星野行政書士事務所

行政書士 星野 翔

【業務内容】 建設業、自動車登録業務、名義変更、住所変更、車庫証明、出張封印、農地転用、相続遺言、一般貨物運送業、会社設立等、各種許認可

1人で抱え込まず、誰かに相談してみませんか？

まずは、お気軽にご相談ください。



〒300-0312 茨城県稲敷郡阿見町南平台3-4-10 ☎029-875-8188





医療機関リスト

かかりつけ医・かかりつけ歯医者・かかりつけ薬局を持ちましょう

このページのリストは医師会・歯科医師会・薬剤師会の会員のみ掲載になります

阿見町の身近なお医者さん

市外局番は(029)です。

| 医療機関名 | 住所 | 電話番号 |
|--------------|-------------|----------|
| あみ眼科クリニック | 岡崎1-29-13 | 887-5681 |
| 阿見ぎぼクリニック | 鈴木4-170 | 888-8800 |
| あみ小林クリニック | 若栗1765-1 | 888-2200 |
| あべ整形外科 | 中央6-20-1 | 875-5303 |
| 阿見第一クリニック | 中郷2-30-6 | 887-3511 |
| あみ東クリニック | 吉原2672-10 | 889-8870 |
| あみ泌尿器科クリニック | 本郷2-3-1 | 842-2200 |
| あみ皮膚科 | うずら野1-22-11 | 893-5277 |
| 市川ファミリークリニック | 本郷1-2-1 | 843-3301 |
| 印南クリニック | 荒川本郷1329-1 | 834-2222 |
| おおつき眼科 | 本郷1-2-3 | 843-7272 |
| かたやま耳鼻咽喉科 | 阿見2670-1 | 887-3349 |

| 医療機関名 | 住所 | 電話番号 |
|--------------------|------------|----------|
| さかえ医院 | 中央4-8-24 | 888-2662 |
| しんクリニック | 中郷2-3-5 | 888-8188 |
| つじ耳鼻咽喉科クリニック | うずら野4-27-5 | 801-3387 |
| なるしま内科医院 | 本郷1-22-1 | 869-4820 |
| 脳と心のクリニック | 南平台1-32-1 | 819-4047 |
| 宮崎子どもクリニック | 岡崎1-29-11 | 891-3000 |
| レディスクリニック結 | 本郷1-16-2 | 830-5151 |
| 朝田病院 | 若栗2584 | 887-0310 |
| 東京医科大学 茨城医療センター | 中央3-20-1 | 887-1161 |
| 茨城県立医療大学付属病院 | 阿見4733 | 888-9200 |

阿見町の身近な歯医者さん

住所は全て(稲敷郡阿見町)です。

| 医療機関名 | 住所 | 電話番号 |
|-------------|------------|----------|
| 秋吉歯科医院 | 荒川本郷2395-1 | 843-0666 |
| あみ中央歯科医院 | 阿見5186-7 | 888-1988 |
| 永林堂歯科医院 | 鈴木2-89 | 887-7781 |
| 大久保歯科クリニック | 阿見2644-1 | 891-0012 |
| 大場歯科医院 | 中央5-2-31 | 887-7536 |
| かわはら歯科医院 | 岡崎1-29-20 | 891-3383 |
| しのつか歯科 | 島津3794 | 888-2450 |
| 塚原歯科医院 | 阿見3962-13 | 887-0254 |
| 塚本デンタルクリニック | 本郷2-3-3 | 893-5257 |
| つきむら歯科クリニック | 中央1-5-29 | 869-8841 |
| つるや歯科 | 中郷2-16-3 | 887-6460 |

| 医療機関名 | 住所 | 電話番号 |
|-------------------------------|-------------|----------|
| T'sデンタルクリニック | 荒川本郷229-14 | 899-7717 |
| 永山歯科医院 | 阿見4000-4 | 887-8181 |
| ぬまじり歯科 | 鈴木59-55 | 840-2651 |
| 野口歯科医院 | 廻戸343-12 | 887-0350 |
| ピアシティ歯科クリニック | 本郷3-1-1 | 843-8282 |
| ファミリー歯科診療所つくば 予防インプラントセンター | うずら野1-22-7 | 843-6480 |
| 増野歯科医院 | 荒川本郷1329-20 | 842-8214 |
| 宮本歯科医院 | 荒川本郷1332-1 | 842-7025 |
| 山崎歯科クリニック | 岡崎2-3-12 | 888-0778 |

阿見町の身近な薬局・薬店

住所は全て(稲敷郡阿見町)です。

| 薬局名 | 住所 | 電話番号 |
|-------------|-----------|----------|
| 土浦調剤薬局阿見店 | 岡崎1-28-10 | 886-7020 |
| すず薬局若栗店 | 若栗1339-73 | 887-9080 |
| さくらい薬局阿見店 | 中郷2-1-7 | 888-2772 |
| ポプリ薬局医大前店 | 中央3-19-16 | 891-2810 |
| オリエント薬局阿見店 | 若栗2574-1 | 891-3055 |
| グルマ薬局中央店 | 中央4-8-31 | 891-1193 |
| 南山堂薬局南平台店 | 南平台1-32-1 | 893-6540 |
| さくらい薬局荒川本郷店 | 本郷1-2-14 | 830-4777 |
| 南山堂薬局荒川沖店 | 本郷1-22-1 | 843-7330 |

| 薬局名 | 住所 | 電話番号 |
|--------------|------------|----------|
| さんさん薬局荒川本郷店 | 本郷2-3-23 | 886-8172 |
| ライオン薬局阿見店 | 鈴木4-203 | 886-5820 |
| 霞ヶ浦薬剤センター薬局 | 中央3-20-2 | 888-2068 |
| ヤックスドラッグ阿見薬局 | 中央1-13-22 | 891-2388 |
| アスカ薬局阿見店 | 阿見2742-2 | 888-0227 |
| アサヒ薬局阿見店 | うずら野4-27-8 | 875-9556 |
| 南山堂薬局阿見町店 | 中郷2-30-6 | 840-2488 |
| アイン薬局阿見東店 | 吉原2672-11 | 846-7922 |





健康 マップ

医療法人悠有会
鈴木クリニック
理事長 鈴木有二

小児の発達障害や心身症の診療を行っています

小児科 日本小児科学会
小児科専門医 鈴木悠介

| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 8:30~11:30 | ● | ● | ● | △ | ● | ● |
| 14:30~15:00 予防接種/乳児健診 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 15:20~18:00 | ● | ● | ● | △ | ● | ● |

■休診日 木曜・日曜・祝日 ●一般外来 △専門診療(予約制)
※火曜・金曜の午後は専門診療が優先となります

内科・胃腸内科

| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 8:30~11:00 | ● | ● | ● | △ | ● | ● |
| 15:20~17:30 | ● | ● | ● | △ | ● | ● |

■休診日 木曜・土曜午後 ●一般外来 ○内視鏡検査(予約制)
日曜・祝日

土浦市中荒川沖町 5-17
☎029-841-7711

内科・循環器内科・小児科
石井内科クリニック
院長 石井 正徳

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| AM 9:00~12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | △ |
| PM 3:00~6:00 | ● | ● | △ | ● | ● | ● | △ |

休診日/水曜午後・土曜午後・日曜・祝日
土浦市右羽2626-66(自衛隊補給所裏)
☎(029) 841-6125

つじ耳鼻咽喉科クリニック

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~12:30 | ● | ● | ● | △ | ● | ● |
| 15:00~17:30 | ● | ● | ● | △ | ● | ● |

休診日:木曜・土曜午後・日曜・祝日
阿見町うずら野 4-27-5
☎029-801-3387
時間帯予約制 /24時間 WEB 予約可能



生活ガイド

医療法人社団 道淑会
高野医院
内科・小児科 休診日/木・土曜午後・日・祝日

| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|----------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 午前 8:30~12:00 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | △ |
| 午後 15:00~18:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※火・金の午後は在宅診療があるため診察時間の確認はお電話下さい。(予約可)

土浦市荒川沖西2-12-2
(029) 841-0154

<https://takano.or.jp/>
高野医院

市川ファミリークリニック
ICHIKAWA FAMILY CLINIC

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|----|
| 9:00-12:30 | ● | ● | ● | △ | ● | ● | △ |
| 15:00-17:30 | ● | ● | ● | △ | ● | ● | △ |

内科・糖尿病内科
阿見町本郷 1-2-1
TEL 029-843-3301

生活ガイド



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです

小児科宮崎こどもクリニック

院長 宮崎賢治 日本小児科学会認定小児科専門医

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|---|---|---|-------|---|---|
| 9:00~11:30 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 14:00~17:30 | ○ | ○ | ○ | ※第1,3 | ○ | ※ |

※乳児健診・予防接種(要予約)
窓口の受付は診療時間開始30分前からです。
休診日：日曜日・祝日・第2、4、5木曜日
携帯・パソコン・スマートフォンから診療の順番予約ができます。
<https://park.paa.jp/park2/clinics/2234/>

阿見町岡崎1-29-11 ☎029-891-3000
<http://www.miyazaki-kodomo.net>

歯科 / 小児歯科

しのつか歯科

SHINOTSUKA DENTAL CLINIC

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 09:00~12:30 | ● | ● | / | ● | ● | ● | / |
| 14:30~19:00 | ● | ● | / | ● | ● | ▲ | / |

▲…土曜日午後14:30~17:00 休診日：水曜、日曜、祝日

阿見町島津3794
029-888-2450
しのつか歯科 院長

内科・呼吸器内科・外科・小児科

さかえ医院

| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 午前 8:45~11:45 | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | / |
| 午後 14:45~18:15 | ○ | ○ | ○ | / | ○ | △ | / |

△土曜午後18:00~14:45
休診日：木曜日・日曜日・祝日
阿見町中央4-8-24 ☎888-2662

内科・腎臓内科
禁煙支援・高血圧・健康診断

あみ小林クリニック

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日祝 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|----|
| 午前9:00~12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | / |
| 午後2:30~6:00 | ● | ● | / | ● | ● | / | / |

休診日：水曜午後、土曜午後、日祝日
若栗1765-1 ☎029-888-2200
<https://www.ami-kobayashi.jp/>

整形外科 皮膚科 内科 リウマチ科

いなしきクリニック

| 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 8:30~12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 2:00~5:30 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

cf295334.cloudfree.jp ●診察日 ●休診日
稲敷市蒲ヶ山79-1
☎029-892-3372

医療法人社団 恵和会

朝田病院

ASADA MENTAL HOSPITAL
精神科 心療内科

| 診療時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~11:30 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | / |
| 13:30~15:00 | ● | / | / | ● | ● | ● | / |

【休診日】※初診は予約制です。
第1・第3土曜日・日曜日
阿見町若栗2584番地
☎029-887-0310



生活ガイド



リフォームの基礎知識 1

リフォームの進め方とポイント

STEP 1

具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point

- 時期、期間は？
- 予算は？



STEP 2

事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Point

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

STEP 3

着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Point

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？



STEP 4

着工後

Point

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントとは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

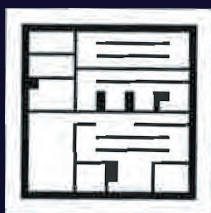
また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。



茨城県知事許可 第386号

お家のリフォームお任せください!



株式会社 〒300-0333 稲敷郡阿見町若栗2481

湯原建設 ☎029-887-1785
FAX 029-887-0879



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

屋根

外壁

雨樋

で暮らしを豊かに。街を華やかに。



大切な『わが家』おまかせください

地域密着だからできること。住まいの『困った』をゼロに。

私たちは屋根や外壁のプロですが、それ以前にこの街の一員でありたいと考えています。
電球の交換など些細なことでも構いません!お家のことなら何でもご相談ください。

株式会社 **あさみや**

阿見町阿見 5317-3
<https://home-roof.jp>



HP

点検・調査お見積り無料
☎ 029-801-3883

LINEからのお問い合わせはコチラ



「ライフスタイルに寄り添い、理想をかたちに」

- ・トイレ工事・システムキッチン工事・ユニットバス工事
- ・壁紙工事・フローリング工事・増改築工事
- ・サッシ工事・エクステリア工事

上記の内容以外でもリフォームに関わることならお任せ下さい



茨城県稲敷郡阿見町鈴木25-132

☎ 029-828-5850



株式会社リンクスホーム

新築・増改築・リフォーム
請負・設計・施工

お見積り / ご相談 無料



住宅の「困った?」小さな事でも
まずはお電話にてご相談ください!

有限会社 **櫻井建築**

阿見町阿見 4666-2341
TEL 029-887-5304

塗装

ハウスクエアなら
向井防水工業(株)



一級シーリング防水施工技能士

一級建築施工管理技士
代表取締役 **向井克拓**

どんな小さなお仕事でも
当社にお任せ下さい!

総合シーリング工事一式 茨城県知事許可(般-06)第36781号

向井防水工業(株)

茨城県牛久市さくら台 3-24-6

TEL 080-5412-6339

地域密着型

確かな技術力

緊急トラスル対応

街の水道屋さん

阿見町上下水道
指定工事店

ガス給湯器 最大 70%OFF

【例. ノーリツ・エコジョーズ GT-C2472SAW ¥132,990- ※定価 403,000】
エコキュート 入替交換標準工事パック [Panasonic, HE-S37LQ ¥363,000]

各種、設備機器、給排水の補助金申請も行います。
お気軽にご相談下さい。

水回りのリフォームでお困りの方へ

キッチン お風呂 トイレ

水回りの
リフォームなら

TOTO リモデルクラス正会員
トキワ住設サービスに
お任せください



株式会社トキワ住設サービス

阿見町実穀1654-5

☎ 0120-88-6424

トキワ住設サービス

検索



生活ガイド



リフォームの基礎知識 ②

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1~2」や「要介護1~5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体と相談してみると良いでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題が起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけではなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品の多くは、何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

水の困り事 おまかせください！
急なトラブルもお気軽にご相談ください

阿見町上下水道指定工事店

- ◆ 上下水道工事
- ◆ 水廻り(トイレ・洗面化粧台・ユニットバス・キッチン)のリフォーム
- ◆ 浄化槽・井戸ポンプの設置・給湯器
エコキュートのメンテナンス・交換

大和田設備工業株式会社 〒300-0333 稲敷郡阿見町若栗1362-6
 茨城県知事許可(般-07)第338999号 ☎029-887-6530
 e-mail:masahiroohwada@gmail.com FAX029-887-6515





空き家対策の基礎知識

空き家は、個人の財産。管理は所有者等の責任です。空き家を適切に管理せず、放置すると建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあり、ご近所にも影響が出る場合もあります。

空き家を
放っておくと
どうなるの？



リスク① 建物の劣化が進みます

リスク② 防災面・防犯面のリスクアップ

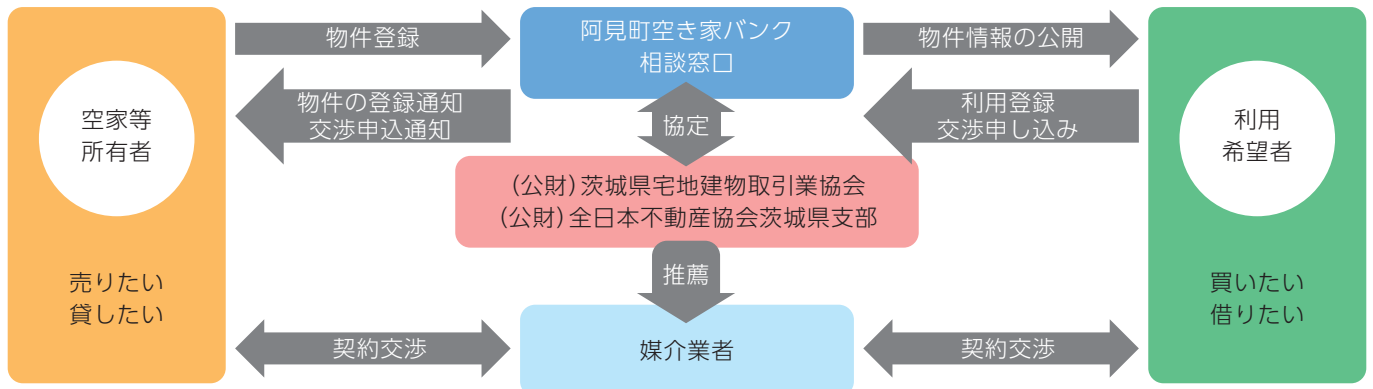
- 強風等による屋根や外壁材等の落下・飛散事故
- 老朽化による倒壊事故
- 放火等による火災
- 不審者の侵入や不法滞在
- ゴミの放置や投棄

リスク③ こんなリスクも！

- 維持管理、改修コストが増えます。
- 空き家の管理不全が原因での事故、災害の場合、損害賠償責任を負う可能性があります。
- 固定資産税等の大幅な増税になる可能性があります。

空き家バンク制度

● 町内に空き家をお持ちの方で、空き家を「売りたい」「貸したい」方々と、空き家を「買いたい」「借りたい」方々のマッチングを行う制度です。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



家屋解体工事

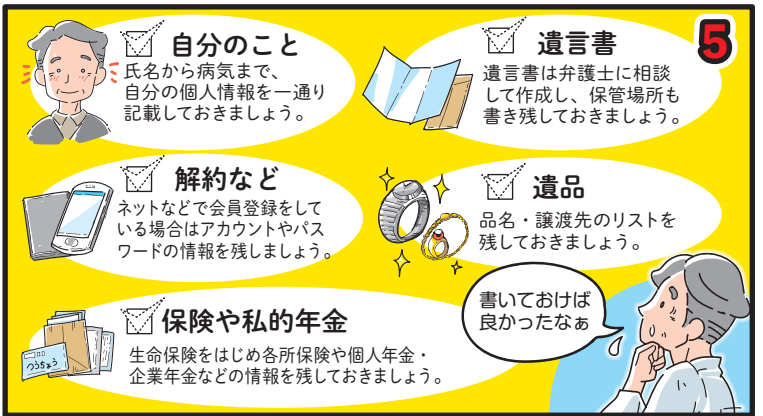
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿403-5
TEL 029-887-9744 FAX 029-888-0009
ホームページ <https://www.katsukouken.co.jp>

御見積無料

0120-879-744



生活ガイド



終活・相続のトータル相談
kobakeyFP事務所
エンディングノート作成講座

家族のためにできることは何か
相続にかかるお金・葬儀・おひとり様
※正確な金額は税理士さんも紹介します

一般社団法人配慮者支援協会
〒300-0337 阿見町中郷2-23-9
TEL 029-879-8120
✉ kobakey626@gmail.com

kobakey F P 事務所
終活カウンセラー
相続実務士

※相続に詳しい士業の先生
税理士・司法書士など紹介無料



永代供養合葬墓
受付中

※永代供養合葬墓は、管理費無料。
葬儀及び法要等(要電話)にて納骨できます。

天台宗 高照寺 〒300-1156 茨城県稲敷郡阿見町福田9 3 9番地
☎029-889-0250

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更) * 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

あみ司法書士事務所

(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 埜一樹

平日 午前9:00~午後6:00

*上記以外の時間帯や土日祝日でも対応致します。
*面談は、事前のご予約が必要です。

TEL 029-804-0382

E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号神林ビル202号室





お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

和型

最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいし)、下台石(げだいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいし)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。



洋型

芝生墓地やガーデン霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えていきます。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

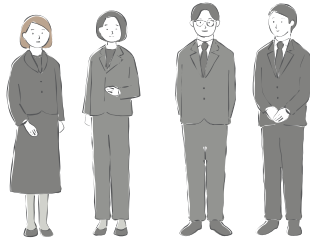


株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

服装のマナーについて

会葬者の服装は黒で統一する人がほとんどです。女性の場合は、地味なデザインのワンピースやスーツに、黒か肌色のストッキングを身につけて。濃い口紅は避け、傘は黒、ハンカチは白や地味な色のもを選びましょう。男性は、ブラックかダークスーツに、黒のネクタイを。



眞宗大谷派 一乗寺

阿見町うずら野2丁目19-7
電話：029-841-0740

公営 うしくあみ斎場
での家族葬

うしくあみ斎場の利用には、葬儀社のお手伝いが必要です。
お気軽に私たちへご相談ください!

いつもあなたのこころのそばに
牛久葬儀社 牛久市柏田町1907-1

24時間 365日対応

お く や み
☎ 0120-66-0983

墓所工事のお問い合わせ
ご相談は当社まで

こころをかたちに・・・

石の三共

日本石材産業協会正会員
(阿見住吉交差点角)

阿見町住吉1丁目26-3(～4)
☎ 029-843-0543 FAX 029-843-0544

お墓なんでも相談室

☎ 0120-054-344

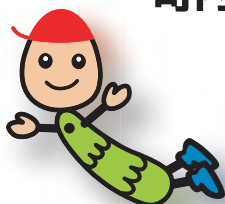


生活ガイド

「経営のこと、誰に相談したらいいか、わからない」

・・・そんなとき、最初に相談できる場所が商工会です。

商工会は
行きます
聞きます
提案します



町内で事業を営んでいる方へ

商工会は
事業者と地域をつなぐ
公的な経済団体として
中小・小規模企業の発展や
地域振興と賑わい作りのために
様々な事業を行なっています

経営支援

経営に関する課題を解決するために、多彩な支援でバックアップ

税務・経理

インボイス・税金の各種控除・消費税・青色申告制度などの相談対応、帳簿のつけ方から決算・確定申告までアドバイス。確定申告時期には税理士による税務相談を実施しています。

労務関係

従業員の福利厚生のために、労働保険・退職金などのご相談に応じたアドバイスを行なっています。

各種共済・保険制度

みなさまの会社のリスク管理は大丈夫ですか？
商工会では会員のみなさまの様々なリスクに備えるため、各種共済や保険制度をご用意。加入のご相談はお気軽に。

地域の事業者を支える、町の身近な相談窓口



阿見町商工会

URL <https://www.amishoko.com>

e-mail: ami46@peach.ocn.ne.jp

〒300-0335 阿見町岡崎 3-17-9 TEL 887-0552 / FAX 887-0342





大切な人の旅立ちを美しく彩る 花いっぱい家族葬

さようならの悲しみを、ありがとうの感動へ

大切な人の旅立ちを 美しいお花でデザインします。

セレモニー博善のお葬式は、祭壇を飾るのではなく「美しいお別れの空間」を創ります。最期の時間を悲しみだけでなく温かな感動で見送れるように、専門フラワーデザイナーと共に創造します。

心から見送りたい方に 事前相談がおすすめ！

「亡くなる前から葬儀の事を考えるなんてかわいそう...」確かにそれは正しい想いです。しかし、いざという時が避けられない事も事実。いざという時は突然訪れます。大切な人との最期の時間を頭が真っ白なまま過ごしてしまうのか、落ち着いた気持ちでゆっくりと見送れるのか。「事前相談」は最期の時間を「かけがえのない時間」にする方法です。



思いやりある、お葬式を
セレモニー博善

美浦セレモニーホール
家族葬会館「霞風」を運営しています

稲敷郡美浦村受領875-1

早朝・深夜でもすぐに対応いたします

☎029-885-3085

お問い合わせはこちらから



事前相談や事前登録以外で、「とりあえず一度詳細だけを聞きたい!」という方もこちらのフォームからご入力ください。



クレジットカード・電子マネー・スマホ決済がご利用可



※分割払いご希望の方は、事前にご相談下さい

事前相談のメリット

- 01 いざという時の手順がわかるので慌てない
- 02 費用に対する不安がなくなる
- 03 その人らしさを表現できるオリジナルの葬儀が叶う
- 04 どの葬儀社に任せるか比較して選ぶことができる

※葬儀の事前相談にデメリットはありません!





未就学から学齢期まで、安心できる支援と環境をご用意

お子さまの成長に合わせた最適なサポートを

グローバルキッズパーク・グローバルキッズメソッド 阿見店では専門職スタッフが連携し、お子さまの自己肯定感を大切にした療育を実施しています。



児童発達支援

グローバルキッズパーク 阿見店

専門職スタッフがことば・生活面・お友達との関わりを育てていきます

ずりばいや発語のない
お子さまも
受け入れ可能です

対象 **1歳**～

- ✓ 発語の遅れや動作などに不安がある
- ✓ 常に落ち着きがない、集中力がない
- ✓ 1歳半、3歳児健診で気になっていた

活動の
詳細は
こちら



個別療育



スタッフと一対一で
「できた！」を増やしていきます

グループ療育



大型遊具で体幹アップ！
遊びを通して社会性も育みます

日常生活支援



小学校入学前までに
自立できるようサポート！



放課後等デイサービス

Global Kids
method

グローバルキッズメソッド 阿見店

デジタル学習から運動まで、お子さまのやる気を引き出すプログラム

対象 小学校 **1年生**～

- ✓ 発達に不安や心配のあるお子さま
- ✓ 集団行動が苦手、落ち着きがない
- ✓ 小学校での学習の習得が難しい

活動の
詳細は
こちら



宿題・学習サポート



毎日の宿題やPC・タブレット学習で
勉強習慣を定着させていきます

レクリエーション



広々フロアで多彩なグループ活動！
遊びの中で協調性を養います

創作・アート



クリエイティブ能力や
想像力を広げていきます



送迎
サポートあり

通園先
通学先
ご自宅

🕒 終日お預かり
降園後ご利用OK

📅 土曜日・祝日
長期休暇対応

📄 併用ご利用OK
通園先 通学先 他事業所

無料体験・見学受付中！ お気軽にお問合せください♪

児童発達支援
グローバルキッズパーク
放課後等デイサービス
グローバルキッズメソッド

阿見店

住所 稲敷郡阿見町住吉2-14-2



0800-333-8415

受付時間
平日9:00～18:00

